

第4章

制度の概要と資料編

発達障害者の支援について

発達障害者支援法の制定

発達障害は、従来、身体障害、知的障害及び精神障害の各制度の谷間に置かれ、また、一般の理解が得られず、その発見が遅れ、必要な支援が届きにくい状態となっていたことから、発達障害者が乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が受けられるよう、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が制定され、平成17年4月から施行されました。

発達障害者支援法の成立に伴い、障害者関連の各制度においても、発達障害が位置付けられ、必要な支援サービスが提供される仕組みが整備されています。

発達障害者支援法の改正

平成17年4月に施行された発達障害者支援法は、障害者の権利に関する条約の署名（平成19年）・批准（平成26年）、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正（平成23年）を経て、施行後約10年が経過したことを踏まえ、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって所要の改正が行われました（平成28年8月施行）。

改正内容を含め、発達障害者支援法の概要は、次のとおりです。

発達障害者支援法の概要

第1 総則

●目的（第1条）

切れ目のない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定

●発達障害者の定義（第2条）

発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの

※ 社会的障壁:発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

●基本理念（第2条の2）

- 発達障害者の支援は、
- ①社会参加の確保の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。

②社会的障壁の除去に資する。

③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う。

●国及び地方公共団体の責務（第3条）

相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備

●国民の責務（第4条）

個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める

第2 発達障害者の支援のための施策

●発達障害の疑いがある場合の支援（第5条）

発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言

●教育（第8条）

発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進

●情報の共有の促進（第9条の2）

個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる

●就労の支援（第10条）

主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の確保、雇用の安定に努める

●地域での生活支援（第11条）

性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援

●権利利益の擁護（第12条）

差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること

●司法手続における配慮（第12条の2）

司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮

●発達障害者の家族等への支援（第13条）

家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

●センター等による支援に関する配慮（第14条）

センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮

●発達障害者支援地域協議会（第19条の2）

支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

●国民に対する普及及び啓発（第21条）

学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動

●専門的知識を有する人材の確保等（第23条）

専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施

●調査研究（第24条）

性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

「障害者総合支援法」「障害者手帳制度」「就労支援制度」などの概要

発達障害者を支援する法律は、発達障害者支援法をはじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）、知的障害者福祉法など多岐にわたります。

◆障害者総合支援法等

発達障害者については、知的障害を伴う場合は知的障害者として、知的障害を伴わない場合は精神障害者として、手帳の有無にかかわらず、医師の診断等により障害者総合支援法に基づく各種サービスの対象となり得ます。

障害者総合支援法のサービスのうち、発達障害児（者）の利用が見込まれる主なサービスとしては、相談支援事業、日中活動系サービスのうち、就労移行支援事業・就労継続支援事業（A型、B型）・自立訓練（生活訓練）・児童発達支援等、訪問系サービスの行動援護・移動支援・短期入所（ショートステイ）等、居住系サービスの共同生活援助（グループホーム）等があります。また、児童福祉法においては、児童発達支援、放課後等デイサービス等があります。

なお、自立支援医療（精神通院）の利用により、精神医療に係る通院やデイケア等の医療費、薬代等について給付が受けられます。

◆障害者手帳制度

知的障害を伴う発達障害の場合は、「愛の手帳」（東京都療育手帳）の交付によって、様々な援助措置がとられています。

また、知的障害を伴わない発達障害の場合は、「精神障害者保健福祉手帳」の交付が可能な場合があります（知的障害を伴う発達障害者も精神障害者保健福祉手帳の対象者の要件を満たせば同手帳の交付を受けられる場合があります）。

手帳の交付によって、各種税制優遇措置や交通機関運賃割引、生活保護の障害者加算などの援助措置が受

けられます。

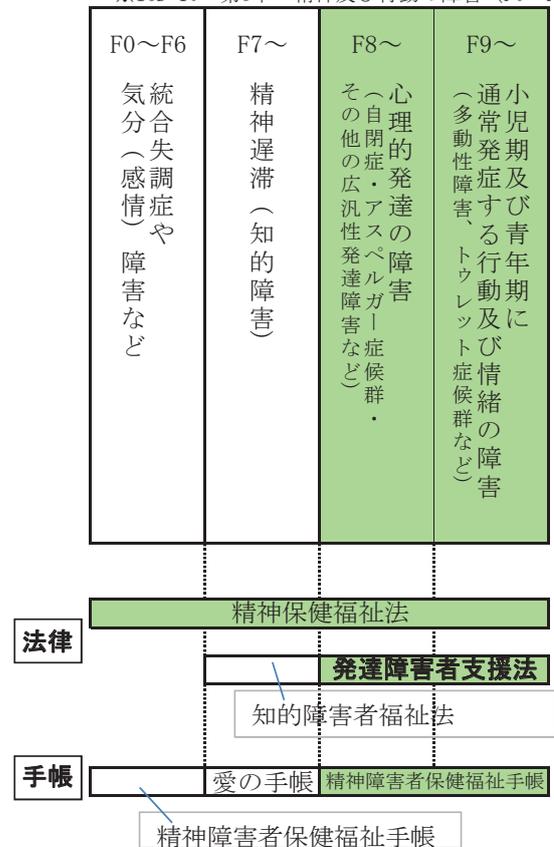
◆就労支援制度

発達障害者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の対象となり、障害者枠で就職できる場合もあります。

また、発達障害者も障害者就労支援の対象として、「愛の手帳」や「精神保健福祉手帳」の有無にかかわらず、ハローワークなどでの就労相談、地域の障害者職業センターでの職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターでの就業・生活両面にわたる相談・支援が受けられます。

発達障害の位置づけ

※ICD-10 第5章 精神及び行動の障害（F0～F9）



各種支援制度について

障害者総合支援法

障害福祉サービス等

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、障害の種類や程度などの勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟

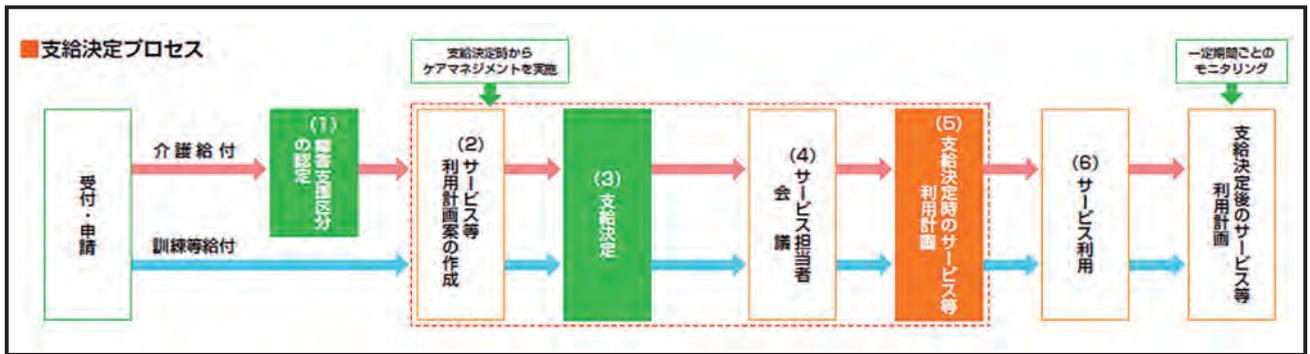
にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の「介護給付」と自立訓練、就労移行支援、共同生活援助（グループホーム）等の「訓練等給付」とがあります。利用に当たっては、区市町村の窓口で申請し、サービスの支給決定を受ける必要があります。

サービスには、原則1割の利用者負担がかかりますが、所得に応じた負担上限月額の設定や各種の負担軽減策が講じられています。

※発達障害者の障害福祉サービスの利用

発達障害者は、知的障害者に該当する場合には知的障害者として、知的障害に該当しない場合は精神障害者として、障害者総合支援法の対象となります。

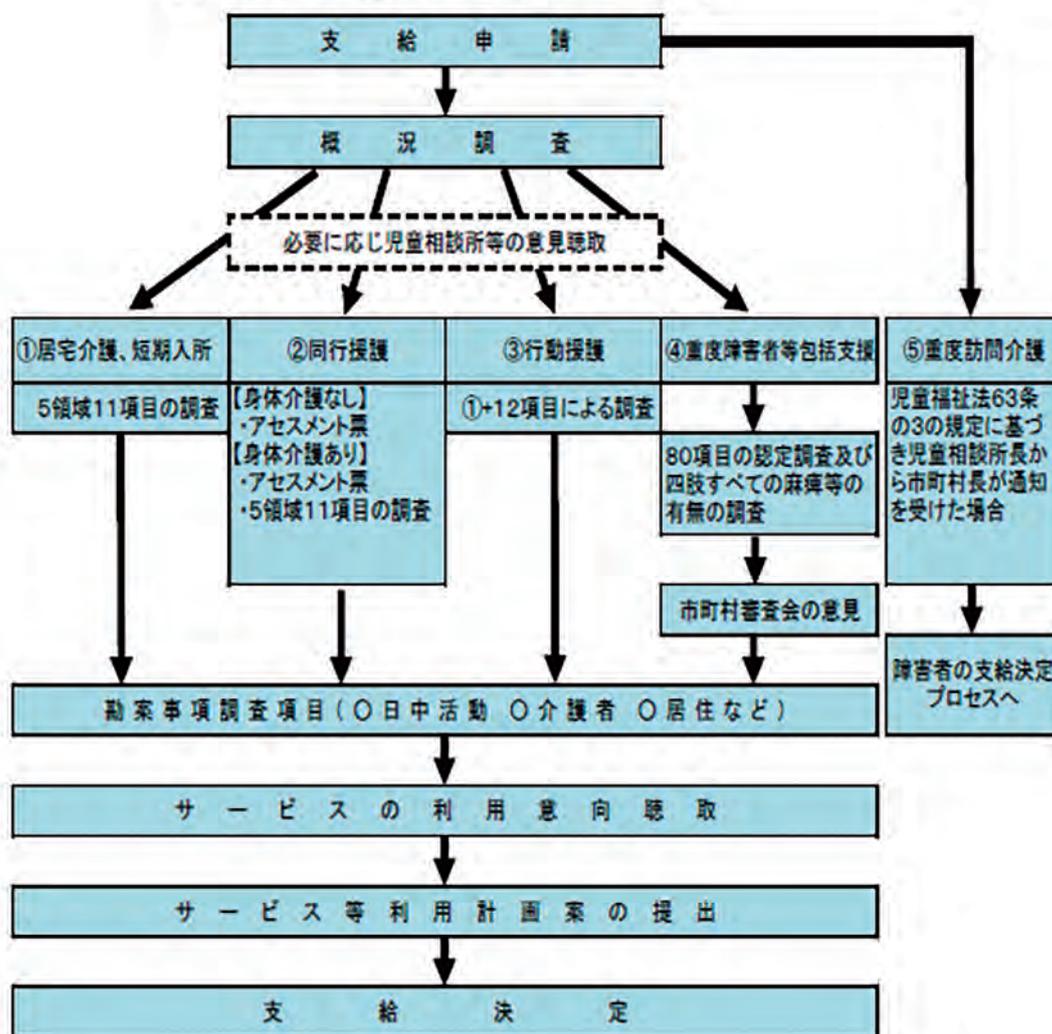


(障害福祉サービスの体系)

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事の介護・家事援助・コミュニケーション支援・外出時の移動介護などを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練、介護、日常生活の世話などを行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援 施設入所支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施します。 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護や、日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他生活上の援助を行います。

(障害児の支給決定について)

障害児の支給決定について



自立支援医療（精神通院）

障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（精神通院）」の利用により、精神疾患のため通院による治療を受ける場合は、通院医療費の負担が軽減されます。

●対象となる医療の範囲

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療が対象となります。精神通院医療に係る調剤・往診・デイケア・訪問看護も対象となります。

指定医療機関・薬局から、申請者が申請時にあらかじめ原則1か所ずつ決めた医療機関・薬局での利用に限ります。

●自己負担

原則として医療費の1割負担。ただし、「世帯」(*)の所得等に応じて1月当たりの自己負担に上限額が設定されます。

また、都独自に、社会保険加入者・後期高齢者医療制度加入者・国民健康保険組合加入者で区市町村民税非課税世帯に属する方には、1割の自己負担を無料としています（区市町村国民健康保険加入者に対しても、それぞれの国民健康保険より同様の助成制度を実施しています）。

※「世帯」の単位は、住民票上の世帯ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とする。

●手続方法

区市町村の窓口で診断書等必要書類を添えて申請し、受給者証（有効期間1年間）の交付を受けます。

自立支援医療の自己負担上限月額

原則として自己負担は1割負担。下記表の負担上限額の設定がある区分に該当する方は、それぞれの負担上限額が自己負担の上限となります。

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	区市町村民税非課税 本人収入≤80万	区市町村民税非課税 本人収入>80万	区市町村民税<3万3千 (所得割)	3万3千≤区市町村民税<23万5千 (所得割)	(23万5千≤区市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		自立支援医療の対象外
高額治療継続者(重度かつ継続) ※①					
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上 ※ 負担上限額 20,000円

世帯の所得が低所得1又は2の方は、東京都精神医療費助成制度又は国保精神医療給付金対象のため、どちらかの制度を申請すれば自己負担が0円になります。

※① 高額治療継続者(重度かつ継続)とは?

- ◆疾病、症状等から対象となる方
 - 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の方
 - 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、情動及び行動の障害または不安及び不穏状態の症状を示す精神障害のため、計画的かつ集中的な精神 通院医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要すると判断された方
- ◆疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
 - 医療保険の多数該当の方(高額療養費の支給回数が申請前12ヶ月に3回以上ある場合)

※② 一定所得以上の経過的特例について

一定所得以上の世帯に属する方は、原則自立支援医療の対象外ですが、高額治療継続者(重度かつ継続)については、令和3年3月31日まで経過的特例措置として、自立支援医療の対象となっています。

障害者手帳制度

障害者手帳は、手帳を持つ方が一定の障害にあることを証明するものです。知的障害を伴う場合は、愛の手帳(東京都療育手帳)、知的障害のない場合は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることで各種の支援が受けられます。

愛の手帳(東京都療育手帳)

●対象

児童相談所、東京都心身障害者福祉センターによって知的障害と判定された方

●申請手続

18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は東京都心身障害者福祉センター又は東京都心身障害者福祉センター多摩支所に申請し、判定を受けます(予約が必要です)。

●手帳の交付

上記の機関において判定した障害の有無や程度(1~4度)に基づき、東京都心身障害者福祉センターにおいて知的障害の認定を行い、手帳を発行します。交付は、申請を受け付けた各機関の窓口で行います。

●手帳を持っていることで受けられる主なサービス

※サービスにより障害等級等の利用要件があります。

心身障害者扶養共済、心身障害者医療費助成制度(マル障)、税金の減額・免除、都営交通無料乗車券の発行、各種交通機関割引(都内路線バス・JR・民営鉄道・旅客船・航空料金・有料道路通行料金等)、生活保護の障害者加算、都営住宅の入居募集時の優遇・特別減額・使用継承制度、都立施設の無料使用、都立公園内駐車場の無料利用、休養ホーム利用料の助成、NTTの電話番号案内の無料利用、携帯電話の割引利用、NHK受信料の減免、生活福祉資金貸付制度、駐車禁止規制の除外 など。

精神障害者保健福祉手帳

●対象者

精神疾患を有する方(精神保健福祉法第5条の定義による精神障害者)のうち精神障害のため長期にわた

り日常生活又は社会生活の制約がある方（知的障害者は含まれない。）

●申請手続

区市町村の窓口へ申請書と必要書類を提出します。

●手帳の交付

都立中部総合精神保健福祉センターにおいて審査を行い、等級（1～3級）が決定されれば、手帳を交付します。交付は、申請を受け付けた区市町村の窓口で行います。

●有効期間

原則として、申請を受理した日から2年

●手帳を持っていることで受けられる主なサービス

※サービスにより障害等級等の利用要件があります。

心身障害者扶養共済、税金の減額・免除、都営交通乗車証の発行、都内路線バスの運賃割引、生活保護の障害者加算、都営住宅の入居募集時の優遇・特別減額・使用継承制度、都立施設の無料使用、都立公園内駐車場の無料利用、休養ホーム利用料の助成、NTTの電話番号案内の無料利用、携帯電話の割引利用、NHK受信料の減免、生活福祉資金貸付制度、駐車禁止規制の除外、（1級の方のみ：心身障害者医療費助成制度（マル障））など。

障害年金制度など

障害基礎年金（国民年金法）

●一般的な障害基礎年金

初診日に被保険者であり、障害認定日に法令に定める障害等級1級又は2級の状態にある方で初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、保険料納付済期間+保険料免除期間が被保険者期間の2/3以上の期間があることが支給要件となります。

ただし、初診日が令和8年4月1日より前である場合については、初診日に65歳未満であれば、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料納付期間内に滞納がない場合は、保険料納付要件を満たしたものとされます。

※20歳前又は60歳以上65歳未満（国内にお住まいの方のみ）の年金未加入期間も対象となります。

※障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日又はその期間内で傷病が治った日

●事後重症による障害基礎年金

障害認定日において障害等級に該当しなかったものが、その後、その障害の程度が増進し、65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までの間に障害等級に該当した時は、その期間内に請求することができます。

●20歳未満に初診日がある方の障害基礎年金

初診日において20歳未満であったものが、障害認定日が20歳前のときは20歳に達した日（誕生日の前日）、あるいは障害認定日が20歳以後のときは障害認定日において、障害等級に該当するときは、障害基礎年金が支給されます。

ただし、受給権者本人の前年の所得が一定額を超える時は、原則として、その年の8月から翌年の7月までの支給額の全部又は2分の1を支給停止します（462万1千円を超えると全額支給停止、360万4千円を超えるとその半額が支給停止となります。）。

●国民年金法による障害基礎年金額（令和元年度）

（1級）975,125円+（子の加算）

（2級）780,100円+（子の加算）

※必ずしも障害者手帳の等級と一致するものではありません。

※毎年度、物価の変動に応じて改訂します。

障害厚生年金（厚生年金保険法）

●一般的な障害厚生年金

初診日において被保険者であり、障害認定日において法令に定める障害等級1級・2級・3級の状態にある方で、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金法の被保険者期間があるときは、「保険料納付済期間+保険料免除期間」が被保険者期間の2/3以上であることが支給要件となります。

ただし、初診日が令和8年4月1日より前である場合については、初診日に65歳未満であれば、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料納付期間内に滞納がない場合は、保険料納付要件を満たしたものとされます。

●事後重症による障害厚生年金

障害認定日において障害等級に該当しなかったものが、その後、その障害の程度が増進し、65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までの間に障害等級に該当したときは、その期間内に請求することができます。

●厚生年金法による障害厚生年金額（令和元年度）

（1級）報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額

（2級）報酬比例の年金額+配偶者加給年金額

（3級）報酬比例の年金額（最低保障額585,100円）

※1級・2級の場合は、障害基礎年金も受給できます。
※必ずしも障害者手帳の等級と一致するものではありません。

※毎年度、物価の変動に応じて改訂します。

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、福祉的措置として「特別障害給付金」が給付されます。

支給の対象となる方は、平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生又は昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある方です。

ただし、65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに当該障害状態に該当された方に限られます。

●特別障害給付金支給額

令和元年度の場合、障害基礎年金1級相当で基本月額52,150円、2級相当で基本月額41,720円（毎年度物価の変動に応じて改定します。）

また、本人の所得や老齢年金の受給状況等により、一定の制限があります。

●問合せ先

国民年金法に基づく障害基礎年金及び特別障害給付金についてはお住まいの区市町村。もしくは、厚生年金法に基づく障害厚生年金については、各年金事務所。

心身障害者(児)に関する手当制度

心身障害者（児）に関する手当は次のものがあります。

20歳以上の心身障害者に対しては、特別障害者手当、心身障害者福祉手当及び重度心身障害者手当があります。

20歳未満の心身障害児又はその養育者に対しては、児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当、障害

児福祉手当及び重度心身障害者手当があります。

いずれも、障害状況等の要件や所得による支給制限があります。

●問合せ先

各区市町村の窓口（障害児福祉手当及び特別障害者手当については、町村は西多摩福祉事務所、島しょは各支庁）

心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が死亡又は重度障害状態となったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と、障害者の福祉の向上を図る任意加入の制度です。

●加入資格

次の全ての要件に該当する方

- ① 障害者の保護者であること
- ② 都内に住所があること
- ③ 年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
- ④ 特別の疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

なお、障害者1人に対して1人の保護者のみ加入できる（2口まで）。

●障害者の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活が困難であると認められる方

- ① 知的障害者
- ② 身体障害者（身体障害者手帳1級～3級）
- ③ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①②と同程度と認められる方（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

●掛金の月額及び納付期間

月額掛金一覧

加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

（平成31年4月1日現在）

※掛金は改定されることがあります。その場合は、改定後の金額が適用されます。

次の2つの要件を両方とも満たした後の加入月から、掛金の振込みは不要となります。

- ① 年度初日の加入者年齢が65歳となったとき
- ② 加入期間が20年以上となったとき

●掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の2分の1を減額します。

- ① 生活保護受給者
- ② 住民税非課税者
- ③ 知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

●給付内容

- ① 年金 月額2万円（1口）
- ② 弔慰金

加入期間	金額（1口）
1年以上5年未満	50,000円
5年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

- ③ 脱退一時金

加入期間	金額（1口）
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

●申込み

区市町村の窓口

●問合せ先

東京都扶養共済事務センター 03-3344-8633
福祉保健局障害者施策推進部計画課
03-5320-4148（直通）

就労支援制度

障害者雇用について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、法定雇用率（国及び地方公共団体2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%、特殊法人等2.5%、民間企業2.2%）に相当する人数以上の障害者を雇用しなければならないと定められています。雇用率に算定される障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）となります。

事業主は、雇用率制度等の適用に当たり、個人情報保護法をはじめとする法令等に十分留意しながら、障害者である労働者の人数、障害種別、障害程度等を把握・確認することとなります。

障害者雇用の支援を受けて就労する場合は、就労時や就労後に、ジョブコーチ等の支援者による支援を受け障害特性等を企業に伝えることで理解が得られやすい、などのメリットがあります。手帳の取得や障害者雇用については、制度を利用するメリット、デメリットについて説明し、本人や家族の意見を尊重しながら進めていきます。

ハローワークや東京障害者職業センター等による就労支援サービス（職業リハビリテーション）については、手帳の取得がなくても対象となります。

職業紹介・情報提供

●ハローワーク（公共職業安定所）

障害者の職業相談、職業紹介を担当する窓口とともに企業の障害者雇用の窓口となる雇用指導官が配置されています。

また、雇用保険や公共職業訓練などの各種相談にも対応しています。

就労支援機関

●東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラーが配置され、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、障害のある方の就職や職場定着に向けた支援、障害のある方を雇用している、あるいは雇用を検討している事業主の方への相談・援助を行っています。

地域支援機関

●障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて設置されており、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活支援を行っています。

●区市町村障害者就労支援事業

区市町村が就労支援センターに、就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーターを配置し、就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、身近な地域で、障害者の一般就労を促進します。

また、地域開拓促進コーディネーターが、障害者雇用企業の新規開拓や就労希望者の掘り起こしを行います。

<支援内容>

職業相談、職場定着支援、就職準備支援、離職時の調整、職場開拓及び離職後の支援、職場実習支援、日常生活及び社会生活上必要な生活支援など。

各種訓練、トライアル雇用等

障害者就業支援情報コーナー (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援情報コーナー 電話03-5211-5462

障害者の方には障害者手帳の有無や障害の種別にかかわらず、財団が実施する様々な事業や、身近な地域で就労を支援してくれる機関の情報などを御紹介します。また、経験豊富な社会保険労務士等による障害年金請求手続き等の専門相談を行っています。(事前予約制) なお、障害当事者の方だけでなく、御家族など関係者の方にも御利用いただいています(職業紹介は行っていません)。

利用時間：月～金 9時～17時 ※土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

就活セミナー (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課企画普及係 電話03-5211-2681

就職活動に役立つビジネスマナーや、自己理解・企業理解などをテーマにした4日間のセミナーです。障害者の方と地域の就労支援機関職員がペアになって参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく、就職活動のポイントをお伝えして、練習を行います。

職場体験実習 (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課コーディネート事業係 電話03-5211-2682

働いた経験がない(少ない)、自分の適性が分からないなどにより、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、また、実習中の体験を通じて、自分の新たな課題を発見することもできます。地域の障害者就労支援機関を利用中の方が対象です。

①職場体験実習面談会

地域の就労支援機関職員とともに参加していただき、職場体験実習生の受入れを希望する複数の企業と面談することができます。

②実習先企業の紹介

地域の就労支援機関に対して、随時実習先を紹介しています。なお、紹介する実習先は、「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページの「職場体験実習受入れ企業一覧」で公開しています。実習の可否については、財団が企業に問

い合わせを行います。

●障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

障害者委託訓練 (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課委託訓練推進班 電話03-5211-2683

障害者委託訓練とは、(公財) 東京しごと財団がハローワークと連携して実施する障害のある方のための多様な職業訓練です。障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を身につけることを目的に、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

募集コース一覧は、「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業 委託訓練推進班」ホームページに掲載(毎月2回更新)しています。受講料は無料(訓練手当、昼食代、交通費等の支給はありません)。

求職者の方向けのコース お申込み先は、居住地管轄のハローワーク「障害者職業相談の窓口」です。

①知識・技能習得訓練コース 原則3か月以内

就職に必要な知識・技能の習得を図るコースです。

【訓練科目例】 ◎パソコン技能 ◎オフィス作業 ◎軽食喫茶業務 ◎清掃業務 等

②実践能力習得訓練コース 原則3か月以内

企業等を委託先として、実際の職場環境を活用した実践的な職業能力の習得を図ります。

【訓練科目例】 ◎事務補助 ◎清掃作業 ◎飲食店補助業務 等

③e-ラーニングコース 原則3か月から6か月以内

都内在住の通所が困難な障害者等を対象に、在宅でインターネットを通じてIT技能の習得を図ります(通信費、補助教材費は自己負担となります)。

【訓練科目例】 ◎IT技能 ◎Web制作基礎等

在職者の方向けのコース お申込み先は、財団障害者就業支援課 委託訓練推進班です。

④在職者訓練コース 原則3か月以内

企業等で働いている障害者の方が、雇用の継続を目的として必要な技能のスキルアップを図ります。

【訓練科目例】 ◎パソコン技能 等

企業見学 (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課コーディネート事業係 電話03-5211-2682

障害者の方が働いている現場を見たり、企業の担当者や障害者の方から直接話を聞くことで、企業等で働くことのイメージをつかむことができます。都内の障害者就労支援機関を利用中の方が対象です。当日は就労支援機関職員とともに参加いただきます。

東京ジョブコーチ支援センター 電話03-3378-7057

企業等で働くことが決まったが、「上司や同僚と上

手にやっていけるだろうか」、また、働き始めたけれど「仕事になじめず続けられるか不安だ」、その他職場に定着するために解決したい課題があれば、東京ジョブコーチの支援をご利用ください。御依頼は、障害当事者、雇用企業、地域の就労支援機関などの方が可能です。

代表連絡先

(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課 企画普及係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3

東京しごとセンター8階

電話 03-5211-2681 FAX 03-5211-5463

URL ◆ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

● トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)

ハローワーク等の紹介で障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とするものです。継続雇用する労働者（1年を超える期間の雇用が見込まれる者）へ移行することを目指して、1週間の労働時間が20時間以上の条件で精神障害者は最長6か月、その他の障害者は3か月間のトライアル雇用を行います。一定の要件を満たした場合、事業主に1人当たり、精神障害者は雇入れから3か月までが1か月最大8万円、雇入れから4か月以降が1か月最大4万円となっており、その他の障害者は1か月最大40,000円（最長3か月）の助成金が支給されます。

なお、3か月以上12か月以内の期間かつ1週間の労働時間が10時間以上20時間未満の条件で行う「障害者短時間トライアル雇用」もあり、こちらは精神障害者又は発達障害者を対象としています。障害者短時間トライアル雇用を実施した場合、事業所に1人当たり1か月最大40,000円（最長12か月）の助成金が支給されます。

● 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

発達障害者又は難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業所に対して助成するものであり、発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としています。

助成金支給額

対象労働者	企業規模	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	中小企業	120万円	2年間	第1期 30万円 第2期 30万円 第3期 30万円 第4期 30万円
	中小企業以外	50万円	1年間	第1期 25万円 第2期 25万円
短時間労働者(※)	中小企業	80万円	2年間	第1期 20万円 第2期 20万円 第3期 20万円 第4期 20万円
	中小企業以外	30万円	1年間	第1期 15万円 第2期 15万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

● 申込み先

最寄りのハローワークの障害者職業相談の窓口。

なお、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の内容に関しては、東京しごと財団障害者就業支援課にお問い合わせください。

障害者総合支援法による就労支援事業や、そのほかの福祉的就労等について

障害者総合支援法に基づく訓練等給付による就労支援事業として、就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業があります。

その他、障害のある方が通える場として、地域活動支援センター等がありますが、現状では、発達障害者への対応は事業所により異なります。

その他の法令や制度

障害者権利条約

● 障害者権利条約とは？

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば、

- ☆ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止
- ☆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進

☆ 条約の実施を監視する枠組みを設置等

障害者権利条約は、2006年12月に国連総会において採択され、2008年5月に発効しました。我が国は2014年1月20日に同条約を批准し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

●条約を締結するとどうなるの？

① 国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

☆ 障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。

☆ 条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、国の取組が後押しされます。

② 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。

障害者差別解消法

●障害者差別解消法とは？

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

国連の「障害者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に制定されました（施行は一部を除き平成28年4月1日）。

●概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 行政機関等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について、政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関ごとに、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

●「障害を理由とする差別」とは？

○不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

例：障害があることを理由に、説明会への参加を拒む。

○合理的配慮の不提供

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※1があった場合には、負担が重過ぎない範囲で、社会的障壁※2を取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことが求められます。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者と事業者が対話を重ね、解決策を検討していくという「建設的対話」がとても重要です。

例：障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応する。

※1 知的障害等により本人自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

※2 社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① 事物（通行や利用しにくい施設、設備など）（例：入口の幅が狭く、車いすで通れない。）
- ② 制度（利用しにくい制度など）（例：障害があると加入できない会員規約）
- ③ 慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）（例：講演会の申込先が電話番号のみで、聴覚・言語障害者が申し込めない。）
- ④ 観念（障害のある方への偏見など）（例：障害者は、○○と思うに違いない。）
などが挙げられます。

●東京都障害者差別解消条例について

東京都では、障害及び障害者への理解を深め、社会的障壁の除去の取組を一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を平成30年に制定しました。

条例では、民間事業者による「合理的配慮の提供」の義務化し、さらに、広域支援相談員を設置し、障害者及び事業者等からの差別に係る相談に対応します。

<広域支援相談員による相談窓口>

電話 03-5320-4223・FAX 03-5388-1413

メール syougaisyakenriyogo@section.metro.tokyo.jp

対応時間 平日9時～17時

	障害者差別解消法		都条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	× しては ならない	× しては ならない	× しては ならない
合理的配慮の提供	○ しなければ ならない	△ するように 努力する	○ しなければ ならない

成年後見制度

●成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人の意思を尊重しつつ本人を法的に保護・支援する制度です。

家庭裁判所が判断能力の不十分な人の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。

●法定後見制度

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」（判断能力が全くない方）、「保佐」（判断能力が著しく不十分な方）、「補助」（判断能力が不十分な方）の3つの類型があります。

また、成年被後見人については、平成25年の公職選挙法改正により、選挙権及び被選挙権が回復することとなりました。

●任意後見制度

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度。

●どんな時に使えるの？

〔財産管理の例〕

- ☆ 親が死亡した知的障害者が、相続や預貯金の管理に困っている。
- ☆ 認知症高齢者の預貯金を親族が勝手に使ってしまう。
- ☆ 認知症で、訪問販売等悪徳商法の被害に繰り返しかけてしまう。

〔身上保護の例〕

- ☆ 認知症の一人暮らしの高齢者だが、福祉サービスの利用契約が必要な場合。

- ☆ 親が死亡した一人暮らしの知的障害者が、引き続き福祉サービスを利用しながら、在宅で暮らしていけるよう、援助してくれる人が必要な場合。
- ⇒ 他にも様々なケースが想定されます。後見人は本人の希望を尊重しながら、必要な権限を組み合わせ、本人がより良い生活を送れるよう支援します。

日常生活自立支援事業 （地域福祉権利擁護事業）

●日常生活自立支援事業とは？

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを利用するに当たって必要な手続きなどについて援助します。

●サービスの内容

判断能力が不十分な方に対し、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」を組み合わせ、利用いただけます。

① 福祉サービスの利用援助

利用の手続きや料金の支払い、苦情解決制度利用の手続きなどについて助言・相談、代行や一部代理などの方法で援助します。

② 日常的金銭管理サービス

年金などの受取り手続きや公共料金などの支払い、預貯金の出し入れなどを行います。

③ 書類などの預かりサービス

年金証書や権利証などの大切な書類を金融機関の貸金庫でお預かりします。

●利用料

相談や支援計画の作成は無料です。

利用契約を締結した後の生活支援員による援助は有料になります。

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスは、通帳などを本人保管の場合 1回1時間まで1,500円。なお、区市町村社会福祉協議会が通帳をお預かりした上で、日常的金銭管理サービスを利用する場合は、1回1時間まで3,000円。

書類などの預かりサービスは、1か月1,000円。

災害時の発達障害者支援

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や令和元年10月に発生した令和元年台風19号による災害などにより、多くの方が避難所での生活を強いられ、不安な日々を過ごしました。このように避難された方の中には、自閉症をはじめとする発達障害のある方も含まれ、生活環境の変化への対応が難しく、より困難で厳しい環境におかれていました。

被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ（その1～3）

国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている発達障害情報・支援センターのホームページ上では、被災地で自閉症、発達障害児・者に対応することが必要な方々（避難所での支援に携わる方、家庭と一緒に過ごす家族）に理解してもらいたいこと、協力してもらいたいことをまとめ、紹介しています。

過去の災害において、発達障害情報・支援センターが作成した資料（前身の発達障害情報センター作成資料を含む。）を掲載しますので、災害時の発達障害者支援について考えていただくきっかけとなれば幸いです（出典：国立障害者リハビリテーションセンター・発達障害情報・支援センターホームページ）。



被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ（その1）

被災地で、発達障害児・者に対応することが必要な方々（避難所での支援に携わる方、家庭と一緒に過ごすご家族）に理解しておいていただきたいこと、ご協力いただきたいことをまとめました。

● 避難所での対応

発達障害のある子どもやその家族からは、下記にまとめたようなお願いをされることがあります。発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えませんが、みなさんの理解と支援を必要としています。

◆発達障害のある人への対応には、コツが必要です。だから、ご家族など本人の状態をよくわかっている人が近くにいる場合は、必ずかわり方を確認してほしい。

（対応例1）「必要な物品（薬、食品、筆記用具、玩具など）はありますか？」

（対応例2）「特に配慮すること（落ちつける場所、話しかけ方など）はありますか？」

◆発達障害のある人は、日常生活の変化が想像以上に苦手な場合が多いので、不安になって奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すこともあります。だから、行動してほしいことの具体的な指示、時間を過ごせるものの提供、スケジュールや場所の変更等を具体的に伝えてほしい。

（対応例3）「このシート（場所）に座ってください。」（×：そっちへ行っては駄目）

（対応例4）筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等の提供。（×：何もしないで待たせる）

（対応例5）「〇〇（予定）はありません。□□をします。」（×：黙って強引に手を引く）

（対応例6）「〇〇は□□（場所）にあります。」（×：「ここにはない」とだけ言う）

◆発達障害のある人は、感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞きとれなかったり、大勢の人がいる環境にすることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。だから、説明の仕方や居場所の配慮、健康状態のチェックには一工夫をしてほしい。

- (対応例7) 文字や絵、実物を使って目に見える形での説明や、簡潔・穏やかな声での話しかけ。
 (対応例8) 部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の保証をしてあげる。
 (対応例9) 怪我等としていないか、本人の言葉だけでなく身体状況を一通りよく見る。

● **自宅での対応**

・災害時の生活は普段とは随分異なる状況になります。この間、災害の対応が落ち着いた後の生活を踏まえた対応が必要になります。

◆学校や職場などの休み、停電、テレビ番組の変更など、当面は見通しが立たないことが多くなります。そのような場合でも、安定した生活リズムで過ごせるように、当面の新しい日課の提案や、時間を過ごせるものを用意する等の工夫が必要です。

◆被災状況のテレビ報道等を確認することも必要ですが、特に子どもの場合には、他人に起こったことでも自分のことのように感じてしまって、想像以上の恐怖体験となってしまう可能性があることも海外の調査で指摘されています。子どもの目に触れる時間帯には、別のことで時間を過ごせるような工夫をすることも必要です。



<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害情報センター



被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ(その2)

発達障害のある人やそのご家族の被災地での生活には、発達障害を知らない人には理解しにくいさまざまな困難があります。そんなとき、発達障害児・者への対応について少しでも理解している人がいると、周囲の人も含めてみんなが助かります。

● **避難所での対応**

・発達障害について知識があり、「どんなふうに情報を伝えたらよいか」「どんなふうに対応したらいいか」「発達障害について詳しくない人に、どんなふうに説明したらよいか」アドバイスや判断ができる人が必要です。このような人がいるかどうか、まずは避難所の中で確認しましょう。

◆地盤のゆるいところなど危険なところに行ってしまったり、病人の医療機器を触ってしまう子どもがいた場合。

(対応例1) ほかに注意や関心が向く興味のある遊びや手伝いに誘う、行ってはいけないところや触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付ける、などの工夫を実際に提案してくれる人がいると、大きな騒ぎになりません。

◆水や食料、毛布などの配給時にずっと待ってられないで、騒いでしまう子どもがいた場合。

(対応例2) 家族の代わりに子どもの相手をしたり、発達障害の特性を家族と一緒に周囲の人たちに説明していただくと、家族はたいへん助かります。

● **自宅での対応**

・被災後、学校や施設が休みになって、発達障害児・者がずっと出かけられずに家庭にいななければならない場合があります。中には、家族だけでは対応が困難になっていることがあります。このようなときには、子どもへの対応のサポートが必要かどうか、家庭を訪問して確認するなどの必要もあります。基本的にはそれぞれの地域の行政の人がこの役割を担いますが、発達障害者支援の知識を持った人が同行することも、時として役に立ちます。

◆余震が続いたり、家族の不安な様子を見て、こだわり行動や不眠が続くという子どもがいた場合や、配給や買い物、役所や銀行などの手続きに行けずに困っている場合。

(対応例3) 家族の代わりに発達障害のある子どもの相手をしたり、メンタルヘルスの相談などの利用について情報提供を行って、家族の負担を軽減してあげることができます。

◆災害前は自分一人できていたことも、家族に甘えることが増えて自分でなくなるということもあります。

(対応例4) 子どもが自分一人でやるように励ますのか、一時期のことだから甘えることをよしとするのかといった相談を個々に聞いてあげること、家族を安心させることができます。

● **心得ておくべきこと**

・発達障害のある人の特性は一人ひとり異なります。普段の支援方法と大きく異なると、関わったことがかえって混乱を招くことがあります。本人や家族、本人の様子をよく知る人にできるだけ確認しましょう。

・実際に関わって、気になった点や気づいた点については、避難所や訪問の際の担当者に必ず情報を伝え、申し送りをしましょう。一貫したサポートを受けられることで、発達障害のある人やその家族も安心できますし、災害時のような支援が必要でなくなった後の生活の安定にもつながります。

・実際に関わって、気になった点や気づいた点については、避難所や訪問の際の担当者に必ず情報を伝え、申し送りをしましょう。一貫したサポートを受けられることで、発達障害のある人やその家族も安心できますし、災害時のような支援が必要でなくなった後の生活の安定にもつながります。



<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害情報センター



被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ（その3）

◆発達障害のある人の困っていることへの気づき

避難所の生活や災害時の特別な状態での家庭生活が長期化するにつれて、徐々に心身ともに疲れやストレスが蓄積してきます。そのこと自体は発達障害のある人もない人も同じですが、周囲から見てわかりにくい発達障害の場合に特に必要となる視点をまとめました。

発達障害の人やその家族が困っている様子に気づくためには、若干の知識とコツを身につけておく必要があります。以下の視点や例を参考にして、まずは困っていることに気づいてあげてください。

● **健康状態の把握**

・発達障害のある人の場合は、体調や怪我について我慢しているのではなく、本人自身が気づいていない場合があります。気づかずにそのまま放置すると、体調や怪我の状態が悪化してしまう場合がありますので、丁寧な観察と聞き取りが必要です。

◆気づくための観察例

- ・息切れ、咳などが頻繁でないか。
- ・やけどや切り傷、打撲などがないか。
- ・着衣が濡れたままでも着替えていないということがないか。

◆気づくための質問例

- ・いつもより寒くないですか？ 歩くときにふらふらしませんか？
- ・頭のこぶ、腕や足に怪我がありませんか？
- ・洋服の着替えがありますか？

● **ストレス状態の確認**

・発達障害のない人には平気なことでも、発達障害のある人には日常生活に困難さを感じるくらい苦痛に感じていることがあります。発達障害のない人よりもストレスの蓄積が起きやすいので、支援を優先的に考える必要がある場合があります。

◆気づくための観察例

- ・好き嫌いによる食べ残しが多くないか。
- ・物資の配給のアナウンスがあっても、反応が遅かったり、どこに行っていかわからず困っているようなことがないか。
- ・耳ふさぎや目閉じなど、刺激が多くて苦しそうな表情をしていないか。

◆気づくための質問例

- ・食べられない食材がありましたか？
- ・配給に並ぶ場所がわかりましたか？
- ・他の場所（避難所内外）へ移動したいという希望はありますか？

●家族の状態の確認

・災害の影響で子どもから家族が離れられなくなる場合や、避難所の中で理解者が得られない場合などに、発達障害のある人の家族のストレスは高まります。本人の支援を一番長い時間担当するのは家族であり、家族のサポートを迅速に行うことは効率的といえます。

◆必要になる場面

- ・多動や衝動的な行動、奇声やパニック、こだわり行動などがあって、家族が本人への対応に追われている場合。
- ・子どもの行動のことで、周囲の避難所にいる人に理解や協力を得られずに孤立している場合。

◆家族への具体的な声かけ

- ・一日の中で、どのような時間が一番大変ですか？
- ・どの場所で大変さを感じますか？

●周囲に対応に協力してくれる人がいるかどうかの確認

・発達障害のある人は、一人ひとりの健康状態、ストレスの蓄積につながる状況などが個々様々で、対応方法が見つけにくいことがあります。個別的な配慮が必要になる場合は、周囲に本人をよく知っている人がいるか、その人は対応に協力してもらえるか確認しておく必要があります。

◆必要になる場面

- ・トイレの場所や食事の時間など、頻繁に会場責任者のところに質問に来る人がいた場合。

- ・周囲と全くかかわらない人がいる、発達障害のある人が繰り返し叱られているなど、集団の大多数の動きとは違う状態を示している場合。

◆具体的な声かけ

- ・（発達障害のある人に）困ったときに、相談できそうな方は近くにいますか？ 普段はどんな人に相談していますか？
- ・（その他、周囲の人に）普段の様子をご存じの方はいますか？ 対応に協力していただける方はいますか？



<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害情報センター



WHOの国際疾病分類 (ICD-10)

心理的発達の障害 (F80-F89)

F80 会話及び言語の特異的発達障害

- F80.0 特異的会話構音障害
- F80.1 表出性言語障害
- F80.2 受容性言語障害
- F80.3 てんかんを伴う後天性失語 (症) [ランドウ・クレフナー症候群]
- F80.8 その他の会話及び言語の発達障害
- F80.9 会話及び言語の発達障害、詳細不明

F81 学習能力の特異的発達障害

- F81.0 特異的読字障害
- F81.1 特異的書字障害
- F81.2 算数能力の特異的障害
- F81.3 学習能力の混合性障害
- F81.8 その他の学習能力発達障害
- F81.9 学習能力発達障害、詳細不明

F82 運動機能の特異的発達障害

F83 混合性特異的発達障害

F84 広汎性発達障害

- F84.0 自閉症
- F84.1 非定型自閉症
- F84.2 レット症候群
- F84.3 その他の小児<児童>期崩壊性障害
- F84.4 知的障害 (精神遅滞) と常同運動に関連した過動性障害
- F84.5 アスペルガー症候群
- F84.8 その他の広汎性発達障害
- F84.9 広汎性発達障害、詳細不明

F88 その他の心理的発達障害

F89 詳細不明の心理的発達障害

小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)

F90 多動性障害

- F90.0 活動性及び注意の障害
- F90.1 多動性行為障害
- F90.8 その他の多動性障害
- F90.9 多動性障害、詳細不明

F91 行為障害

- F91.0 家庭限局性行為障害
- F91.1 非社会化型<グループ化されない>行為障害
- F91.2 社会化型<グループ化された>行為障害
- F91.3 反抗挑戦性障害
- F91.8 その他の行為障害
- F91.9 行為障害、詳細不明

F92 行為及び情緒の混合性障害

- F92.0 抑うつ性行為障害
- F92.8 その他の行為及び情緒の混合性障害
- F92.9 行為及び情緒の混合性障害、詳細不明

F93 小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害

- F93.0 小児<児童>期の分離不安障害
- F93.1 小児<児童>期の恐怖症性不安障害
- F93.2 小児<児童>期の社交不安障害
- F93.3 同胞抗争障害
- F93.8 その他の小児<児童>期の情緒障害
- F93.9 小児<児童>期の情緒障害、詳細不明

F94 小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害

- F94.0 選択 (性) かん<緘>黙
- F94.1 小児<児童>期の反応性愛着障害

F94 小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害

- F94.0 選択 (性) かん<緘>黙
- F94.1 小児<児童>期の反応性愛着障害
- F94.2 小児<児童>期の脱抑制性愛着障害
- F94.8 その他の小児<児童>期の社会的機能の障害
- F94.9 小児<児童>期の社会的機能の障害、詳細不明

F95 チック障害

- F95.0 一過性チック障害
- F95.1 慢性運動性又は音声性チック障害
- F95.2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害 [ドゥラトゥーレット症候群]
- F95.8 その他のチック障害
- F95.9 チック障害、詳細不明

F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害

- F98.0 非器質性遺尿 (症)
- F98.1 非器質性遺糞 (症)
- F98.2 乳幼児期及び小児<児童>期の哺育障害
- F98.3 乳幼児期及び小児<児童>期の異食 (症)
- F98.4 常同性運動障害
- F98.5 吃音症
- F98.6 早口<乱雑>言語症
- F98.8 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害
- F98.9 小児<児童>期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害

詳細不明の精神障害 (F99)

F99 精神障害、詳細不明

発達障害者支援法

(平成十六年十二月十日 法律第百六十七号)

目次

- 第一章 総則 (第一条—第四条)
- 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策 (第五条—第十三条)
- 第三章 発達障害者支援センター等 (第十四条—第十九条の二)
- 第四章 補則 (第二十条—第二十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(平二八法六四・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、

観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(平二八法六四・一部改正)

(基本理念)

第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

(平二八法六四・追加)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念(次項及び次条において「基本理念」という。)にのっとり、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

4 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監

護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

- 5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。
(平二八法六四・一部改正)

(国民の責務)

第四条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。
(平二八法六四・一部改正)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

- 第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。
(平二〇法七三・平二八法六四・一部改正)

(早期の発達支援)

- 第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。
- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。
(平二四法六七・一部改正)

(教育)

- 第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。
- 2 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。
(平一八法八〇・平二八法六四・一部改正)

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(情報の共有促進)

第九条の二 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとする。

(平二八法六四・追加)

(就労の支援)

第十条 国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

3 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(平二〇法九六・平二八法六四・一部改正)

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(平二八法六四・一部改正)

(権利利益の擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別され、並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするた

め、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすることその他の発達障害者の権利利益の擁護のために必要な支援を行うものとする。

(平二八法六四・一部改正)

(司法手続における配慮)

第十二条の二 国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。

(平二八法六四・追加)

(発達障害者の家族等への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

(平二八法六四・一部改正)

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

- 2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。
- 3 都道府県は、第一項に規定する業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。
(平二八法六四・一部改正)

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

- 第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

- 第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(発達障害者支援地域協議会)

- 第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。
- 2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
(平二八法六四・追加)

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
(平二八法六四・一部改正)

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確

保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。

(平二八法六四・一部改正)

(調査研究)

第二十四条 国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明及び診断、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(平二八法六四・一部改正)

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二四法律六七)抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二八年六月三日法律第六四号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成二八年政令第二七二号で平成二八年八月一日から施行)

(検討)

2 政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、日常生活を営むのにその一部につき援助が必要で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者等の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、これらの者の支援の在り方について、児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策の活用を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

発達障害者支援法施行令

(平成十七年四月一日)
(政令第百五十号)

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項、第十四条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

(法第十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人とする。

(平一九政三九・平二二政六三・一部改正)

(大都市等の特例)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十六に定めるところによる。

(平二三政三六一・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年一月一日)

附 則（平成二二年三月三十一日政令第六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月二八日政令第三六一号）

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条（地方自治法施行令第百七十九号及び別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項の改正規定を除く。）及び第二条並びに附則第三条から第五条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

発達障害者支援法 施行規則

(平成十七年四月一日)
(厚生労働省令第八十一号)

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について

障発0801第1号
職発0801第1号
雇児発0801第1号
28文科初第609号
平成28年8月1日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省生涯学習政策局長
文部科学省高等教育局長

「発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）」（以下「改正法」という。）は平成28年6月3日に公布され、「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成28年7月29日政令第272号）」により、同年8月1日から施行されたところである。

改正法の制定の経緯、趣旨及び概要は下記のとおりであるので、管下区市町村、教育委員会、関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言及び援助を行い、本法の運用に遺漏のないようにご配慮願いたい。

記

第1 改正法の制定の経緯及び趣旨

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきた。一方、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、例えば、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援

など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められている。

また、我が国においては、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の成立などの法整備が行われるなど、共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている。

改正法は、こうした状況に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、平成28年5月11日に衆議院厚生労働委員会において起草され、同月12日に衆議院において、同月25日に参議院において、それぞれ全会一致で可決され成立に至ったものである。

第2 改正法の概要

1 目的の改正について（第1条関係）

目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとりこと等を規定するものとしたこと。

2 定義の改正について（第2条第2項及び第3項関係）

(1) 「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとしたこと。

(2) 「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしたこと。

3 基本理念の新設について（第2条の2関係）

(1) 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として行われなければならないこととしたこと。

(2) 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として行われなければならないこととしたこと。

(3) 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないこととしたこと。

4 国及び地方公共団体の責務の追加について（第3条第3項関係）

国及び地方公共団体の責務として、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うことを規定するものとしたこと。

5 国民の責務の改正について（第4条関係）

国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならないものとしたこと。

6 児童に発達障害の疑いがある場合における支援に関する改正について（第5条第3項関係）

市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとしたこと。

7 教育に関する改正について（第8条第1項関係）

発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別的教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定し、あわせて、専修学校の高等課程に在学する者を教育に関する支援の対象である発達障害児に含まれることを規定するものとしたこと。

8 情報の共有の促進の新設について（第9条の2関係）

国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとしたこと。

9 就労の支援に関する改正について（第10条第1項及び第3項関係）

(1) 就労の支援について、これまで国が様々な取組を進めてきたことを踏まえ、その主体に現行の都

道府県に加えて国を規定するとともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないことを規定するものとしたこと。

(2) 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないものとしたこと。

10 地域での生活支援に関する改正について（第11条関係）

発達障害者に対する地域での生活支援について、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて行うこととしたこと。

11 権利利益の擁護に関する改正について（第12条関係）

権利利益を害されることの例示として、発達障害者がその発達障害のために、いじめ及び虐待を受けること並びに消費生活における被害を受けることを加えるとともに、権利利益の擁護のための必要な支援として、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること並びに成年後見制度が適切に行われ、又は広く利用されるようにすることを規定するものとしたこと。

12 司法手続における配慮の新設について（第12条の2関係）

国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとしたこと。

13 発達障害者の家族等への支援に関する改正について（第13条関係）

都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならないこととしたこと。

14 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮の新設について（第14条第3項関係）

都道府県は、発達障害者に対する専門的な相談支援等の業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとしたこと。

15 発達障害者支援地域協議会の新設について（第19条の2関係）

(1) 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（(2)において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができるものとしたこと。

(2) 発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとしたこと。

16 国民に対する普及及び啓発に関する改正について（第21条関係）

国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとしたこと。

17 専門的知識を有する人材の確保等に関する改正について（第23条関係）

国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとしたこと。

18 調査研究に関する改正について（第24条関係）

国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明及び診断、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとしたこと。

19 大都市等の特例について（第25条関係）

発達障害者支援法において、都道府県が処理することとされている事務のうち、第6条第3項、第10条第1項及び第2項、第13条、第14条第1項及第3項、第16条、第17条、第18条、第19条第1項並びに第19条の2第1項の事務については、発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第3条に定めるとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項により指定都市が処理するものとしたこと。

20 検討規定について（附則第2項関係）

政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、日常生活を営むのにその一部につき援助が必要で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者等の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、これらの者の支援の在り方について、児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策の活用を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしたこと。

相談・支援機関一覧

障害等に関する相談窓口

●東京都発達障害者支援センター（TOSCA）

発達障害に関する全般的な相談支援・就労支援・講習会等の普及啓発等を行っています。

世田谷区船橋1-30-9 03-3426-2318

●都立（総合）精神保健福祉センター

精神的な悩みへの専門相談・支援や家族講座、精神障害者の社会復帰・リハビリテーション、関係機関職員向け研修等を実施しています。

各センターにおいて、思春期・青年期の発達障害者向けのデイケアプログラムを実施しています。

東京都立中部総合精神保健福祉センター

世田谷区上北沢2-1-7 03-3302-7711（相談専用）

担当地区：港・新宿・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

東京都立多摩総合精神保健福祉センター

多摩市中沢2-1-3 042-371-5560（相談専用）

担当地区：多摩地域

東京都立精神保健福祉センター

台東区下谷1-1-3 03-3844-2212（相談専用）

担当地域：千代田・中央・文京・台東・墨田・江東・豊島・北・荒川・板橋・足立・葛飾・江戸川・島しょ地域

●都立小児総合医療センター こころの電話相談室

子供の行動面や心についての気がかり、病院受診への迷いなどについて、心理職が相談に応じています。

042-312-8119（相談専用）

●東京都保健所（多摩地域・島しょ）

精神保健福祉相談、訪問指導、（精神）専門グループワークを行っています。

西多摩保健所

青梅市東青梅1-167-15 0428-22-6141

所管区域：青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩

南多摩保健所

多摩市永山2-1-5 042-371-7661

所管区域：日野、多摩、稲城

多摩立川保健所（仮庁舎）

立川市羽衣町2-63東京都立川保健衛生仮庁舎内 042-524-5171

所管区域：立川、昭島、国分寺、国立、東大和、武蔵村山

多摩府中保健所

府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内 042-362-2334

所管区域：武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江

多摩小平保健所

小平市花小金井1-31-24 042-450-3111

所管区域：小平、東村山、清瀬、東久留米、西東京

島しょ保健所大島出張所

大島町元町字馬の背275-4 04992-2-1436

所管区域：大島、利島、新島、神津島

島しょ保健所大島出張所新島支所

新島村本村6-4-24 04992-5-1600

島しょ保健所大島出張所神津島支所

神津島村1088 04992-8-0880

島しょ保健所三宅出張所

三宅村伊豆1004 04994-2-0181

所管区域：三宅、御蔵島

島しょ保健所八丈出張所

八丈町三根1950-2 04996-2-1291

所管区域：八丈、青ヶ島

島しょ保健所小笠原出張所

小笠原村父島字清瀬 04998-2-2951

所管区域：小笠原

●東京都心身障害者福祉センター

法に基づく知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所として、愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定を行うとともに、区市町村等への専門的な知識・技術を必要とする相談・指導などを行っています。

また、愛の手帳及び身体障害者手帳の交付や、東京都重度心身障害者手当の認定・支給などを行っています。

東京都心身障害者福祉センター

新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2946

東京都心身障害者福祉センター多摩支所

国立市富士見台2-1-1 042-573-3311

●区市町村の発達障害に関する相談窓口（令和2年2月1日現在）

区市町村により、障害児（者）福祉部門、保健部門、児童福祉部門等が相談窓口となっています。

※本リスト掲載の許可が得られたものについてのみ掲載するものです。

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容																
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就労支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人			
千代田区	障害福祉主管課	障害者福祉課総合相談担当	102-8688	千代田区九段南1-2-1	03-5211-4217	介護給付	○																
	保健所・保健センター	千代田保健所	102-0073	千代田区九段北1-2-14	03-5211-8175	発達相談、育児相談、精神保健相談	○	○											○	○	○	○	
	児童福祉主管課	児童・家庭支援センター	101-0048	千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階	03-5298-2424	発達相談、就学相談、通所給付	○	○	○	○			○							○	○	○	
中央区	障害福祉主管課	障害者福祉課	104-8404	中央区築地1-1-1	03-3546-6032	障害者福祉相談	○						○							○	○	○	
	生活介護	中央区立福祉センター	104-0044	中央区明石町12-1	03-3545-9311	生活支援							○									○	
	就労継続支援事業所(B型)	中央区立福祉センター	104-0044	中央区明石町12-1	03-3545-9311	就労支援							○	○								○	
	地域活動支援センター	中央区立福祉センター	104-0044	中央区明石町12-1	03-3545-9311	生活支援							○									○	
	基幹相談支援センター	中央区立福祉センター 基幹相談支援センター	104-0044	中央区明石町12-1	03-6264-3957	障害に関する相談、関係機関紹介等	○														○	○	
	児童発達支援	中央区立子ども発達支援センターゆりのき	104-0044	中央区明石町12-1	03-3545-9844	発達相談			○													○	
	放課後等デイサービス	中央区立子ども発達支援センターゆりのき	104-0044	中央区明石町12-1	03-3545-9844	発達相談			○													○	
	保育所等訪問支援	中央区立子ども発達支援センターゆりのき	104-0044	中央区明石町12-1	03-3545-9844	発達相談			○													○	
	保健所・保健センター	中央区保健所	104-0044	中央区明石町12-1	03-3541-5963	こどもの発達相談(就学前)、こころの健康相談	○															○	○
		日本橋保健センター	103-0012	中央区日本橋堀留町1-1-1	03-3661-3515	こどもの発達相談(就学前)こころの健康相談	○															○	○
月島保健センター		104-0052	中央区月島2-10-3	03-5560-0765	こどもの発達相談(就学前)こころの健康相談	○															○	○	
港区	障害福祉主管課	障害者福祉課	105-8511	港区芝公園1-5-25	03-3578-2111 (代表) 内線2694	障害者福祉サービス一般	○								○	○					○	○	
		発達支援センター相談室 ※令和2年4月から段階的に移転予定	108-0072	港区白金1-16-4	03-3441-5260	発達障害児・者、発達の気になる児童の相談	○	○	○	○					○	○					○	○	
	福祉事務所 (各地区総合支所内に設置)	芝地区総合支所	105-8511	港区芝公園1-5-25	03-3578-2111 (代表)	育児相談 精神保健福祉相談 総合支援法サービス申請 身体障害者手帳申請 児童福祉法サービス申請 医療費助成申請	○															○	○
		麻布地区総合支所	106-8515	港区六本木5-16-45	03-3583-4151 (代表)	育児相談 精神保健福祉相談 総合支援法サービス申請 身体障害者手帳申請 児童福祉法サービス申請 医療費助成申請	○																○
		赤坂地区総合支所	107-8516	港区赤坂4-18-13	03-5413-7011 (代表)	育児相談 精神保健福祉相談 総合支援法サービス申請 身体障害者手帳申請 児童福祉法サービス申請 医療費助成申請	○																○
		高輪地区総合支所	108-8581	港区高輪1-16-25	03-5421-7611 (代表)	育児相談 精神保健福祉相談 総合支援法サービス申請 身体障害者手帳申請 児童福祉法サービス申請 医療費助成申請	○																○
		芝浦港南地区総合支所	105-8516	港区芝浦1-16-1	03-3456-4151 (代表)	育児相談 精神保健福祉相談 総合支援法サービス申請 身体障害者手帳申請 児童福祉法サービス申請 医療費助成申請	○																○
	保健所・保健センター	みなと保健所	108-8315	港区三田1-4-10	03-6400-0084	育児相談 精神保健福祉相談 育成医療申請 小児慢性疾患医療費助成 精神障害者社会復帰援助事業 関係機関紹介	○	○	○						○	○						○	○
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	108-8315	港区三田1-4-10	03-6400-0090 虐待相談専用 ダイヤル 03-6400-0092	子どもと家庭の総合相談 虐待相談窓口	○															○	○
	区立療育機関(法外)	障害保健福祉センターこども療育パオ ※令和2年4月移転予定	105-0014	港区芝1-8-23	03-5439-8055	障害児の療育相談・支援(就学前)	○	○	○													○	○
教育関係 ※教育相談所含む	教育センター ※令和2年4月移転予定	108-0072	港区白金3-18-2	03-5791-5661	教育全般の相談	○	○														○	○	

第4章

制度の概要と資料編

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容																				
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就業支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人							
港区	地域の相談拠点	障害保健福祉センター	105-0014	港区芝1-8-23	03-5439-8053	障害児・者全般の相談	○											○	○	○	○	○					
		新橋はつらつ太陽	105-0004	港区新橋6-19-2	03-3433-0181	知的障害者の入所・生活介護	○															○	○	○	○		
		あいはーと・みなど	105-0013	港区浜松町2-6-5 浜松町エクセレントビル3階	03-6402-4340	主に精神障害者の支援	○																○	○	○	○	
港区	地域活動支援センター	あいはーと・みなど	105-0013	港区浜松町2-6-5 浜松町エクセレントビル3階	03-6402-4340	発達障害者の方も受け入れ可能						○	○	○											○		
		障害福祉主管課	障害者福祉課	160-8484	新宿区歌舞伎町1-4-1	03-5273-4583		○							○	○							○	○	○	○	
		保健所・保健センター	牛込保健センター	162-0851	新宿区弁天町50	03-3260-6231	発達相談・育児相談	○	○							○	○										○
四谷保健センター	160-0008		新宿区四谷三栄町10-16	03-3351-5161	発達相談・育児相談	○	○							○	○										○		
東新宿保健センター	160-0022		新宿区新宿7-26-4	03-3200-1026	発達相談・育児相談	○	○							○	○										○		
落合保健センター	161-0033		新宿区下落合4-6-7	03-3952-7161	発達相談・育児相談	○	○							○	○										○		
新宿区	児童発達支援（センター以外）	新宿区立子ども総合センター	160-0022	新宿区新宿7-3-29	03-3232-0679	発達相談・発達支援	○	○	○																	○	
		放課後等デイサービス	新宿区立子ども総合センター	160-0022	新宿区新宿7-3-29	03-3232-0679	発達相談・発達支援	○	○	○																	○
	保育所等訪問支援	新宿区立子ども総合センター	160-0022	新宿区新宿7-3-29	03-3232-0679	発達支援			○																		○
		教育関係 ※教育相談所含む	教育支援課	169-0072	新宿区大久保3-1-2	03-3232-3074	就学相談	○																			○
	相談支援事業所	教育センター（教育相談室）	169-0072	新宿区大久保3-1-2	03-3232-3071	教育相談	○																				○
		新宿区立子ども総合センター	160-0022	新宿区新宿7-3-29	03-3232-0679	発達相談	○	○																			○
		新宿区基幹相談支援センター	160-8484	新宿区歌舞伎町1-4-1	03-5273-4583	計画相談	○																				○
	就労移行支援事業所	新宿区立障害者生活支援センター	169-0073	新宿区百人町4-4-2	03-5937-6821	計画相談	○																				○
		就労移行支援事業所	わーくす ここから（Eメール）	160-0022	新宿区新宿7-3-29	03-3208-1609							○														○
	就労継続支援事業所（B型）	就労継続支援事業所（B型）	わーくす ここから（Sメール）	160-0022	新宿区新宿7-3-29	03-3208-2278							○														○
		障害福祉課	障害福祉課	112-8555	文京区春日1-16-21	03-5803-1211	身体及び知的障害に関する相談	○																			○
	文京区	予防対策課	予防対策課	112-8555	文京区春日1-16-21	03-5803-1230	精神障害者保健福祉手帳及び障害福祉サービス等に関する相談	○																			○
福祉事務所			生活福祉課	112-8555	文京区春日1-16-21	03-5803-1216	母子父子・女性相談	○																			○
保健所・保健センター		保健サービスセンター	112-8555	文京区春日1-16-21	03-5803-1807	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○																			○
		保健サービスセンター本郷支所	113-0022	文京区千駄木5-20-18	03-3821-5106	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○																			○
教育相談		教育センター総合相談室	113-0034	文京区湯島4-7-10	03-5800-2594	発達相談、教育相談、相談支援	○	○	○	○			○	○												○	
基幹相談支援センター		障害者基幹相談支援センター	112-0006	文京区小日向2-16-15文京総合福祉センター1階	03-5940-2903	障害に関する相談、関係機関紹介等	○																			○	
就労支援センター		障害者就労支援センター	113-0033	文京区本郷4-15-14文京区民センター1階	03-5805-1600	障害者就労支援	○						○													○	
台東区		保健所・保健センター	台東保健所保健予防課	110-0015	台東区東上野4-22-8	03-3847-9405	発達相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○							○	○											○
			台東保健所保健サービス課	110-0015	台東区東上野4-22-8	03-3847-9497	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○																		○
			浅草保健相談センター	111-0033	台東区花川戸2-11-10	03-3844-8172	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○																		○
	子供家庭支援センター	日本堤子ども家庭支援センター	111-0021	台東区日本堤2-25-8 たなか多目的センター1階	03-5824-2535	子育て総合相談	○	○																		○	
	児童発達支援（センター以外）	松が谷福祉会館	111-0036	台東区松が谷1-4-12	03-3842-2673	発達及び療育相談	○	○	○	○					○	○										○	
放課後等デイサービス	松が谷福祉会館	111-0036	台東区松が谷1-4-12	03-3842-2673	発達及び療育相談	○		○	○					○	○										○		
相談支援事業所	松が谷福祉会館	111-0036	台東区松が谷1-4-12	03-5246-9651	障害児・者の相談、計画相談	○																			○		
就労支援センター	台東区障害者就労支援室	111-0036	台東区松が谷1-4-12松が谷福祉会館6階	03-3847-6431	就労支援相談							○													○		
墨田区	保健所・保健センター	向島保健センター	131-0032	墨田区東向島5-16-2	03-3611-6135	育児相談、精神保健相談	○																			○	
		本所保健センター	130-0005	墨田区東駒形1-6-4	03-3622-9137	育児相談、精神保健相談	○								○											○	
	相談支援事業所	墨田区精神障害者地域生活支援センター友の家	130-0012	墨田区太平1-11-7 グラウンドステータスKIYA 4F	03-3626-6165	計画相談支援、関係機関紹介	○																			○	
		エリアサポートすみだ	131-0033	墨田区向島3-35-13	03-5637-8195	計画相談支援、関係機関紹介、障害者の企業等就労に関すること	○								○											○	
	就労移行支援事業所	すみだ障害者就労支援総合センター就労移行支援施設	130-0021	墨田区緑4-25-4	03-5600-2004	障害者の企業等就労に関すること									○											○	
就労移行支援事業所	医療法人社団草思会錦糸町就労支援センター	130-0013	墨田区錦糸3-11-3	03-5809-7301	就労支援									○											○		
就労移行支援事業所	就労移行支援事業所シャイニー	130-0026	墨田区両国4-30-8 YAビル5階 B号室	03-6659-6201	就労支援									○											○		

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容								対象年齢								
							相談	見	発	期	達	巡	就	日	普	研	そ	乳	小	中	高	成	
墨田区	就労移行支援事業所	就労移行支援事業所シャイニー錦糸町	130-0022	墨田区江東橋4-24-5 協新ビルディング102	03-6284-0421	就労支援					○								○				
		ウェルビー錦糸町	130-0022	墨田区江東橋4-22-4 ガーベラ錦糸町ビル2階	03-5625-5751	就労支援					○	○							○				
		LITALICOワークス錦糸町	130-0013	墨田区錦糸1-1-5 Aビル4階	03-5819-0182	就労支援					○	○							○				
	就労継続支援事業所(B型)	隅田作業所	131-0041	墨田区八広3-1-5 ライフスペース90-101	03-3616-3465	精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介等	○					○	○	○	○				○				
		すみだ花工房	131-0031	墨田区墨田2-16-5	03-3619-3187	精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介等	○					○	○	○	○				○				
		Loop.A.S (ルーパス)	131-0032	墨田区東向島3-37-8	03-3616-6479	就労支援	○					○	○	○	○				○				
		こらーる・カフェ	131-0033	墨田区向島3-2-1 向島パークハイツ1階	03-5819-3651	生活相談、権利擁護、就職・医療機関についての相談	○					○	○						○				
		ソフラ	130-0021	墨田区緑1-14-4 両国TYビル4階		就労支援、生活支援						○	○						○				
		錦糸町就労支援センターひだまり工房	130-0013	墨田区錦糸3-11-3	03-5809-7301	就労支援						○								○			
		錦糸町就労支援センター両国分室 Fio	130-0026	墨田区両国4-37-2 TKF会館3F	03-5669-0061	就労支援							○							○			
		はあとびーず	131-0044	墨田区文花2-2-9	03-6657-4438	精神保健相談、発達相談、関係機関紹介、就労支援、生活支援	○					○	○							○			
	就労支援センター	すみだ障害者就労支援総合センター	130-0021	墨田区緑4-25-4	03-5600-2004	障害者の企業等就労に関すること						○							○				
	地域活動支援センター	墨田区精神障害者地域生活支援センター 友の家	130-0012	墨田区太平1-11-7 グランドステータスKIYA 4F	03-3626-6165	憩いの場、生活全般の相談、関係機関紹介	○												○				
	障害福祉主管課	障害者支援課	135-8383	江東区東陽4-11-28	03-3647-9111	全般												○	○	○	○		
江東区	保健所・保健センター	城東保健相談所	136-0072	江東区大島3-1-3	03-3637-6521	全般、専門相談(発達相談/精神保健相談等)、関係機関紹介等	○	○	○									○	○	○	○		
		深川保健相談所	135-0021	江東区白河3-4-3-301	03-3641-1181		○	○	○									○	○	○	○		
		深川南部保健相談所	135-0051	江東区枝川11-8-15-102	03-5632-2291		○	○	○										○	○	○	○	
	子供家庭支援センター	城東南部保健相談所	136-0076	江東区南砂4-3-10	03-5606-5001		○	○	○										○	○	○	○	
		深川北子ども家庭支援センター	135-0005	江東区高橋14-6	03-5600-8701	子育て相談全般、専門相談(発達相談/家族相談等)、関係機関紹介等	○	○											○	○	○	○	
		豊洲子ども家庭支援センター	135-0061	江東区豊洲5-5-1-201	03-3536-7681	子育て相談全般、専門相談(発達相談/家族相談等)、関係機関紹介等	○	○											○	○	○	○	
		東陽子ども家庭支援センター	135-0016	江東区東陽3-1-2	03-3699-4871	子育て相談全般、専門相談(発達相談/家族相談等)、関係機関紹介等	○	○							○				○	○	○	○	
大島子ども家庭支援センター		136-0072	江東区大島4-1-37	03-5836-1621	子育て相談全般、専門相談(発達相談/家族相談等)、関係機関紹介等	○	○											○	○	○	○		
児童発達支援センター	南砂子ども家庭支援センター	136-0076	江東区南砂3-14-1-101	03-5617-7772	子育て相談全般、専門相談(発達相談/家族相談等)、関係機関紹介等	○	○											○	○	○	○		
	江東区こども発達センター	135-0043	江東区塩浜2-5-20	03-5632-2591														○					
	江東区こども発達扇橋センター	135-0011	江東区扇橋3-7-2	03-3648-3760														○					
	相談支援事業所	江東区こども発達センター	135-0043	江東区塩浜2-5-20	03-5632-2591	障害児相談支援、特定相談支援	○	○							○	○			○	○	○	○	
品川区	障害福祉主管課	品川区役所障害者福祉課	140-8715	品川区広町2-1-36	03-5742-6711		○											○	○	○	○		
		福祉事務所	品川区役所障害者福祉課	140-8715	品川区広町2-1-36	03-5742-6711		○											○	○	○	○	
	保健所・保健センター	品川区保健所	140-8715	品川区広町2-1-36	03-5742-9132														○				
		品川保健センター	140-0001	品川区北品川3-11-22	03-3474-2903	発達相談・育児相談	○	○												○			
		大井保健センター	140-0014	品川区大井2-27-20	03-3772-2666	発達相談・育児相談	○	○												○			
	児童発達支援センター	荏原保健センター	142-0063	品川区荏原2-9-6	03-3788-7016	発達相談・育児相談	○	○												○			
		品川児童学園	140-0004	品川区南品川3-7-7品川区立障害児者総合支援施設内	03-6718-4460	発達相談		○	○	○										○			
		保育所等訪問支援	品川児童学園	140-0004	品川区南品川3-7-7品川区立障害児者総合支援施設内	03-6718-4460	発達相談	○	○	○										○			
		放課後等デイサービス	品川児童学園	140-0004	品川区南品川3-7-7品川区立障害児者総合支援施設内	03-6718-4462						○									○		
	その他のサービス事業所 ※法外サービス含む	ら・るーと	141-0021	品川区上大崎1-20-12	03-5793-7081		○	○							○					○	○	○	
	目黒区	障害福祉主管課	障害福祉課	153-8573	目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9510	生活支援、関係機関紹介等	○								○	○			○	○	○	○
発達障害支援拠点 ぼると			153-0043	目黒区東山2-24-30	03-6412-7151	発達障害相談、家族支援、普及啓発	○	○	○						○				○	○	○	○	
保健所・保健センター		保健予防課	153-8573	目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9504	精神保健相談、育児相談、健康相談	○	○											○			○	
	碑文谷保健センター	152-0003	目黒区碑文谷4-16-18	03-3711-6447	精神保健相談、育児相談、健康相談	○	○												○			○	

第4章

制度の概要と資料編

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容								対象年齢							
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就労支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人		
目黒区	児童福祉主管課	子育て支援課児童館係	153-8573	目黒区上目黒2-19-15	03-5722-8703	子育て相談・関係機関紹介	○															
	子供家庭支援センター	目黒区子ども家庭支援センター	153-8573	目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9743	子どもとその家庭に関する相談、関係機関紹介等	○															
	児童発達支援センター	目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園	152-0001	目黒区中央町2-23-24 ひまわりプラザ内	03-3714-1617	発達相談、療育	○	○	○													
	特別支援教育主管	教育支援課	153-8573	目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9305	就学相談	○															
	教育相談	めぐろ学校サポートセンター	153-0061	目黒区中目黒3-6-10	03-3715-1531	幼児から18歳程度の子どもに関する教育相談	○															
	就労支援センター	目黒障害者就労支援センター	152-0001	目黒区中央町2-32-5 スマイルプラザ中央町	03-5794-8180	就労支援	○			○	○									○		
大田区	障害福祉主管課	障害福祉課	144-8621	大田区蒲田5-13-14	03-5744-1253	障害福祉施策の企画立案・体制整備等														○		
	福祉事務所	障がい者総合サポートセンター	143-0024	大田区中央4-30-11	03-5728-9433	発達障がいに関する相談	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		大森地域福祉課	143-0015		03-5764-0696	福祉サービス利用相談、支給決定															○	
		調布地域福祉課	145-0067	大田区雪谷大塚町4-6	03-3726-4139	福祉サービス利用相談、支給決定															○	
		蒲田地域福祉課	144-0053	大田区蒲田本町2-1-1	03-5713-1383	福祉サービス利用相談、支給決定															○	
	保健所・保健センター	稲谷・羽田地域福祉課	144-0033	大田区東稲谷1-21-15	03-3741-6682	福祉サービス利用相談、支給決定															○	
		大森地域健康課	143-0015	大田区大森西1-12-1	03-5764-0662	乳幼児相談、こころの相談、福祉サービス利用相談	○	○													○	
		調布地域健康課	145-0067	大田区雪谷大塚町4-6	03-3726-4147	乳幼児相談、こころの相談、福祉サービス利用相談	○	○													○	
		蒲田地域健康課	144-0053	大田区蒲田本町2-1-1	03-5713-1702	乳幼児相談、こころの相談、福祉サービス利用相談	○	○													○	
	稲谷・羽田地域健康課	144-0033	大田区東稲谷1-21-15	03-3743-4163	乳幼児相談、こころの相談、福祉サービス利用相談	○	○														○	
	児童福祉主管課	障害福祉課	144-8621	大田区蒲田5-13-14	03-5744-1316	障害児通所支援の申請・相談															○	
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	143-0016	大田区大森北4-16-5	03-5753-7830	総合相談	○														○	
	児童発達支援センター	こども発達支援センターわかばの家	146-0083	大田区千鳥3-7-5	03-3757-7761	発達相談	○	○	○												○	
	教育関係 ※教育相談所含む	教育センター〔教育相談〕	146-0082	大田区池上1-32-8	03-5748-1201	教育相談	○														○	
		教育センター〔就学相談〕	146-0082	大田区池上1-32-8	03-5748-1202	就学相談	○														○	
	相談支援事業所	こども発達センターわかばの家相談支援事業所	146-0083	大田区千鳥3-7-5	03-5741-9088	基本相談支援・計画相談支援	○														○	
	就労支援センター	障がい者就労支援センター（障がい者総合サポートセンター内）	143-0024	大田区中央4-30-11	03-5728-9433	障害者就労相談															○	
	世田谷区	福祉事務所	世田谷総合支所保健福祉課障害支援担当	154-0017	世田谷区世田谷4-22-33	03-5432-2866	発達に関する相談、支援情報の引継ぎに係る相談、関係機関紹介	○														○
			北沢総合支所保健福祉課障害支援担当	155-0031	世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール内10階	03-6804-8727	発達に関する相談、支援情報の引継ぎに係る相談、関係機関紹介	○														○
玉川総合支所保健福祉課障害支援担当			158-0094	世田谷区玉川1-20-21	03-3702-2092	発達に関する相談、支援情報の引継ぎに係る相談、関係機関紹介	○														○	
砧総合支所保健福祉課障害支援担当			157-0066	世田谷区成城6-2-1	03-3482-8198	発達に関する相談、支援情報の引継ぎに係る相談、関係機関紹介	○															○
烏山総合支所保健福祉課障害支援担当			157-0062	世田谷区南烏山6-22-14	03-3326-6115	発達に関する相談、支援情報の引継ぎに係る相談、関係機関紹介	○															○
保健所・保健センター		世田谷総合支所健康づくり課保健相談係	154-0017	世田谷区世田谷4-22-33	03-5432-2896	乳幼児期の発育に関する相談	○															○
		北沢総合支所健康づくり課保健相談係	155-0031	世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール内5階	03-6804-9667	乳幼児期の発育に関する相談	○															○
		玉川総合支所健康づくり課保健相談係	158-0082	世田谷区等々力4-19-18	03-3702-1982	乳幼児期の発育に関する相談	○															○
		砧総合支所健康づくり課保健相談係	157-0066	世田谷区成城6-2-1	03-3483-3166	乳幼児期の発育に関する相談	○															○
		烏山総合支所健康づくり課保健相談係	157-0062	世田谷区南烏山6-22-14	03-3308-8246	乳幼児期の発育に関する相談	○															○
児童発達支援（センター以外）		世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」	157-0074	世田谷区大蔵2-10-18	03-5727-2236	療育（児童発達支援）に係る発達相談、保護者相談等						○										○
		子育てステーション烏山発達相談室	157-0062	世田谷区南烏山5-17-5	03-5384-7811	療育（児童発達支援）に係る発達相談、保護者相談等						○										○
		子育てステーション桜新町発達相談室	154-0015	世田谷区桜新町2-8-1 世田谷目黒農協ビル内	03-5426-3521	療育（児童発達支援）に係る発達相談、保護者相談等						○										○
放課後等デイサービス		世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」	157-0074	世田谷区大蔵2-10-18	03-5727-2236	療育（放課後等デイサービス）に係る発達相談、保護者相談等						○										○
		子育てステーション烏山発達相談室	157-0062	世田谷区南烏山5-17-5	03-5384-7811	療育（放課後等デイサービス）に係る発達相談、保護者相談等						○										○
	子育てステーション桜新町発達相談室	154-0015	世田谷区桜新町2-8-1 世田谷目黒農協ビル内	03-5426-3521	療育（放課後等デイサービス）に係る発達相談、保護者相談等						○										○	

区市町村名	区 分	名 称	郵便 番号	住 所	電話 番号	相 対 可 能 な 相 談 内 容	支援の実施内容						対象年齢												
							相 談 支 援	早 期 支 援	発 達 支 援	巡 回 支 援	就 労 支 援	日 中 活 動 等 生 活 支 援	普 及 啓 蒙	研 修 等 人 材 育 成	そ の 他	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	高 学 校	成 人					
世田谷区	就労支援センター	発達障害者就労支援センター ゆに (UNI)	158-0098	世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F	03-5797-2343	就労・自立に関する相談、 関係機関・企業等からの 発達障害に関する相談	○				○														
	就労移行支援事業所	就労支援施設 ゆに (UNI)	158-0098	世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F	03-5797-2343	就労・自立に関する相談					○														
	自立訓練(生活訓練)事業所	就労支援施設 ゆに (UNI)	158-0098	世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F	03-5797-2343	就労・自立に関する相談						○													
	就労継続支援B型事業所	就労支援施設 ゆに (UNI)	158-0098	世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F	03-5797-2343	就労・自立に関する相談						○													
	相談支援事業所	世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」	157-0074	世田谷区大蔵2-10-18	03-5727-2236	計画相談	○												○	○	○				
		発達障害者就労支援センター ゆに (UNI)	158-0098	世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F	03-5797-2343	計画相談	○															○			
	その他のサービス事業所 ※法外サービス含む	世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」	157-0074	世田谷区大蔵2-10-18	03-5727-2236	区民・関係機関等からの 発達に関する相談(法外)	○		○				○						○	○	○	○			
		子育てステーション烏山発達相談室	157-0062	世田谷区南烏山5-17-5	03-5384-7811	区民・関係機関等からの 発達に関する相談(法外)	○													○	○	○			
		子育てステーション桜新町発達相談室	154-0015	世田谷区桜新町2-8-1 世田谷目黒農協ビル内	03-5426-3521	区民・関係機関等からの 発達に関する相談(法外)	○														○	○			
		子育てステーション世田谷発達相談室	154-0004	世田谷区太子堂1-7 昭和 女子大学生活心理研究所 内	070-6554-8801	区民・関係機関等からの 発達に関する相談(法外)	○														○	○			
		子育てステーション成城発達相談室	157-0066	世田谷区成城6-5-34 成 城コルティ内	03-5384-7811	区民・関係機関等からの 発達に関する相談(法外)	○														○	○			
		子育てステーション梅丘発達相談室 ※令和2年4月移転予定	154-0022	世田谷区梅丘1-31-36	03-5426-3760	区民・関係機関等からの 発達に関する相談(法外)	○															○	○		
区立保健センター専門相談課 乳幼児育成相談担当 ※令和2年4月移転予定		156-0043	世田谷区松原6-3-5 梅 丘分庁舎内	03-5376-3413	区民・関係機関等からの 発達に関する相談(法外)	○																○			
渋谷区	障害福祉主管課	障がい者福祉課	150-8010	渋谷区宇田川町1-1	03-3463-1978	サービス利用に係る相談														○	○	○	○		
	保健所・保健センター	中央保健相談所	150-0002	渋谷区渋谷1-18-21 第二美竹分庁舎	03-3463-2439	発達相談 育児相談 精神保健相談	○	○														○	○	○	
		恵比寿保健相談所	150-0013	渋谷区恵比寿2-27-18	03-3443-6251		○	○															○	○	
	保健所・保健センター	幡ヶ谷保健相談所	151-0072	渋谷区幡ヶ谷3-39-1	03-3374-7591		○	○															○	○	
	児童福祉主管課	渋谷区子ども発達相談センター	150-0002	渋谷区渋谷1-18-21 第二美竹分庁舎	03-3463-3786	発達相談、関係機関紹介、 障害児相談、特定相談	○			○												○	○	○	
	教育関係 ※教育相談所含む	渋谷区教育センター	150-0002	渋谷区渋谷1-18-21 第二美竹分庁舎	03-3463-3748 (新規の場合)	子どものしつけ、不登校																○	○	○	
			150-0001	渋谷区神宮前3-12-8	03-3423-8899 (継続の場合)	子どものしつけ、不登校																	○	○	○
	就労支援センター	ハートバレーしぶや	150-0041	渋谷区神南1-19-8	03-3462-2513	就労相談					○													○	
	障害福祉主管課	中野区障害福祉課	164-8501	中野区中野4-8-1	03-3228-8706	関係機関紹介	○															○	○	○	
	福祉事務所	中野区障害福祉課	164-8501	中野区中野4-8-1	03-3228-8706	関係機関紹介	○																○	○	
中野区	保健所・保健センター	中部すこやか福祉センター	164-0011	中野区中央3-19-1	03-3367-7788	発達相談、精神保健相談、 関係機関紹介	○	○														○	○	○	
		北部すこやか福祉センター	165-0022	中野区江古田4-31-10	03-3389-4321	発達相談、精神保健相談、 関係機関紹介	○	○															○	○	
		南部すこやか福祉センター (みなみらいず)	164-0013	中野区弥生町5-11-26	03-3380-5551	発達相談、精神保健相談、 関係機関紹介	○	○															○	○	
		鷺宮すこやか福祉センター	165-0033	中野区若宮3-58-10	03-3336-7111	発達相談、精神保健相談、 関係機関紹介	○	○															○	○	
	自立訓練事業所	翔和学園大学部 (自立訓練)	164-0011	中野区中央1-38-1 アクロスシティ中野坂上ビル	03-5338-0338	生活支援、関係機関紹介等							○											○	
就労移行支援事業所	ディーキャリアITエキス パート 中野オフィス	164-0001	中野区中野4-7-2 SHビル3階	03-6454-0427	生活支援、関係機関紹介等							○	○										○		
就労継続支援事業所(B型)	ワークセンター翔和	164-0011	中野区中央1-38-1 アクロスシティ中野坂上ビル	03-5338-0338	生活支援、関係機関紹介等							○	○										○		
その他関係機関	中野区障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)	164-0001	中野区中野5-68-7スマ イルなかの4F	03-3389-2375	発達相談、生活支援、関 係機関紹介等	○															○	○	○		
杉並区	障害福祉主管課	障害者施策課/障害者生活支援課	166-8570	杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111	連携調整	○																	○	
	福祉事務所	杉並福祉事務所荻窪事務所	167-0032	杉並区天沼3-19-16ウエ ルファーム杉並2階	03-3398-9104	生活支援																			○
		高円寺事務所	166-0003	杉並区高円寺南2-24-18	03-5306-2611	生活支援																			○
		高井戸事務所	168-0072	杉並区高井戸東3-26-10	03-3332-7221	生活支援																			○
	保健所・保健センター	杉並保健所保健予防課	167-0051	杉並区荻窪5-20-1	03-3391-1025	連絡調整									○	○									
		荻窪保健センター	167-0051	杉並区荻窪5-20-1	03-3391-0015	育児相談、精神保健相談	○	○															○	○	○
		高井戸保健センター	168-0072	杉並区高井戸東3-20-3	03-3334-4304	育児相談、精神保健相談	○	○															○	○	○
		高円寺保健センター	166-0003	杉並区高円寺南3-24-15	03-3311-0116	育児相談、精神保健相談	○	○															○	○	○
		上井草保健センター	167-0023	杉並区上井草3-8-19	03-3394-1212	育児相談、精神保健相談	○	○															○	○	○
	和泉保健センター	168-0063	杉並区和泉4-50-6	03-3313-9331	育児相談、精神保健相談	○	○															○	○	○	
	子ども家庭支援センター	杉並子ども家庭支援センター	166-0004	杉並区阿佐谷南1-14-8	03-5929-1901	育児相談	○																		○
	児童発達支援センター	杉並区立こども発達センター	168-0072	杉並区高井戸東1-18-5	03-5317-5661	発達相談	○		○																○
	教育関係	杉並区教育委員会事務局 特別支援教育課	166-0016	杉並区成田西2-24-21 就学前教育支援センター内	03-5929-9481	就学相談	○	○																	○

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	相談内容 対応可能な	支援の実施内容							対象年齢								
							相談	早期発見支援	発達支援	巡回相談	就労支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	小学生	高校生	成人		
杉並区	相談支援事業所	杉並区障害者地域相談支援センター荻窪(すまいる荻窪)	167-0051	杉並区荻窪5-20-1 杉並保健所2階	03-3391-1976	生活相談	○														○	
		杉並区障害者地域相談支援センター高円寺(すまいる高円寺)	166-0003	杉並区高円寺南2-24-18 杉並福祉事務所高円寺事務所4階	03-5306-6381	生活相談	○															○
		杉並区障害者地域相談支援センター高井戸(すまいる高井戸)	168-0072	杉並区高井戸東4-10-5 杉並障害者福祉会館3階	03-3331-2510	生活相談	○															○
	区市町村障害者就労支援センター	公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団ワークサポート杉並	168-0072	杉並区高井戸東4-10-26	03-5346-3250	就労支援				○												○
豊島区	障害福祉主管課	障害福祉課 発達障害者相談グループ	171-8422	豊島区南池袋2-45-1	03-4566-2445	発達相談	○					○			○	○	○	○	○	○	○	
	就労支援機関	障害福祉課 施設・就労支援グループ	171-8422	豊島区南池袋2-45-1	03-3985-8330	就労相談					○	○									○	
	保健所・保健センター	池袋保健所	170-0013	豊島区東池袋4-42-16	03-3987-4174	育児相談、発達相談、精神保健相談	○	○													○	
	保健所・保健センター	長崎健康相談所	171-0051	豊島区长崎2-27-18	03-3957-1191	育児相談、発達相談、精神保健相談	○	○													○	
	子供家庭支援センター	東部子ども家庭支援センター	170-0012	豊島区上池袋2-35-22	03-5980-5275	家庭の総合相談・育児相談、発達相談	○	○		○												○
		西部子ども家庭支援センター	171-0044	豊島区千早4-6-14	03-5966-3131	家庭の総合相談・育児相談、発達相談	○	○	○													○
	児童発達支援(センター以外)	西部子ども家庭支援センター	171-0044	豊島区千早4-6-14	03-5966-3131	発達相談	○	○	○			○										○
教育関係 ※教育相談所含む	教育センター	171-0032	豊島区雑司が谷3-1-7	03-3590-6746	就学相談・教育相談・学校巡回指導	○		○													○	
北区	障害福祉主管課	障害福祉課王子障害相談係	114-8508	北区王子本町1-15-22	03-3908-1358	障害福祉サービス利用に関する相談	○														○	
		障害福祉課赤羽障害相談係	115-0044	北区赤羽南1-13-1	03-3903-4161	障害福祉サービス利用に関する相談	○														○	
		滝野川地域障害者相談支援センター	114-0024	北区西ヶ原4-51-1	03-4334-6548	障害福祉サービス利用に関する相談	○														○	
	保健所・保健センター	健康推進課王子健康支援センター	114-0001	北区東十条2-7-3(北区保健所1階)	03-3919-7588	育児相談・発達相談・関係機関紹介	○	○														○
		健康推進課赤羽健康支援センター	115-0044	北区赤羽南1-13-1	03-3903-6481	育児相談・発達相談・関係機関紹介	○	○	○													○
		健康推進課滝野川健康支援センター	114-0024	北区西ヶ原1-19-12	03-3915-0184	育児相談・発達相談・関係機関紹介	○	○	○													○
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	114-0002	北区王子6-7-3	03-3914-9565	育児相談、関係機関紹介等	○														○	
	その他関係機関	子ども発達支援センター「さくらんぼ園」発達相談室	114-0032	北区中十条1-2-18	03-3905-7112	発達相談・関係機関紹介	○	○	○	○												○
教育関係 ※教育相談所含む	教育総合相談センター	114-8546	北区滝野川2-52-10	03-3908-1326	教育相談	○	○														○	
荒川区	就労支援センター	就労支援センター北(身体・知的)	114-0034	北区上十条2-1-12	03-3906-7753	就労支援					○										○	
		就労支援センター北(精神)	115-0044	北区赤羽南2-6-6	03-3598-3337	就労支援					○											○
	地域活動支援センター	障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」	114-0032	北区中十条1-2-18	03-3905-7201	生活相談・生活支援	○			○											○	
	その他関係機関	障害者地域自立生活支援室	114-0032	北区中十条1-2-18	03-3905-7226	発達相談	○															○
	障害福祉主管課	障害者福祉課こころの健康推進係	116-8501	荒川区荒川2-2-3	03-3802-3111(内線2378)	保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介等	○				○											○
	保健所・保健センター	健康推進課保健相談担当	116-8502	荒川区荒川2-11-1	03-3802-3111(内線432)	発達相談、育児相談、精神保健相談、栄養相談、歯科相談	○	○	○			○										○
	児童福祉主管課	子育て支援課	116-8501	荒川区荒川2-2-3	03-3802-3111(内線3811)	関係機関紹介	○															○
子供家庭支援センター	荒川区子ども家庭総合センター	116-0002	荒川区荒川1-50-17	03-3805-5523	子どもと家庭、子育てに関する総合相談	○															○	
児童発達支援(センター以外)	荒川区立心身障害者福祉センター(荒川たんぼぼセンター)	116-0002	荒川区荒川1-53-20	03-3891-6824 03-3891-6825	児童発達支援に関する事	○		○													○	
教育関係 ※教育相談所含む	教育センター 特別支援教育係	116-0002	荒川区荒川3-49-1	03-3801-4590	就学相談、関係機関紹介等	○															○	
	教育センター	116-0002	荒川区荒川3-49-1	03-3801-4338	教育相談、関係機関紹介	○							○								○	
就労支援センター	荒川区障害者就労支援センター(じよぶ・あらかわ)	116-0003	荒川区南千住1-13-20(荒川区社会福祉協議会内)	03-3803-4510	生活支援、就労支援、関係機関紹介等	○				○											○	
地域活動支援センター	荒川区立心身障害者福祉センター(荒川たんぼぼセンター)	116-0002	荒川区荒川1-53-20	03-3891-6824 03-3891-6825	障がい全般にかかわること	○					○				○						○	
板橋区	障害福祉主管課	障がい福祉課	173-8501	板橋区板橋2-66-1	03-3579-2089	関係機関紹介																
	福祉事務所	板橋福祉事務所	173-8501	板橋区板橋2-66-1	03-3579-2460	児童福祉法及び障害者総合支援法による支援																○
		赤塚福祉事務所	175-0092	板橋区赤塚6-38-1	03-3938-5118	児童福祉法及び障害者総合支援法による支援																○
		志村福祉事務所	174-0046	板橋区蓮根2-28-1	03-3968-2339	児童福祉法及び障害者総合支援法による支援																○

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容										対象年齢							
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就業支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人				
板橋区	保健所・保健センター	子ども発達支援センター	173-0037	板橋区小茂根1-1-7 日本肢体不自由児協会 2階	03-5917-0905	発達相談・関係機関紹介	○	○	○															
		板橋健康福祉センター	173-0014	板橋区大山東町32-15	03-3579-2333	育児相談、関係機関紹介	○	○																
		上板橋健康福祉センター	174-0075	板橋区桜川3-18-6	03-3937-1041	育児相談、関係機関紹介	○	○																
		赤塚健康福祉センター	175-0092	板橋区赤塚1-10-13	03-3979-0511	育児相談、関係機関紹介	○	○																
		志村健康福祉センター	174-0046	板橋区蓮根2-5-5	03-3969-3836	育児相談、関係機関紹介	○	○																
	高島平健康福祉センター	175-0082	板橋区高島平3-13-28	03-3938-8621	育児相談、関係機関紹介	○	○																	
	子供家庭支援センター	板橋区子ども家庭支援センター	173-0015	板橋区栄町36番1号板橋区立グリーンホール内	03-3579-2656	子ども（18歳未満）に関する相談全般	○																○（18歳まで）	
	児童発達支援センター	板橋区立加賀福祉園	173-0003	板橋区加賀1-7-2	03-3962-5579	発達相談、育児相談、関係機関紹介	○	○																○（通園療育）
	相談支援事業所	板橋区立障がい者福祉センター	175-0082	板橋区高島平9-25-12	03-6906-5721	日常生活全般、ピアカウンセリング、専門医（リハ、精神、内科）、指定特定相談、指定一般相談	○																	
	地域活動支援センター	板橋区立障がい者福祉センター	175-0082	板橋区高島平9-25-12	03-3550-3401	機能訓練、社会適応訓練							○	○	○									
福祉事務所	練馬総合福祉事務所	176-8501	練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所西庁舎2階	03-5984-4609（障害者支援係） 03-5984-4611（知的障害者担当係）	障害福祉サービス等に係る相談	○																		
	光が丘総合福祉事務所	179-0072	練馬区光が丘2丁目9番6号 光が丘区民センター2階	03-5997-7796（障害者支援係） 03-5997-7075（知的障害者担当係）	障害福祉サービス等に係る相談	○																		
	石神井総合福祉事務所	177-8509	練馬区石神井町3丁目30番26号 石神井庁舎4階	03-5393-2816（障害者支援係） 03-5393-2815（知的障害者担当係）	障害福祉サービス等に係る相談	○																		
	大泉総合福祉事務所	178-8601	練馬区東大泉1丁目29番1号 ゆめりあ1・4階	03-5905-5272（障害者支援係） 03-5905-5273（知的障害者担当係）	障害福祉サービス等に係る相談	○																		
保健所・保健センター	豊玉保健相談所	176-0012	練馬区豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセンター内	03-3992-1188	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介	○	○	○																
	北保健相談所	179-0081	練馬区北町8-2-11	03-3931-1347	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介	○	○	○																
	光が丘保健相談所	179-0072	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター内	03-5997-7722	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介	○	○	○																
	石神井保健相談所	177-0041	練馬区石神井町7-3-28	03-3996-0634	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介	○	○	○																
	大泉保健相談所	178-0061	練馬区大泉学園町5-8-8	03-3921-0217	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介	○	○	○																
	関保健相談所	177-0052	練馬区関町東1-27-4	03-3929-5381	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介	○	○	○																
	関保健相談所	177-0052	練馬区関町東1-27-4	03-3929-5381	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介	○	○	○																
練馬区	子供家庭支援センター	練馬子ども家庭支援センター（練馬）	176-8501	練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所東庁舎4階	03-3993-8155	子どもと子育て家庭の総合相談	○																	
		練馬子ども家庭支援センター（石神井）	177-8509	練馬区石神井町3丁目30番26号 練馬区役所石神井庁舎4階	03-3995-1108	子どもと子育て家庭の総合相談	○																	
		練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室	176-0001	練馬区練馬1丁目17番1号（ココネリ4階）	03-6758-0141	子どもと子育て家庭の総合相談	○																	
		光が丘子ども家庭支援センター	179-0072	練馬区光が丘2丁目9番6号（光が丘区民センター6階）	03-5997-7759	子どもと子育て家庭の総合相談	○																	
		関子ども家庭支援センター	177-0051	練馬区関町北1丁目21番15号	03-5927-5911	子どもと子育て家庭の総合相談	○																	
		貫井子ども家庭支援センター	176-0021	練馬区貫井3丁目25番15号 ふじみランドマンション1階	03-3577-9820	子どもと子育て家庭の総合相談	○																	
		大泉子ども家庭支援センター	178-0063	練馬区東大泉5丁目35番1号	03-3925-6713	子どもと子育て家庭の総合相談	○																	
	児童発達支援センター	こども発達支援センター	179-0072	練馬区光が丘3-1-1	03-3975-6251	発達相談・通所訓練	○	○																
	放課後等デイサービス	こども発達支援センター	179-0072	練馬区光が丘3-1-1	03-3975-6251	発達相談・通所訓練	○	○																
学校教育支援センター	学校教育支援センター教育相談室	179-0072	練馬区光が丘6-4-1	03-5998-0091	教育相談	○																	○（3歳から）	
	学校教育支援センター練馬	176-0012	練馬区豊玉北5-15-19	03-3991-3666	教育相談	○																	○（3歳から）	

第4章

制度の概要と資料編

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	相談内容 対応可能な	支援の実施内容								対象年齢									
							相談	早期発見	発達支援	巡回相談	就業支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人				
練馬区	学校教育支援センター	学校教育支援センター関	177-0051	練馬区関町北1-21-15	03-3928-7200	教育相談	○												○					
		学校教育支援センター大泉	178-0063	練馬区東大泉3-18-9	03-6385-4681	教育相談	○													○				
	相談支援事業所	豊玉障害者地域生活支援センター<きさら>	176-0012	練馬区豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセンター6F	03-3557-9222	サービス利用、その他地域生活に関する事	○																○	
		光が丘障害者地域生活支援センター<すてっぷ>	179-0072	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター6F	03-5997-7858	サービス利用、その他地域生活に関する事	○																○	
		石神井障害者地域生活支援センター<ういんぐ>	177-0041	練馬区石神井町7-3-28 石神井保健相談所併設	03-3997-2181	サービス利用、その他地域生活に関する事	○																○	
大泉障害者地域生活支援センター<さくら>	178-0063	練馬区東大泉5-35-2 大泉子ども家庭支援センター併設	03-3925-7371	サービス利用、その他地域生活に関する事	○																○			
就労支援センター	練馬区障害者就労支援センター	176-0012	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	03-3948-6501	就労に関する事					○												○		
足立区	福祉事務所	障害福祉主管課	1208510	足立区中央本町1-17-1	03-3880-5407	関係機関紹介														○	○	○	○	
		障がい福祉課中部支援係	1208510	足立区中央本町1-17-1	03-3880-5882	関係機関紹介	○													○	○	○	○	
		障がい福祉課千住支援係	120-0036	足立区千住仲町19-3	03-3888-3146	関係機関紹介	○													○	○	○	○	
		障がい福祉課東部支援係	120-0004	足立区東綾瀬1-26-2	03-3605-7520	関係機関紹介	○														○	○	○	○
		障がい福祉課西部支援係	123-0864	足立区鹿浜8-27-15	03-3897-5034	関係機関紹介	○														○	○	○	○
		障がい福祉課北部支援係	121-0813	足立区竹の塚2-25-17	03-5831-5799	関係機関紹介	○														○	○	○	○
足立区	保健所・保健センター等	足立保健所竹の塚保健センター	121-0822	足立区西竹の塚1-11-2	03-3855-5082	精神保健相談 育児相談	○	○					○	○						○	○	○	○	
		足立保健所江北保健センター	123-0845	足立区西新井本町2-30-40	03-3896-4004	精神保健相談 育児相談	○	○					○	○						○	○	○	○	
		足立保健所千住保健センター	120-0036	足立区千住仲町19-3	03-3888-4277	精神保健相談 育児相談	○	○					○	○						○	○	○	○	
		足立保健所東部保健センター	120-0001	足立区大谷田3-11-13	03-3606-4171	精神保健相談 育児相談	○	○					○	○							○	○	○	○
		足立保健所中央本町地域・保健総合支援課地域保健係	120-0011	足立区中央本町1-5-3	03-3880-5352	精神保健相談 育児相談	○	○					○	○							○	○	○	○
	子供家庭支援センター	足立区こども支援センターげんき こども家庭支援課	121-0816	足立区梅島3-28-8	03-3852-3535	子育て相談 関係機関紹介	○													○	○	○	○	
	教育関係 ※教育相談所含む	足立区こども支援センターげんき教育相談課西新井教育相談係	1210816	足立区梅島3-28-8	03-3852-2872	教育相談	○														○	○	○	
		足立区こども支援センターげんき教育相談課綾瀬教育相談係	120-0005	足立区綾瀬1-34-7綾瀬ブルミ工内	03-3838-3588	教育相談	○															○	○	○
		足立区こども支援センターげんき教育相談課竹の塚教育相談係	121-0813	足立区竹の塚6-3-13竹の塚SEビル2階	03-5851-8507	教育相談	○															○	○	○
		足立区こども支援センターげんき支援管理課特別支援係	121-0816	足立区梅島3-28-8	03-3852-2875	就学相談	○															○	○	○
足立区こども支援センターげんき支援管理課発達支援係		121-0816	足立区梅島3-28-8	03-5681-0134	発達相談	○	○	○	○					○							○	○	○	○
就労支援センター	足立区障がい福祉センター雇用支援室	121-0816	足立区梅島3-31-19	03-5681-0133	就労支援							○	○									○		
葛飾区	障害福祉主管課	葛飾区障害者就労支援センター(福祉部障害福祉課就労支援係)	124-0012	葛飾区立石5-27-1ウィメンズバル2階	03-3695-2224	就労に関する相談							○										○	
	保健所・保健センター	青戸保健センター	125-0062	葛飾区青戸4-15-14	03-3602-1284	育児相談、生活支援、家族支援、関係機関紹介等、精神保健相談	○	○	○				○								○	○	○	○
		新小岩保健センター	125-0025	葛飾区西新小岩4-21-12	03-3696-3781		○	○	○				○								○	○	○	○
		金町保健センター	125-0054	葛飾区金町4-18-19	03-3607-4141		○	○	○				○								○	○	○	○
		水元保健センター	125-0033	葛飾区東水元1-7-3	03-3627-1911		○	○	○				○								○	○	○	○
	児童福祉主管課	子育て支援部子ども家庭支援課	125-0062	葛飾区青戸4-15-14	03-3602-1388	発達相談、関係機関紹介等	○	○	○	○					○					○				
	子供家庭支援センター	子育て支援部子ども家庭支援課	125-0062	葛飾区青戸4-15-14	03-3602-1386	育児相談、関係機関紹介等	○													○	○	○	○	
	児童発達支援センター	福祉部障害者施設課	124-0006	葛飾区堀切3-34-1	03-5698-1324	発達相談、関係機関紹介等	○	○	○											○				
	児童発達支援(センター以外)	福祉部障害者施設課	124-0006	葛飾区堀切3-34-1	03-5698-1324	発達相談、関係機関紹介等	○	○	○											○				
	保育所等訪問支援	福祉部障害者施設課	124-0006	葛飾区堀切3-34-1	03-5698-1324	発達相談、関係機関紹介等	○	○	○											○				
	教育関係 ※教育相談所含む	総合教育センター(教育委員会事務局指導室)	125-0053	葛飾区鎌倉2-12-1	03-5668-7601	学齢期における発達相談、生活支援、関係機関紹介等	○	○	○	○					○	○					○	○	○	△
総合教育センター(教育委員会事務局指導室)		125-0053	葛飾区鎌倉2-12-1	03-5668-7601	就学、転学に関する相談全般	○														○	○	○		

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容							対象年齢						
							相 談	早 期 支 援	発 達 支 援	巡 回 支 援	就 労 支 援	日 中 活 動 等 生 活 支 援	普 及 啓 蒙	研 修 等 人 材 育 成	そ の 他	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	高 学 校 生	成 人
葛飾区	相談支援事業所	地域活動支援センターコパン	125-0051	葛飾区新宿3-9-11	03-5876-6320		○									○				
		相談支援事業所さい	125-0062	葛飾区青戸5-14-2仙ノ倉ハイツ1階	03-6848-5491		○										○			
		地域活動支援センターもっく	124-0011	葛飾区四つ木4-11-8	03-5654-6702		○											○		
	相談支援事業所	自立訓練事業所	124-0006	葛飾区堀切3-34-1	03-5698-1336						○							○		
		就労移行支援事業所	就労支援施設ピオラあさひ	125-0051	葛飾区新宿3-9-11	03-6410-6147						○						○		
	就労移行支援事業所	あさひ	125-0042	葛飾区金町6-5-8	03-3826-6075							○						○		
		テイクハート青戸	125-0062	葛飾区青戸1-9-6DHビル3F・4F	03-6657-6525							○						○		
		テイクハート金町	125-0041	葛飾区東金町1-42-5豊勢ビル6階	03-5876-4650							○						○		
	就労継続支援事業所(A型)	ファーストプランニング	125-0052	葛飾区柴又6-12-18 2階	03-6458-0420							○						○		
		アップドラフト	125-0041	葛飾区東金町1-42-10金町ビル3階	03-5876-5948							○						○		
		ぼむの樹	125-0062	葛飾区青戸5-2-9	03-3604-5658							○						○		
		きせん事業所	125-0041	葛飾区東金町1-35-10	03-3826-5123							○						○		
		社会福祉法人東京コロニー—東京都葛飾福祉工場立石工場	124-0012	葛飾区立石8-50-1	03-3693-6641							○						○		
	就労継続支援事業所(B型)	就労支援施設ピオラ第2あすなろの家	125-0051	葛飾区新宿3-9-11	03-6410-6147							○						○		
		あすなろの家	124-0005	葛飾区宝町2-2-27	03-5698-8293							○						○		
		さくらハウス	125-0051	葛飾区新宿2-11-11-101	03-3627-3473							○						○		
		あすなろの家	124-0024	葛飾区新小岩3-20-6	03-3674-2560							○						○		
		レッツエンジョイ	124-0006	葛飾区堀切2丁目6番4号ぶれじお華3階	03-6662-8701							○						○		
		叶夢	125-0035	葛飾区南水元2-23-20	070-55752851							○						○		
		グリーンカフェ	124-0024	葛飾区新小岩1-49-2古屋ビル3階	03-5879-4435							○						○		
就労支援センターファンタジア		124-0021	葛飾区細田5-16-11	03-6458-0127							○						○			
江戸川区	発達障害相談主管課	発達障害相談センター※令和2年4月移転予定	132-0031	江戸川区松島1-38-1グリーンパレス新館5F	事務係03-5662-7209 相談係03-5662-7203	発達障害相談・関係機関紹介	○						○	○	○	○	○	○		
	障害福祉主管課	愛の手帳相談係	132-8501	江戸川区中央1-4-1	03-5662-0053	愛の手帳申請相談・障害者福祉サービス等利用相談											○	○	○	○
	保健所・保健センター	江戸川保健所	132-8507	江戸川区中央4-24-19	03-5661-2465	関係機関紹介※個別相談は行っていません						○							○	
		中央健康サポートセンター	132-8507	江戸川区中央4-24-19	03-5661-2467	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○	
		小岩健康サポートセンター	133-0052	江戸川区東小岩3-23-3	03-3658-3171	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○	
		東部健康サポートセンター	132-0011	江戸川区瑞江2-5-7東部フレンドホール内	03-3678-6441	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○	
		清新町健康サポートセンター	134-0087	江戸川区清新町1-3-11	03-3878-1221	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○	
		葛西健康サポートセンター	134-0083	江戸川区中葛西3-10-1	03-3688-0154	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○	
		鹿骨健康サポートセンター	133-0073	江戸川区鹿骨1-55-10	03-3678-8711	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○	
		小松川健康サポートセンター	132-0034	江戸川区小松川3-6-1	03-3683-5531	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○	
	なぎさ健康サポートセンター	134-0085	江戸川区南葛西7-1-27	03-5675-2515	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○							○	○			○		
	児童福祉主管課	子ども家庭支援センター総合相談係※令和2年4月窓口変更予定	132-0011	江戸川区瑞江2-9-15	03-6231-8120	発達相談・育児相談・関係機関紹介	○	○	○						○	○	○	○	○	
	児童発達支援(センター以外)	鹿本育成室	133-0044	江戸川区本一色2-10-15	03-3651-3776	発達相談	○								○	○				
		葛西育成室	134-0082	江戸川区宇喜田町175共育プラザ葛西内	03-3688-8613	発達相談												○		
		小岩育成室	133-0051	江戸川区北小岩2-14-17共育プラザ小岩内	03-3672-0614	発達相談										○				
		篠崎育成室	133-0061	江戸川区篠崎町3-18-5	03-6231-8517	発達相談										○				
		臨海育成室	134-0086	江戸川区臨海町2-2-2	03-5679-8115	発達相談										○				
	教育関係※教育相談室含む	学務課相談係	132-8501	江戸川区中央1-4-1	03-5662-1627	就学相談												○	○	○
		グリーンパレス教育相談室	132-0031	江戸川区松島1-38-1グリーンパレス3階	03-5662-7204	教育相談												○	○	
		西葛西教育相談室	134-0088	江戸川区西葛西3-11-4	03-5676-2898	教育相談												○	○	
南篠崎教育相談室		133-0065	江戸川区南篠崎町5-12-2南篠崎スカイハイツB棟内	03-3698-0433	教育相談												○	○		

第4章

制度の概要と資料編

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容																						
							相 談 見 援	早 期 支 援	発 達 支 援	巡 回 支 援	就 労 支 援	日 中 活 動 等 生 活 支 援	普 及 啓 蒙	研 修 等 人 材 育 成	そ の 他	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	高 学 校 生	成 人									
江戸川区	就労移行支援事業所	江戸川区立障害者就労支援センター	133-0052	江戸川区東小岩-15-2	03-5622-6050	生活支援・関係機関紹介																							
	就労継続支援事業所(B型)	江戸川区立福祉作業所	133-0057	江戸川区西小岩3-25-15	03-3657-1971	関係機関紹介																							
	生活介護事業所 特定相談支援事業所	江戸川区立障害者支援ハウス	134-0083	江戸川区中葛西2-11-8	03-5667-1333	発達相談、育児相談、就学相談、精神保健相談、生活支援、関係機関紹介																							
		江戸川区立みんなの家	133-0044	江戸川区本一色3-38-3	03-5662-3411	生活支援・関係機関紹介																							
	生活介護事業所	就労継続支援B型 特定相談支援事業所	江戸川区立希望の家	134-0013	江戸川区江戸川5-32-6	03-3680-1531	生活支援・関係機関紹介																						
		江戸川区立虹の家	133-0055	江戸川区西篠崎2-18-22	03-3676-3391	生活支援施設と契約された方を基本対象としています																							
		江戸川区立えがおの家	134-0084	江戸川区東葛西5-10-5	03-3680-3116	生活支援																							
		江戸川区立さくらの家	132-0034	江戸川区小松川3-13-4	03-5836-2033	相談支援は行っていない 当施設は、自立訓練(生活訓練)事業所であり、就労継続支援B型を目指すという事業を実施している。																							
	地域活動支援センター I型 相談支援事業所 併設	就労支援センター	江戸川区立障害者就労支援センター	133-0052	江戸川区東小岩6-15-2	03-5622-6050	就労支援・生活支援・関係機関紹介																						
		地域活動支援センターえどがわ	132-0031	江戸川区松島3-46-10 かとりコーポ101	03-5879-0708	精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介																							
		地域活動・相談支援センターかさい	134-0083	江戸川区中葛西2-8-3 2F	03-5679-6445	発達相談、育児相談、就学相談、精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介																							
		地域活動支援センターはるえ野	132-0003	江戸川区春江町2-41-8	03-5664-6070	発達相談、育児相談、就学相談、精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介、発達障害を背景とする引きこもりの方々のグループ支援																							
		地域活動支援センターこまつがわ	132-0034	江戸川区小松川2-9 小松川二丁目第3アパート1階	03-5858-6421	発達相談、育児相談、就学相談、精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介																							
	八王子市	障害福祉主管課	福祉部障害者福祉課	192-8501	八王子市元本郷町3-24-1	042-620-7367	一般相談・障害福祉サービスに関する相談・関係機関紹介																						
		保健所・保健センター	八王子市保健所	192-0083	八王子市旭町13-18	042-645-5196	精神保健福祉相談																						
			大横保健福祉センター	192-0062	八王子市大横町11-35	042-625-9200	発育・発達																						
東浅川保健福祉センター			193-0834	八王子市東浅川町551-1	042-667-1331	発育・発達																							
南大沢保健福祉センター			192-0364	八王子市南大沢2-27フレスコ南大沢公共棟1階	042-679-2205	発育・発達																							
教育関係 ※教育相談所含む		教育支援課(相談担当)	193-0832	八王子市散田町2-37-1	042-664-6949 (総合教育相談)	教育相談、就学相談、不登校																							
地域活動支援センター		地域生活支援センターあくせす	192-0904	八王子市子安町3-6-7 サザンエイトビル3F	042-631-1022	日常生活相談、福祉サービス利用相談、専門機関への紹介、障害者虐待・差別等に関する相談																							
その他関係機関	八王子小児・障害メディカルセンター(烏田療育センターはちおうじ)	193-0931	八王子市台町4-33-13	042-634-8758	診療、リハビリ、発達相談、療育支援、関係機関紹介																								
立川市	障害福祉主管課	立川市福祉保健部障害福祉課	190-8666	立川市泉町1156-9	042-523-2111	精神保健福祉相談、障害福祉サービスに関する相談等																							
	福祉事務所	立川市福祉保健部生活福祉課	190-8666	立川市泉町1156-9	042-523-2111	生活保護																							
	保健センター	立川市健康会館	190-0011	立川市高松町3-22-9	042-527-3234	育児相談、発達相談																							
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	190-0022	立川市錦町3-2-26	042-529-8566	育児相談、発達相談																							
	児童発達支援(センター以外)	立川市ドリーム学園	190-0023	立川市柴崎町5-11-26	042-525-9418	発達相談、育児相談																							
	教育関係 ※教育相談所含む	立川市教育委員会教育支援課	190-0022	立川市錦町3-2-26	042-527-6171	教育相談、就学相談																							
	障害福祉主管課	障害者福祉課	180-8777	武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1847	精神保健相談、生活支援、就労支援、																							
武蔵野市	保健所・保健センター	健康課	180-0001	武蔵野市吉祥寺北町4-8-10	0422-51-0700	乳幼児健診、発達相談、育児相談、関係機関紹介																							
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	180-8777	武蔵野市緑町2-2-28	0422-55-9002 0120-839-002	育児相談、生活支援、関係機関紹介																							
	児童発達支援(センター以外)	こども発達支援室ウィズ	180-0012	武蔵野市緑町2-6-8武蔵野緑町二丁目第3アパート1階	0422-54-5162	発達支援																							
		千川おひさま幼児教室	180-0011	武蔵野市八幡町4-28-13 障害者福祉センター3F	0422-51-4008	発達支援																							
	教育関係 ※教育相談所含む	武蔵野市教育支援センター	180-0001	武蔵野市吉祥寺北町4-11-37	0422-60-1899	発達相談、教育相談、関係機関紹介																							
	相談支援事業所	コット	180-0022	武蔵野市境1-9-9温泉通りビル205	0422-38-8837	計画相談																							

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容									対象年齢												
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就労支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人								
武蔵野市		就労支援センター	武蔵野市障害者就労支援センターあいる	180-0022	武蔵野市境2-11-3	0422-50-0255	就労支援																					
		地域活動支援センター	コッタ	180-0022	武蔵野市境1-9-9温泉通りビル205	0422-38-8837	生活支援、関係機関紹介	○				○	○															
三鷹市		障害福祉主管課	健康福祉部 障がい者支援課	181-8555	三鷹市野崎1-1-1	0422-45-1151	障害福祉サービス等					○																
		障害福祉主管課	三鷹市基幹相談支援センター	181-8555	三鷹市野崎1-1-1	0422-45-1151	総合相談、関係機関紹介	○					○															
		保健所・保健センター	三鷹市総合保健センター	181-0004	三鷹市新川六丁目37番1号 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階	0422-45-1151 内線4224~4228	発達相談、育児相談、関係機関紹介等	○	○																			
		子ども家庭支援センター	のびのびひろば ※令和2年4月移転予定	181-0013	三鷹市下連雀3-30-12-3F	0422-40-5925	児童総合相談	○																				
		児童発達支援（センター）	子ども発達支援センター	181-0004	三鷹市新川6-37-1	0422-45-1122	発達相談、育児相談、関係機関紹介等	○	○	○																		
		教育関係 ※教育相談所含む	総合教育相談室	181-8505	三鷹市下連雀9-11-7	0422-45-1151	教育相談・就学相談等	○																				
		相談支援事業所	ひまわり	181-0013	三鷹市下連雀4-15-2-103	0422-24-7290	精神保健相談・関係機関紹介 計画相談、地域移行等	○																				
		就労継続支援事業所（A型）	三鷹ひまわり第1共同作業所	181-0013	三鷹市下連雀4-8-20	0422-76-0388	生活支援、就労支援、関係機関の紹介・連携						○	○														
		就労支援センター	三鷹市障がい者就労支援センター かけはし	181-0013	三鷹市下連雀4-15-18-2F	0422-27-8864	就労支援 関係機関紹介					○	○															
		就労移行支援事業所	就労移行支援事業所 TODAY三鷹	181-0013	三鷹市下連雀4-15-38ピ バリーホームズ三鷹1階・2階	0422-24-6288	就労支援						○	○														
青梅市		障害福祉主管課	青梅市障がい者福祉課	198-8701	青梅市東青梅1-11-1	0428-22-1111	精神保健相談 関係機関紹介など	○	○	○	○		○															
		保健所・保健センター	青梅市健康センター	198-0042	青梅市東青梅1-174-1	0428-23-2191	発達相談、育児相談、関係機関紹介等	○	○	○																		
		子ども家庭支援センター	青梅市子ども家庭支援センター	198-8701	青梅市東青梅1-11-1	0428-24-2126	子どもと家庭の相談、関係機関紹介等	○																				
		放課後等デイサービス	らんらんすばる	198-0024	青梅市新町3-20-3 ダイヤパレス1階	0428-78-0955	生活能力向上のための訓練等											○	○	○	○							
			ありえず	198-0043	青梅市千ヶ瀬町4-572-6	0428-78-3310	生活能力向上のための訓練等												○	○	○	○						
			オルオルハウスかすみ	198-0024	新町1-43-6	0428-78-2437	生活能力向上のための訓練等													○	○	○	○					
			きらきらすばる（対象：重症心身障害児）	198-0014	青梅市大門2-281-1	0428-34-9702	医療的ケア児・家族の支援全般														○	○	○	○				
			ポラリスキッズ	198-0024	新町7-5-5	0428-27-4860	生活能力向上のための訓練等															○	○	○	○			
			オルオルネクストかべ	198-0036	河辺町5-23-7	0428-78-3567	生活能力向上のための訓練等															○	○	○	○			
			こどもプラス青梅教室	198-0032	野上町2-10-2 平沼ビル1階101	0428-84-0782	生活能力向上のための訓練等																○	○	○	○		
			おひさま放課後デイサービス（対象：重症心身障害児）	198-0024	新町5-24-3	0428-27-9076	生活能力向上のための訓練等																	○	○	○	○	
			オルオルアドバンスすえひろ	198-0025	末広町2-1-31	0428-78-2884	生活能力向上のための訓練等																	○	○	○	○	
			このこのピレッジ青梅	198-0042	青梅市東青梅3-25-3	0428-84-0685	生活能力向上のための訓練等																	○	○	○	○	
		selecta	198-0032	野上町3-2-9 ディアコートM・S 1F	0428-84-2810	中高生の進学・就学準備のための訓練																		○	○	○	○	
		放課後等デイサービス Tomorrow	198-0042	青梅市東青梅1-4-11	0428-23-7346	生活能力向上のための訓練等																		○	○	○	○	
		児童発達支援	ぶちぶちすばる（対象：重症心身障害児）	198-0014	青梅市大門2-281-1	0428-34-9702	子育て、発達相談、医療的ケア、家族支援等	○	○															○	○			
		教育関係 ※教育相談所含む	青梅市教育相談所	198-0042	青梅市東青梅1-2-5 センタービル3F	0428-23-2200 0428-25-1012	発達相談、就学相談	○	○	○														○	○	○	○	
			就学相談室	198-0042	青梅市東青梅1-2-5 センタービル3F	0428-25-1014	就学相談	○																	○	○	○	○
		相談支援事業所	相談支援事業所おぞら	198-0001	青梅市成木2-130-2	0428-74-4192	相談支援	○																○	○	○	○	
			花の里	198-0052	青梅市長瀬5-1080-2	0428-25-1641	相談支援	○																			○	
	特定・障害児相談支援事業所じりつ		198-0023	青梅市今井5-2434-2	0428-32-1631	相談支援	○																	○	○	○	○	
	相談支援センターわかば		198-0014	青梅市大門2-259-3	0428-34-9230	相談支援	○																			○		
	有限会社アイケアサービス青梅		198-0042	青梅市東青梅1-7-8	0428-22-2339	相談支援	○		○	○	○													○	○	○	○	
	ケーアプラン新町		198-0024	青梅市新町7-63-5エル パール新町Ⅱ号館133	0428-30-0085	相談支援	○																		○	○	○	○
	もみの木		198-0042	青梅市東青梅6-2-29 カーサオヤマ102号	0428-78-3691	相談支援	○																		○	○	○	○
	相談支援事業はんず		198-0063	青梅市大柳町1552-5	080-7601-0313	相談支援	○																		○	○	○	○
	相談支援事業所はまなす		198-0051	青梅市友田町1-1010-24	090-7181-9856	相談支援	○																		○	○	○	○
	ほめてこ・おうめ児童相談所		198-0024	青梅市新町3-65-2パー クハイツ蔵屋敷105号室	0428-78-0600	相談支援	○																		○	○	○	○
	地域活動支援センター	青梅市障がい者サポートセンター	198-0014	青梅市大門2-261-1	0428-30-0152	相談支援、日中活動支援	○	○	○			○	○											○	○	○	○	

第4章

制度の概要と資料編

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容																	
							相談	早期発見	発達支援	巡回相談	就労支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人				
府中市	障害福祉主管課	府中市役所	183-8703	府中市宮西町2-24	042-335-4022	発達障害者(児)の福祉サービス等の相談	○						○		○	○	○	○	○	○				
		放課後等デイサービス	ポップシップ	183-0027	府中市本町1-15-3宮ノ森コーポ102	042-319-9936	発達相談、発達支援(個別療育、SST)、学習支援等	○	○					○	○			○						
			オンリーワン	183-0005	府中市若松町1-7-33 K&Y東府中ビル2階	042-369-7065	学齢児の発達相談、発達支援等	○	○				○					○	○	○				
	こもれび		183-0045	府中市美好町1-18-5萩原ビル3F	042-370-1856	療育(放課後等デイサービス)に係る発達相談、保護者相談等							○					○	○	○				
		地域生活支援センターあけぼの	183-0056	府中市寿町3-9-11山上ビル1階	042-358-1085	相談支援	○			○								○	○	○				
	相談支援事業所	LITALICOワークス府中	183-0023	府中市宮町1-40 KDX府中ビル5F-E	042-314-2371	障害のある方の就労支援						○												
		manaby府中駅前事業所	183-0055	府中市府中町1-1-5府中高木ビル5階	042-306-8911	就労支援						○								○				
		ハビネスサポーター西府	183-0031	府中市西府町3-1-5	042-319-2318	就労移行支援						○								○				
		cocrpart府中駅前Office	183-0055	府中市府中町1-10-3	042-319-0583	発達障害者の就労支援						○								○				
	就労移行支援事業所	ハビネスサポーター西府	183-0031	府中市西府町3-1-5	042-319-2318	就労移行支援						○								○				
地域生活支援センターあけぼの		183-0056	府中市寿町3-9-11山上ビル1階	042-358-1085														○	○	○				
昭島市	障害福祉主管課	保健福祉部障害福祉課	196-8511	昭島市田中町1-17-1	042-544-5111	全般												○	○	○	○			
	保健所・保健センター	子育て世代包括支援センター	196-0015	昭島市昭和田4-7-1	042-544-5126	未就学児の発達相談・育児相談等	○	○	○										○					
		子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	196-8511	昭島市田中町1-17-1	042-543-9046	子どもに関する相談等	○	○	○										○	○	○		
	教育関係 ※教育相談所含む	学校教育部指導課特別支援教育係	196-8511	昭島市田中町1-17-1	042-544-5111	就学相談等	○	○	○											○	○			
	障害福祉主管課	障害福祉課	182-8511	調布市小島町2-35-1	042-481-7094	障害者・障害児の福祉全般	○						○	○					○	○	○	○		
調布市	保健所・保健センター	健康推進課 ※就学児以上は健康相談のみ	182-0026	調布市小島町2-33-1 文化会館たづくり西館4階	042-441-6100	健康診査、健康相談	○	○											○	○	○	○		
		児童発達支援(センター以外)	子ども発達センター	182-0032	調布市西町290-49	042-486-1190	子どもの発達	○	○	○														
	教育関係 ※教育相談所含む	指導室	182-0026	調布市小島町2-36-1 教育会館	042-481-7480	子どもの養育、教育	○	○	○	○										○	○	○		
町田市	障害福祉主管課	障がい福祉課	194-8520	町田市森野2-2-22	042-724-2145	障がいを理由とした差別に関する相談、障がい者虐待に関する相談	○															○		
	保健所・保健センター	町田市保健所中町庁舎	194-0021	町田市中町2-13-3	042-722-7636	精神保健相談 育児相談、発達相談等	○	○					○									○		
		町田市健康福祉会館	194-0013	町田市原町田5-8-21	042-725-5127	精神保健相談 育児相談、発達相談等	○	○					○									○		
		鶴川保健センター	195-0062	町田市大蔵町1981-4	042-736-1600	精神保健相談 育児相談、発達相談等	○	○					○									○		
	子供家庭支援センター	町田市子ども家庭支援センター	194-8520	町田市森野2-2-22	042-724-4419	子育て総合相談	○	○											○	○	○	○		
	児童発達支援センター	町田市子ども発達センター	194-0021	町田市中町2-13-14	042-726-6570	発達相談・就学相談	○	○	○				○	○								○		
	障がい者支援センター	町田地域障がい者支援センター	194-0013	町田市原町田5-4-3第2大塚ビル1階101	042-709-1301	当事者および家族からの障がいに関する相談全般	○															○		
	障がい者支援センター	鶴川地域障がい者支援センター	195-0053	町田市能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ内	042-708-8821	当事者および家族からの障がいに関する相談全般	○															○		
	障がい者支援センター	忠生地域障がい者支援センター	194-0203	町田市園師町1677-1	042-794-4851	当事者および家族からの障がいに関する相談全般	○															○		
	障がい者支援センター	塚地域障がい者支援センター	194-0212	町田市小山町1234-1	042-794-8790	当事者および家族からの障がいに関する相談全般	○															○		
	障がい者支援センター	南地域障がい者支援センター	194-0015	町田市金森東3-18-16合掌苑桂寮1階	042-706-9624	当事者および家族からの障がいに関する相談全般	○															○		
小金井市	障害福祉主管課	小金井市自立生活支援課	184-8504	小金井市本町6-6-3	042-387-9841	発達相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○						○	○	○						○			
	基幹相談支援センター	小金井市障害者地域自立生活支援センター	184-0003	小金井市緑町4-17-10	042-381-8811	発達相談、生活相談、関係機関紹介等	○						○	○	○							○		
	発達支援センター	児童発達支援センター「きらり」	184-0002	小金井市梶野町1-2-3	0422-60-1550	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○	○				○	○					○	○	○	○		
	地域活動支援センター	精神障害者地域活動支援センター「そら」	184-0004	小金井市本町2-20-30	042-381-6922	発達相談、生活相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○						○	○								○		
	地域活動支援センター	スペース楽・2	184-0004	小金井市本町1-6-11 エクセレンス小金井1階	042-388-7887	発達相談、生活相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○						○	○								○		
小平市	障害福祉主管課	障がい者支援課	187-8701	小平市小川町2-1333	042-346-9542		○													○	○	○	○	
	福祉事務所	小平市福祉事務所	187-8701	小平市小川町2-1333	042-346-9542		○														○	○	○	○
	保健所・保健センター	小平市健康センター	187-0043	小平市学園東町1-19-12	042-346-3701	心理発達相談 乳幼児発達健診	○	○													○			
	子供家庭支援センター	小平市子ども家庭支援センター	187-0031	小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東内	042-348-2102	子どもと家庭に関するあらゆる相談	○	○							○	○					○	○	○	○
	児童発達支援(センター以外)	小平市立障害者福祉センターあずの子園	187-0035	小平市小川西町5-25-15市立障害者福祉センター内	042-343-4976	幼児に訓練等で心身の発達を促し、保護者への指導助言。	○	○	○													○		
小平福祉園(すけっち)		187-0002	小平市花小金井8-1-10	042-433-9330	幼児に訓練等で心身の発達を促し、保護者への助言。	○	○														○			

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容						対象年齢								
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就業支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人	
小平市	放課後等デイサービス	アート療育FACT小平	187-0044	小平市喜平町1-12-14	042-313-9447	就学中の発達障がい児を対象に、放課後・夏休み期間において、訓練等を継続的に提供		○		○							○	○	○		
		小平福祉園（ばすてる）	187-0002	小平市花小金井8-1-10	042-433-9330	就学中の発達障がい児を対象に、放課後・夏休み期間において、訓練等を継続的に提供			○		○							○			
		整育園通所センター（ちあふる）	187-0035	小平市小川西町2-35-1	042-341-0700	就学中の発達障がい児を対象に、放課後・夏休み期間において、訓練等を継続的に提供				○		○						○			
	教育関係 ※教育相談所含む	小平市教育相談室	187-0031	小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東内	042-343-9411	発達相談、関係機関紹介ほか、教育上の問題全般	○	○						○				○	○		
		就学相談	187-8701	小平市小川町2-1333	042-346-9593	就学相談	○												○	○	
	相談支援事業所	小平市立障害者福祉センター	187-0035	小平市小川西町5-25-15	042-343-4976	障がいに関する各種相談	○											○	○	○	
		小平市立あおぞら福祉センター	187-0011	小平市鈴木町1-472	042-326-4980	障がいに関する各種相談	○												○	○	
		小平市障がい者地域自立支援センターひびき	187-0043	小平市学園東町1-19-13 小平市福祉会館2階	042-341-6555	障がいに関する各種相談	○												○	○	
		地域生活支援センターあさやけ	187-0031	小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東内	042-345-1741	障がいに関する各種相談	○												○	○	
	就労支援センター	小平市障害者就労・生活支援センターぱっと	187-0001	小平市大沼町2-1-3	042-316-9078	障がい者の就労に関する相談・支援					○									○	
	その他関係機関	小平市立障害者福祉センター 言語相談室めだか	187-0035	小平市小川西町5-25-15市立障害者福祉センター内	042-343-4976	1歳6ヶ月からの幼児を対象に言語聴覚士によることばの相談・訓練	○	○	○	○					○			○	○	○	
		小平市立あおぞら福祉センター 言語相談訓練	187-0011	小平市鈴木町1-472 市立あおぞら福祉センター内	042-326-4980	1歳6ヶ月からの幼児を対象に言語聴覚士によることばの相談・訓練	○	○	○	○					○			○	○	○	
	日野市	障害福祉主管課	日野市障害福祉課	191-8686	日野市神明1-12-1	042-514-8489	障害者に関する相談全般	○												○	
		就労支援センター	日野市障害者生活・就労支援センターくらしごと	191-0062	日野市多摩平2-5-1クレヴィア豊田多摩平の森RESIDENCE内サウスレジデンス1F	042-843-1806	生活・就労支援					○									○
その他関係機関		日野市発達・教育支援センター（エール）	191-0065	日野市旭が丘2-42-8	042-589-8877	18歳未満の発達障害児	○	○	○	○				○			○	○	○		
東村山市	障害福祉主管課	健康福祉部障害支援課	189-8501	東村山市本町1-2-3	042-393-5111	精神保健福祉相談・関係機関紹介等	○										○	○	○		
	保健所・保健センター	子ども家庭部子育て支援課	189-8501	東村山市本町1-2-3	042-393-5111	発達相談・育児相談	○	○	○					○	○						
	子供家庭支援センター	東村山市子ども家庭支援センター	189-8501	東村山市本町1-2-3	042-390-2271	子ども家庭相談	○	○									○	○	○		
	教育関係 ※教育相談所含む	東村山市子ども相談室	189-8501	東村山市本町1-2-3	042-391-0278	0歳から18歳までの子ども及びその保護者、幼稚園、保育所、学校などの先生方を対象にした相談	○	○	○	○					○			○	○	○	
国分寺市	障害福祉主管課	福祉部障害福祉課	185-8501	国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111	障害福祉サービス等生活支援、自立支援医療・精神保健相談	○						○	○			○	○	○		
	保健センター	健康部健康推進課	185-0024	国分寺市泉町2-3-8いずみプラザ	042-321-1801	保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談、関係機関紹介	○	○												○	
	児童福祉主管課	子ども家庭部子ども子育てサービス課	185-8501	国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111	保育所等・児童館・学童保育、児童に関する手当・医療費助成					○						○	○	○		
	相談支援事業所	子ども家庭支援センター	子ども家庭部子育て相談室	185-0034	国分寺市光町3-13-20	042-572-8138	子育て相談一般	○											○	○	
		地域活動支援センター	地域活動支援センターつばさ	185-0024	国分寺市泉町2-3-8	042-321-1136		○				○	○						○	○	○
			地域生活支援センターブラッツ	185-0021	国分寺市南町3-4-4	042-359-2440		○				○									○
			地域活動支援センター虹	185-0003	国分寺市戸倉4-14福祉センター内	042-300-0608		○				○								○	○
			相談支援事業所のぞみ	185-0034	国分寺市光町2-19-12	042-575-0910		○												○	○
	ヘルパーステーションびい	185-0023	国分寺市西元町3-6-14	042-316-8523		○												○	○		
	就労支援センター	市立こどもの発達センターつくしんぼ（子ども家庭部子育て相談室）	185-0003	国分寺市戸倉3-1-1	042-323-7970	障害児相談支援	○											○	○	○	
		国分寺市障害者就労支援センター	185-0024	国分寺市泉町2-3-8	042-300-1500	就労相談					○										○
	地域活動支援センター	地域活動支援センターつばさ	185-0024	国分寺市泉町2-3-8	042-321-1136		○					○	○					○	○	○	
		地域生活支援センターブラッツ	185-0021	国分寺市南町3-4-4	042-359-2440		○					○									○
		地域活動支援センター虹	185-0003	国分寺市戸倉4-14福祉センター内	042-300-0608		○					○							○	○	○
児童発達支援事業所 ※法外サービス含む	市立こどもの発達センターつくしんぼ（子ども家庭部子育て相談室）	185-0003	国分寺市戸倉3-1-1	042-323-7912	発達相談・児童発達支援・専門相談	○	○	○					○	○			○	○	○		
児童発達支援事業所	anto	185-0023	国分寺市西元町3-11-17	042-401-0176	発達相談・育児相談・児童発達支援	○	○	○									○				

第4章

制度の概要と資料編

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容										対象年齢								
							相 談 支 援	早 期 発 見	発 達 支 援	巡 回 支 援	就 労 支 援	日 中 活 動 等 生 活 支 援	普 及 啓 発	研 修 等 人 材 育 成	そ の 他	乳 児	小 学 生	中 学 生	高 学 校 生	成 人					
国立市	障害福祉主管課	健康福祉部しょうがいしゃ支援課相談支援係	186-8501	国立市富士見台2-47-1	042-576-2121 (直通)	障害福祉サービス全般	○			○									○	○	○	○	○		
	健診・相談	子ども家庭部子育て支援課子ども保健・発達支援係(保健センター内)	186-0003	国立市富士見台3-16-5	042-574-3311 (発達相談専用 042-580-1282)	乳幼児健診、育児相談、発達相談	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	子ども家庭支援センター	子ども家庭部子育て支援課子ども家庭支援センター	186-0003	国立市富士見台3-21-1	042-573-0192	育児相談、虐待防止	○														○	○	○	○	
	教育関係 ※教育相談所含む	国立市教育センター	186-0003	国立市富士見台3-21-1	042-576-2109	教育相談、就学相談	○		○												○	○	○	○	
福生市	障害福祉主管課	福生市福祉保健部障害福祉課障害福祉係	197-8501	福生市本町5	042-551-1742	精神保健相談、関係機関紹介	○																	○	
	保健所・保健センター	福生市保健センター	197-0011	福生市福生2125-3	042-552-0061	発達相談、育児相談、関係機関紹介	○	○	○				○												
	保健所・保健センター	子育て世代包括支援センター	197-0011	福生市福生2125-3 (福生市保健センター2階)	042-552-0061	巡回相談、個別相談、プレイセラピー、心理検査、関係機関紹介	○	○	○	○															
	子供家庭支援センター	福生市子ども家庭支援センター	197-0005	福生市北田園2-5-7	042-539-2555	発達相談、育児相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介	○	○				○	○	○	○										
	児童発達支援 放課後等デイサービス	ぶどうの木	197-0011	福生市福生1062-12 AMTビル2F203	042-513-3855	発達相談、関係機関紹介						○													
	教育関係 ※教育相談所含む	福生市教育相談室	197-0005	福生市北田園2-5-7	042-551-7700	教育相談、就学相談	○	○	○	○															
	相談支援事業所	地域活動支援センター ハッピーウイング	197-0021	福生市東町6-8MEビル3階	042-553-9888	発達相談、精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介等	○						○												○
	生活介護事業所	福生学園	197-0003	福生市熊川1600-2	042-530-6961	発達相談、精神保健相談、関係機関紹介等							○	○	○										○
	地域活動支援センター	地域活動支援センター ハッピーウイング	197-0021	福生市東町6-8MEビル3階	042-553-9888	発達相談、精神保健相談、生活支援、就労支援、関係機関紹介等	○						○												○
	狛江市	福祉事務所	福祉相談課、高齢障がい課	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111	発達相談、精神保健相談、生活相談、就労相談	○	○					○											
保健所・保健センター		あいとびあセンター (健康推進課)	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内	03-3488-1181	育児相談等全般	○	○	○																
児童福祉主管課		子育て支援課 児童青少年課	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111	児童相談	○	○																	
子供家庭支援センター		狛江市子ども家庭支援センター	201-0005	狛江市岩戸南3-15-1	03-5438-6606	育児相談等全般	○	○																	
教育関係 ※教育相談所含む		学校教育課	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111	就学相談																			○
教育関係 ※教育相談所含む		指導室	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111	教育相談						○													○
教育関係 ※教育相談所含む		狛江市教育研究所	201-0013	狛江市元和泉1-11-11	03-3430-1311	教育相談、就学前相談																			○
相談支援事業所		リヒト	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター 3階	03-3480-6656		○																		○
相談支援事業所		サポート	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内 1階 社会福祉協議会	03-5438-3533																				○
相談支援事業所		みずき	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内 3階	03-3430-3809																				○
東大和市	障害福祉主管課	東大和市役所福祉部障害福祉課	207-8585	東大和市中央3-930東大和市役所	042-563-2111	精神保健相談・関係機関紹介	○																		○
	保健所・保健センター	東大和市立保健センター	207-0015	東大和市中央3-918-1	042-565-5211	育児・発達相談	○	○	○																
	子ども家庭支援センター	東大和市子ども家庭支援センター	207-0021	東大和市立野1-16-1	042-565-3651	育児・発達相談、関係機関紹介	○																		○ (18歳未満)
	障害福祉主管課	清瀬市障害福祉課	204-8511	清瀬市中里5-842	042-497-2073	一般相談・精神保健相談・関係機関紹介等	○																		○
清瀬市	福祉事務所	清瀬市福祉事務所	204-8511	清瀬市中里5-842	042-497-2070	生活支援							○											○	
	保健所・保健センター	清瀬市健康推進課	204-8511	清瀬市中里5-842	042-497-2077	育児相談・発達相談・関係機関紹介	○	○	○																○
	児童福祉主管課	清瀬市子育て支援課	204-8511	清瀬市中里5-842	042-497-2086	育児支援、関係機関紹介							○												
	子供家庭支援センター	清瀬市子ども家庭支援センター	204-0012	清瀬市中清戸3-235-5	042-495-7701	児童、家庭に関するあらゆる相談	○																		
	児童発達支援(センター以外)	清瀬市子どもの発達支援・交流センター	204-0023	清瀬市竹丘1-15-8	042-495-3030	発達相談、関係機関紹介	○	○	○	○															
東久留米市	障害福祉主管課	障害福祉課	203-8555	東久留米市本町3-3-1	042-470-7747	精神保健相談、関係機関紹介	○																		○
	福祉事務所	福祉総務課	203-8555	東久留米市本町3-3-1	042-470-7741	生活保護事務、生活困窮者自立相談	○																		○
	保健所・保健センター	健康課	203-0033	東久留米市滝山4-3-14 (わくわく健康プラザ内)	042-477-0022	育児相談、子ども相談、発達相談、関係機関紹介	○	○																	○

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容								対象年齢											
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就業支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人						
東久留米市	児童福祉主管課	児童青少年課	203-8555	東久留米市本町3-3-1	042-470-7736	児童育成手当、特別児童扶養手当											○	○	○	○	○					
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	203-0033	東久留米市滝山4-3-14 (わくわく健康プラザ内2階)	042-471-0910	子育て総合相談、関係機関紹介	○														○	○	○	○		
	児童発達支援（センター以外）	東久留米市立わかかさ学園わかかさ学園発達相談室	203-0023	東久留米市南沢4-7-18	042-467-3235	発達相談、育児相談、就学相談、関係機関紹介等	○	○	○	○		○	○	○								○	○	○	○	
武蔵村山市	障害福祉主管課	武蔵村山市健康福祉部障害福祉課	208-8502	武蔵村山市学園4-5-1	042-590-1185	精神保健相談	○							○										○		
	保健所・保健センター	保健相談センター お伊勢の森分室	208-0003	武蔵村山市中央2-118	042-564-5421	発達相談	○	○	○													○				
	児童発達支援（センター以外）	児童発達支援事業所ちりば教室	208-0003	武蔵村山市中央2-117-1	042-561-1908	児童発達支援				○														○	(年少・年長)	
	その他のサービス事業所 ※法外サービス含む	放課後等デイサービス・児童発達支援 Walk	208-0011	武蔵村山市学園1-7-3	042-843-5372	児童発達支援					○												○	○	○	○
	その他のサービス事業所 ※法外サービス含む	相談支援センター クローバー	208-0011	武蔵村山市学園1-112-8	042-843-8150	障害児相談・計画相談	○																○	○	○	○
多摩市	障害福祉主管課	障害福祉課	206-8666	多摩市関戸6-12-1	042-338-6847	発達相談、精神保健相談、関係機関紹介	○					○													○	
	障害福祉主管課	多摩市発達支援室	206-0024	多摩市諏訪5-1諏訪複合教育施設内2階	042-374-2717	発達相談、関係機関紹介等	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	保健所・保健センター	多摩市立健康センター	206-0001	多摩市関戸4-19-5	042-376-9111	発達相談、育児相談、関係機関紹介	○	○	○													○				
	児童福祉主管課	子ども青少年部子育て支援課	206-8666	多摩市関戸6-12-1	042-338-6850	保育所の入所手続きについて																			○	
	子供家庭支援センター	多摩市立子育て総合センター「たまっこ」	206-0031	多摩市豊ヶ丘1-21-3	042-355-3777	子ども家庭相談	○																		○	
	児童発達支援（センター以外）	多摩市ひまわり教室	206-0024	多摩市諏訪5-1諏訪複合教育施設内	-	通園事業				○															○	
	教育関係 ※教育相談所含む	多摩市立教育センター	206-0024	多摩市諏訪5-1諏訪複合教育施設内	042-372-1010	教育相談、就学相談・転学相談、巡回相談、通級入級相談、適応教室、日本語適応指導	○				○	○											○	○	○	○
	就労支援センター	多摩市障がい者就労支援センター「なちゅーる」	206-0011	多摩市関戸4-19-5健康センター4階	042-311-2324	就労支援						○													○	
	地域活動支援センター	多摩市障がい者支援センター「のーま」	206-0011	多摩市関戸4-19-5健康センター4階	042-311-2300	発達相談、精神保健相談、関係機関紹介	○						○												○	
	医療・相談機関	島田療育センター	206-0036	多摩市中沢1-31-1	042-374-2071	発達相談、保護者支援、関係機関支援	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	
	放課後等ディサービス	グランドアス聖蹟桜ヶ丘駅前教	206-0011	多摩市関戸1-12-4 6F	042-400-1963	学校との連携 学習全般	○	○																	○	○
	児童発達支援・放課後等ディサービス	発達相談支援センター CORONOA	206-0033	多摩市落合3-17-1-105	042-400-0966	発達相談、個別・小集団支援	○	○																	○	△
	児童発達支援・放課後等ディサービス	発達相談支援センター CORONOA orange	206-0034	多摩市鶴牧5-1-1-102	042-400-7100	発達相談、個別・小集団支援、保育所等訪問支援	○	○	○																	△
	放課後ディサービス	くぬぎ	206-0025	多摩市永山3-12-1西永山福祉施設内	042-375-2583	ディサービス							○												○	○
相談支援センター	相談支援センターくぬぎ ※令和2年4月移転予定	206-0025	多摩市永山3-9東永山複合施設内	042-375-2583	計画相談支援	○																		○	○	
稲城市	障害福祉主管課	障害福祉課	206-8601	稲城市東長沼2111番地	042-378-2111	一般相談、関係機関紹介	○																		○	
	発達支援センター	稲城市発達支援センターレスポーンいなぎ	206-0823	稲城市平尾1丁目9番地の1（ふれんど平尾4階）	042-331-8794	発達に関する相談全般	○	○	○	○					○	○									○	○
羽村市	障害福祉主管課	障害福祉課	205-8601	羽村市緑ヶ丘5-2-1	042-555-1111	障害者手帳、種々のサービス相談、関係機関紹介等	○	○	○	○	○														○	
	保健所・保健センター	羽村市保健センター	205-0003	羽村市緑ヶ丘5-5-2	042-555-1111	発達相談、育児相談、精神保健相談、関係機関紹介等	○	○	○					○											○	
	児童福祉主管課	中央児童館	205-0015	羽村市羽中3-6-19	042-554-4552	育児相談、発達相談	○	○	○																○	
		西児童館	205-0001	羽村市小作台5-28-3	042-554-7578	育児相談、発達相談	○	○	○																	○
	東児童館	205-0023	羽村市神明台3-30-2	042-570-7751	育児相談、発達相談	○	○	○																	○	
	児童福祉主管課	子育て相談課（羽村市保健センター内）	205-0003	羽村市緑ヶ丘5-5-2	042-555-1111	発達相談、関係機関紹介等	○	○	○	○				○											○	
	子供家庭支援センター	羽村市子ども家庭支援センター	205-8601	羽村市緑ヶ丘5-2-1	042-578-2882	育児相談、発達相談、関係機関紹介	○	○	○	○															○	
	教育関係 ※教育相談所含む	羽村市教育相談室	205-0014	羽村市羽東2-12-2	042-554-1223	教育相談・発達相談等	○	○	○	○																○
	就労支援センター	羽村市就労支援センター エール	205-0023	羽村市神明台1-27-4	042-570-1233	就労支援、生活支援						○													○	
地域活動支援センター	羽村市地域活動支援センターⅠ型事業 あおば	205-0002	羽村市茶町2-18-1	042-555-1210	日中活動支援、相談支援全般（主に身体・知的）、関係機関紹介	○							○												○	
	地域活動支援センターⅠ型 ハッピーウイング	197-0021	福生市東町6-8 MEビル3階	042-553-9888	日中活動支援、相談支援全般（主に精神）、関係機関紹介	○								○											○	
あきる野市	障害福祉主管課	障がい者支援課障がい者相談係	197-0814	あきる野市二宮350	042-558-1111 内線2617	精神保健相談・生活支援・関係機関紹介	○																		○	
	保健所・保健センター	健康課 母子保健係	197-0814	あきる野市二宮350	042-558-1111 内線2666	発達相談・育児相談・関係機関紹介	○	○	○																○	

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容							対象年齢										
							相談支援	発達支援	巡回相談	就業支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人					
あきる野市	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター	197-0804	あきる野市秋川一丁目8番地(あきる野ルピア2階)	042-550-3313	育児相談・関係機関紹介	○														○			
	教育関係 ※教育相談所含む	秋川教育相談所	197-0814	あきる野市二宮350	042-558-6444	発達相談・育児相談・就学相談・関係機関紹介	○	○	○	○			○	○										
		五日市教育相談所	190-0164	あきる野市五日市411	042-596-6460		○	○																
	相談支援センター	障がい者相談支援センター	197-0814	あきる野市二宮670-5秋川健康会館	042-559-0368	精神保健相談・生活支援・関係機関紹介・発達相談・育児相談・就学相談	○	○	○		○	○												
	就労支援センター	障がい者就労・生活支援センター	197-0804	あきる野市秋川1-7-6リヴェール麗2階	042-532-1793	生活支援・就労支援・関係機関紹介	○		○		○	○										○		
西東京市	障害福祉主管課	健康福祉部障害福祉課	202-8555	西東京市南町5-6-13田無庁舎	042-438-4034	障害福祉サービス、地域生活支援事業、日常生活、社会生活	○																	
	児童福祉主管課	子育て支援部児童青少年課	188-8666	西東京市南町5-6-13田無庁舎	042-460-9843	児童館利用・学童保育入会関係	○																	
	健診関係	健康福祉部健康課	202-8555	西東京市中町1-5-1西東京市保谷保健福祉総合センター 4階	042-438-4037	健診、健康・育児相談	○	○																
	児童発達支援事業	こどもの発達センターひいらぎ	202-0005	西東京市住吉町6-15-6住吉会館ルピナス	042-422-9897	未就学児発達相談	○	○	○	○			○	○										
	利用者支援事業	子育て支援部保育課	188-8666	西東京市南町5-6-13田無第二庁舎	042-460-9842	保育園入所関係	○																	
	教育関係 ※教育相談所含む	教育部教育支援課	202-8555	西東京市中町1-5-1保谷庁舎	042-425-4972(教育相談) 042-438-4076(就学相談)	教育相談 就学相談	○	○		○			○	○										
	相談支援事業所	相談支援センターえぼっく	188-0011	西東京市田無町4-17-14障害者総合支援センター・フレンドリー	042-452-0075	障害に関する相談、関係機関紹介等	○						○											
	障害者就労支援センター	障害者就労支援センター一歩	188-0011	西東京市田無町4-17-14障害者総合支援センター・フレンドリー	042-452-0095	就労支援						○											○	
	地域活動支援センターI型	地域活動支援センターブルーム	188-0011	西東京市田無町5-5-12田無総合福祉センター2階	012-452-3085	障害に関する相談、関係機関紹介等	○						○											
	地域活動支援センターI型	地域活動支援センターハーモニー	188-0011	西東京市田無町4-17-14障害者総合支援センター・フレンドリー	042-452-2773	障害に関する相談、関係機関紹介等	○						○	○									○	
	障害福祉主管課	健康福祉部障害福祉課	202-8555	西東京市南町5-6-13田無庁舎	042-438-4034	障害福祉サービス、地域生活支援事業、日常生活、社会生活	○																	
	児童福祉主管課	子育て支援部児童青少年課	188-8666	西東京市南町5-6-13田無庁舎	042-460-9843	児童館利用・学童保育入会関係																		
	健診関係	健康福祉部健康課	202-8555	西東京市中町1-5-1西東京市保谷保健福祉総合センター 4階	042-438-4037	健診、健康・育児相談	○	○																
	児童発達支援事業	こどもの発達センターひいらぎ	202-0005	西東京市住吉町6-15-6住吉会館ルピナス	042-422-9897	未就学児発達相談	○	○	○	○			○	○										
	利用者支援事業	子育て支援部保育課	188-8666	西東京市南町5-6-13田無第二庁舎	042-460-9842	保育園入所関係	○																	
	教育関係 ※教育相談所含む	教育部教育支援課	202-8555	西東京市中町1-5-1保谷庁舎	042-425-4972(教育相談) 042-438-4076(就学相談)	教育相談 就学相談	○	○		○			○	○										
	相談支援事業所	相談支援センターえぼっく	188-0011	西東京市田無町4-17-14障害者総合支援センター・フレンドリー	042-452-0075	障害に関する相談、関係機関紹介等	○						○											
	障害者就労支援センター	障害者就労支援センター一歩	188-0011	西東京市田無町4-17-14障害者総合支援センター・フレンドリー	042-452-0095	就労支援							○										○	
	地域活動支援センターI型	地域活動支援センターブルーム	188-0011	西東京市田無町5-5-12田無総合福祉センター2階	012-452-3085	障害に関する相談、関係機関紹介等	○						○											
	地域活動支援センターI型	地域活動支援センターハーモニー	188-0011	西東京市田無町4-17-14障害者総合支援センター・フレンドリー	042-452-2773	障害に関する相談、関係機関紹介等	○						○	○									○	
	瑞穂町	障害福祉主管課	福祉部福祉課障がい者支援係	190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335	042-557-0574	精神保健相談 心理職による発達相談	○	○	○														
		保健所・保健センター	福祉部健康課	190-1211	西多摩郡瑞穂町大字石畑1970番地	042-557-5072	保健師による相談	○	○	○														
教育関係 ※教育相談所含む		瑞穂町教育委員会 教育相談室	190-1221	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地	042-557-0312	教育相談	○	○	○															
日の出町	障害福祉主管課	子育て福祉課地域支援係	190-0192	西多摩郡日の出町平井2780番地	042-597-0511	発達相談、精神保健相談、生活支援、関係機関紹介	○																	
	障害福祉主管課	日の出町障がい者就労・生活支援センター あるって	190-0192	西多摩郡日の出町平井3261番地2	042-519-9761	就労支援、生活支援、関係機関紹介、計画相談	○				○	○												
	保健所・保健センター	日の出町保健センター	190-0192	西多摩郡日の出町大字平井2780番地	042-597-0511	発達相談、育児相談、健康栄養相談、関係機関紹介	○	○	○														○	
	子供家庭支援センター	日の出町子ども家庭支援センター	190-0192	西多摩郡日の出町平井2780番地	042-597-6177	発達相談、育児相談、就学相談、関係機関紹介	○	○	○															
	地域活動支援センター	ユートピアひまわりホーム	190-0182	西多摩郡日の出町平井2738番地3	042-597-6405	生活支援	○						○										○	

区市町村名	区分	名称	郵便番号	住所	電話番号	対応可能な相談内容	支援の実施内容											対象年齢						
							相談支援	早期発見	発達支援	巡回相談	就業支援	日中活動等生活支援	普及啓発	研修等人材育成	その他	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人				
日の出町	教育関係 ※教育相談所含む	日の出町教育相談室	190-0192	西多摩郡日の出町大字平井2780番地	042-597-0511	教育相談、就学相談など、小学校就学前から小・中学生、高校生年齢の子どもの成長のプロセスで生じる気になること、心配なことについての相談	○	○	○										○	○	○	○		
檜原村	障害福祉主管課	福祉けんこう課	190-0211	西多摩郡檜原村2717	042-598-3121	発達相談、生活支援等	○							○	○					○	○	○	○	
	保健所・保健センター	福祉けんこう課	190-0211	西多摩郡檜原村2717	042-598-3121	発達相談、育児相談、精神保健相談等	○	○	○	○											○	○	○	○
	児童福祉主管課	福祉けんこう課	190-0211	西多摩郡檜原村2717	042-598-3121	発達相談、育児相談等	○	○													○	○	○	○
	子供家庭支援センター	檜原村子ども家庭支援センター	190-0211	西多摩郡檜原村2717	042-598-3121	発達相談、育児相談、就学相談等	○	○	○												○	○	○	○
	教育関係 ※教育相談所含む	教育課	190-0212	西多摩郡檜原村467-1	042-598-1011	就学相談等	○															○	○	
相談支援事業所	ひのきのその	190-0213	西多摩郡檜原村5354-6	042-598-3113	生活支援、関係機関紹介等	○				○	○									○	○	○	○	
奥多摩町	障害福祉主管課	福祉保健課福祉係	198-0212	西多摩郡奥多摩町水川1111	0428-83-2777	障害関係全般	○	○	○	○	○									○	○	○	○	
	子供家庭支援センター	奥多摩町子ども家庭支援センター	198-0105	西多摩郡奥多摩町小丹波108	0428-85-2611	児童に係る相談全般	○	○	○												○	○	○	○
	教育関係 ※教育相談所含む	奥多摩町教育相談室	198-0212	西多摩郡奥多摩町水川199	0428-83-2340	義務教育に関する相談全般	○															○	○	
大島町	児童福祉主管課	大島町役場 福祉けんこう課	100-0101	大島町元町1-1-14	04992-2-1471	発達・育児・精神保健相談	○	○	○	○	○	○									○			○
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	100-0104	大島町野増字大宮	04992-2-2381 04992-2-2398	発達・育児・精神保健相談	○	○	○	○											○	○	○	○
利島村	住民課	利島村役場住民課	100-0301	利島村248	04992-9-0011	発達相談・育児相談・精神保健相談	○	○	○	○											○	○	○	○
新島村	障害福祉主管課	新島村役場民生課福祉介護係	100-0402	新島村本村1-1-1	04992-5-0240					○	○	○												
	保健所・保健センター	さわやか健康センター	100-0402	新島村本村3-12-8	04992-5-1856	育児相談・生活支援	○	○	○													○		○
	子供家庭支援センター	新島村子ども家庭支援センター	100-0402	新島村本村3-12-8 さわやか健康センター内	04992-5-1856	子ども家庭に係ること全般	○	○	○													○	○	○
神津島村	障害福祉主管課	福祉課	100-0601	神津島村904	04992-8-0011	生活相談	○																○	
	保健センター	神津島村保健センター	100-0601	神津島村1009-1	04992-8-0010	発達相談、育児相談、精神保健相談、生活支援、関係機関紹介等	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	児童福祉主管課	福祉課	100-0601	神津島村904	04992-8-0011	生活相談	○														○	○	○	○
	子供家庭支援センター	子ども家庭支援センター	100-0601	神津島村902	04992-8-1180	一時預かり、育児相談、関係機関紹介等	○					○									○	○	○	○
	地域活動支援センター	神津島村地域活動支援センター	100-0601	神津島村字沢尻11-1	04992-8-0378	生活相談	○					○									○	○	○	○
三宅村	障害福祉主管課	福祉健康課	100-1212	三宅島三宅村阿古497番地	04994-5-0902		○			○											○	○	○	○
	福祉事務所	東京都三宅支庁	100-1102	三宅島三宅村伊豆642番地	04994-2-1311		○																	
	児童福祉主管課	福祉健康課	100-1212	三宅島三宅村阿古497番地	04994-5-0902		○														○	○	○	○
	子供家庭支援センター	三宅村子供家庭支援センター	100-1212	三宅島三宅村阿古497番地	04994-5-0982		○			○											○	○	○	○
	地域活動支援センター	いぶき	100-1211	三宅島三宅村坪田3007番地	04994-6-0294		○						○											○
その他関係機関	三宅島社会福祉協議会	100-1211	三宅島三宅村坪田3053番地	04994-8-5888		○						○											○	
御蔵島村	児童福祉主管課	総務課	100-1301	御蔵島村字入かねが沢	04994-8-2121	児童福祉全般																		
	子供家庭支援センター	御蔵島村子ども家庭支援センター	100-1301	御蔵島村字入かねが沢	04994-8-2121	児童福祉全般																		
八丈町	福祉健康課	八丈町福祉健康課障がい福祉係	100-1498	八丈島八丈町大賀郷2551-2	04996-2-5570	相談全般	○				○	○									○	○	○	○
	福祉健康課	八丈町福祉健康課保健係	100-1498	八丈島八丈町大賀郷2551-2	04996-2-5570	健診・育児相談	○	○	○													○		
	福祉健康課	八丈町福祉健康課厚生係	100-1498	八丈島八丈町大賀郷2551-2	04996-2-5570	育児相談・就学相談	○	○	○												○	○	○	○
	子供家庭支援センター	八丈町子ども家庭支援センター	100-1498	八丈島八丈町大賀郷2551-2	04996-2-4300	育児相談・就学相談	○	○	○	○											○	○	○	○
	教育関係 ※教育相談所含む	八丈町教育相談室	100-1511	八丈島八丈町三根26-6	04996-2-0591	教育相談	○	○	○													○	○	○
福祉事務所	八丈支庁総務課福祉係	100-1401	八丈島八丈町大賀郷2466-2	04996-2-1112	生活保護	○																	○	
青ヶ島村	障害福祉主管課	総務課	100-1701	青ヶ島村無番地	04996-9-0111	発達、育児、就学相談、関係機関紹介	○						○								○	○	○	○
	保健所・保健センター	おじゃれセンター	100-1701	青ヶ島村無番地	04996-9-0111		○														○	○	○	○
	児童福祉主管課	総務課	100-1701	青ヶ島村無番地	04996-9-0111		○						○								○	○	○	○
小笠原村	障害福祉主管課	小笠原村村民課福祉係	100-2101	小笠原村父島字西町	04998-2-3939	全て	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

〈保健所・保健センター（区市町村）〉

乳幼児健診や健診後の相談・フォロー、発達に関する相談等を行っています。また、精神保健福祉相談、健康相談等を行っています（区市町村により実施内容等が異なります）。

相談支援事業・地域活動支援センター

相談支援事業は、障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援等のほか、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

地域活動支援センターは、障害のある人が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行っています。I型は、相談支援事業と併せて実施されています。

現状では、発達障害者への対応は、事業者により異なります。

子供に関する相談窓口

●児童相談センター・児童相談所

児童福祉法に基づく0～18歳未満の児童の福祉の窓口として都が設置する機関です。児童の様々な問題についての相談、児童とその家庭についての必要な調査・診断・治療・指導、緊急に保護を要する児童の一次保護等を行っています。

18歳未満の知的障害児の愛の手帳の判定・交付を行っています。

児童相談センター

新宿区北新宿4-6-1

03-5937-2311（練馬、小笠原支庁）

03-5937-2314（渋谷、文京、台東、豊島、大島支庁）

03-5937-2317（新宿、中央、港、千代田、八丈・三宅支庁）

江東児童相談所

江東区枝川3-6-9 03-3640-5432

担当地区：墨田、江東

品川児童相談所

品川区北品川3-7-21 03-3474-5442

担当地区：品川、目黒、大田

杉並児童相談所

杉並区南荻窪4-23-6 03-5370-6001

担当地区：中野、杉並、武蔵野、三鷹

北児童相談所

北区王子6-1-12 03-3913-5421

担当地区：北、荒川、板橋

足立児童相談所

足立区西新井本町3-8-4 03-3854-1181

担当地区：足立、葛飾

八王子児童相談所

八王子市台町2-7-13 042-624-1141

担当地区：八王子、町田、日野

立川児童相談所

立川市曙町3-10-19 042-523-1321

担当地区：立川、青梅、昭島、国立、福生、あきる野、羽村、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩

小平児童相談所

小平市花小金井1-31-24 042-467-3711

担当地区：小金井、小平、東村山、国分寺、西東京、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山

多摩児童相談所

多摩支諏訪2-6 042-372-5600

担当地区：府中、調布、多摩、稲城、狛江

※世田谷区、江戸川区については、令和2年4月1日に児童相談所を開設予定です。

●子ども家庭支援センター

子供や子育て家庭からのあらゆる相談に応じる区市町村の総合相談窓口です。地域の関係機関との連携や子育てに関する在宅サービス等の提供・調整等もを行っています。

発達障害に関する対応状況は、区市町村によって異なりますが、専門相談等を行っているセンターもあります。

<ひきこもりに関する相談>

●東京都ひきこもりサポートネット

ひきこもりで悩んでいる本人やその家族等からの相談に、電話、メール、訪問等により対応し、本人、家族の状況に応じて適切な支援機関の紹介を行っています。

電話相談 0120-529-528

（月～金）10時～17時（祝日・年末年始除く。）

メール相談

（パソコン・スマートフォンから）

<https://www.hikikomori-tokyo.jp/>

（携帯電話から）

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>

訪問相談 申込みは、お住まいの区市町村の窓口へ

詳細は、下記ホームページ参照

https://hikikomori-tokyo.jp/howto/houmon_list.php

教育に関する相談窓口

[教育相談]

●東京都教育相談センター

高校生相当年齢段階までの子供やその保護者、学校関係者からの学校教育や家庭教育に関する相談・問合せに、専門の相談員が電話で応じています。希望により来所による相談にも対応しています。

東京都教育相談センター

新宿区北新宿4-6-1 03-3360-8008

立川出張相談室（来所）

立川市錦町4-6-13 東京都立川合同庁舎4階

（受付は03-3360-8008）

●区市町村の教育相談所（室）

学校及び家庭生活に関する相談や子供の教育上の問題などについて対応しています。発達障害に関する対応については、区市町村によって異なります。（以下の電話番号はすべて相談用の番号です）

千代田区立児童・家庭支援センター

千代田区神田司町2-16

神田さくら館6階03-3256-8140

中央区立教育センター 教育相談室

中央区明石町12-1 03-3545-9200

（子ども電話相談）03-3545-9203

港区立教育センター

港区白金3-18-2

03-5791-5681

新宿区立教育センター教育相談室

新宿区大久保3-1-2新宿コズミックセンター内

03-3232-3071 03-3232-2711

文京区教育センター教育相談室

文京区湯島4-7-10 03-5800-2594

（電話相談）03-5800-2595

（いじめ電話相談）03-5800-2596

台東区立教育支援館

台東区西浅草3-25-16

03-5246-5855 03-5246-9255

- すみだ生涯学習センター 教育相談室
 - 墨田区東向島2-38-7 03-5247-2012
 - (親子電話相談) 03-5247-2015
 - (ヤングテレホン相談) 03-3616-1003
- 江東区教育センター教育相談室
 - 江東区東陽2-3-6 江東区教育センター内
 - 03-3649-3834
- 品川区教育総合支援センター
 - 品川区西五反田6-5-1 03-3490-2006
 - (心のフリーダイヤル) 品川区教育センター内 0120-552-777
- 目黒区めぐろ学校サポートセンター
 - 目黒区中目黒3-6-10 03-3710-6770
 - (電話教育相談) 03-3710-6770
 - (来室教育相談) 03-3712-4601
- 大田区立教育センター教育相談室
 - 大田区池上1-32-8池上会館4階 03-5748-1201
- 世田谷区教育相談室
 - 世田谷分室
 - 世田谷区太子堂4-3-1STKハイツ2~5階 03-3410-5010
 - 玉川分室
 - 世田谷区玉川2-1-15 03-3709-2403
 - 砧分室
 - 世田谷区成城6-3-10成城6丁目事務所棟2階 03-3483-3404
 - 烏山分室
 - 世田谷区南烏山4-26-2 03-3305-2022
- 渋谷区教育センター
 - 渋谷区神宮前3-12-8 03-3423-8899
- 中野区立教育センター教育相談室
 - 中野区野方1-35-3 03-3385-9313
- 杉並区立済美教育センター
 - 杉並区堀ノ内2-5-26 03-3311-1921
 - (教育SAT・いじめ等の相談) 03-3317-1190
- 豊島区立教育センター教育相談室
 - 豊島区雑司が谷3-1-7 03-3971-7440
 - (電話教育相談・いじめ電話相談) 03-3983-0094
- 北区教育総合相談センター
 - 北区滝野川2-52-10 03-3908-9269
- 荒川区立教育センター教育相談室
 - 荒川区荒川3-49-1 03-3801-4338
- 板橋区教育支援センター
 - 板橋区坂下2-66-1 03-3579-2197
 - 成増分室
 - 板橋区成増1-12-4成増社会教育会館内 03-3975-9693
- 練馬区立学校教育支援センター教育相談室
 - 練馬区光が丘6-4-1 03-5998-0091
 - 練馬分室
 - 練馬区豊玉北5-15-19 03-3991-3666
 - 関分室
 - 練馬区関町北1-21-15 03-3928-7200
 - 大泉分室
 - 練馬区東大泉3-18-9 03-6385-4681
- 足立区子ども支援センターげんき
 - 足立区梅島3-28-8 03-3852-2872
 - 東地区担当
 - 足立区綾瀬1-34-7 綾瀬ブルミエ内 03-3838-3588
- 葛飾区立総合教育センター
 - 葛飾区鎌倉2-12-1 03-5668-7601
- 江戸川区教育研究所 グリーンパレス教育相談室
 - 江戸川区松島1-38-1グリーンパレス3階 03-5662-7204
 - (教育電話相談) 03-3655-8200
 - (いじめ電話相談) 03-3654-7867
- 西葛西教育相談室
 - 江戸川区西葛西3-11-4 03-5676-2898
- 南篠崎教育相談室
 - 江戸川区南篠崎町5-12-2 03-3698-0433
- 八王子市教育センター総合教育相談室
 - 八王子市散田町2-37-1 042-664-6949
- 立川市教育相談室
 - 立川市錦町3-2-26 (子ども未来センター内) 042-527-6171
- 武蔵野市教育支援センター
 - 武蔵野市吉祥寺北町4-11-37 0422-60-1899
- 三鷹市教育委員会 総合教育相談室
 - 三鷹市下連雀9-11-7 0422-45-1151 (内線) 3291・3292
- 青梅市教育相談所
 - 青梅市東青梅1-2-5 0428-23-2200
- 府中市立教育センター教育相談室
 - 府中市府中町1-32 042-360-4188
- 昭島市教育相談室
 - 昭島市昭和町1-6-11昭和町分室内 042-541-4445
- 調布市教育相談所
 - 調布市小島町2-36-1調布市教育会館 042-481-7633
- 町田市教育センター
 - 町田市木曽東3-1-3
 - 042-792-6546 042-792-6548
- 小金井市教育相談所
 - 小金井市本町6-5-3シャトー小金井別館3階
 - 042-384-2508 042-384-2097
- 小平市教育相談室
 - 小平市小川東町4-2-1小平元気村おがわ東3階
 - 042-343-9411
- 日野市発達・教育支援センター
 - 日野市旭が丘2-42-8 042-589-8877
 - (子どもこころの電話相談) 042-514-8028
- 東村山市教育相談室
 - 東村山市本町1-2-3いきいきプラザ3階 042-391-0278
- 国分寺市教育相談室
 - 国分寺市光町1-46-8ひかりプラザ4階 042-573-4375
- 国立市教育相談室
 - 国立市富士見台3-21-1 042-576-2109
- 福生市教育相談室
 - 福生市北田園2-5-7 042-551-7700
- 狛江市教育研究所 教育相談室
 - 狛江市東和泉1-3-17 03-3430-6655
- 東大和市さわやか教育相談室
 - 東大和市清原4-1312-2 042-562-7911
 - (いじめ電話相談) 042-516-8091
- 清瀬市教育相談センター
 - 清瀬市中清戸5-83-11 042-493-4122
- 子どもの発達支援・交流センターとことこ
 - 清瀬市竹丘1-15-8 042-495-3030
- 東久留米市教育センター 中央相談室
 - 東久留米市東本町8-14 成美教育文化会館内 042-473-3667
 - 滝山相談室
 - 東久留米市滝山2-3-23 042-475-8909
- 武蔵村山市教育相談室
 - 武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター内
 - 0120-910-548 042-590-1470
- 多摩市立教育センター
 - 多摩市諏訪5-1 042-372-1030
- 稲城市中央教育相談室
 - 稲城市東長沼2111 042-378-2110
 - ふれんど平尾教育相談室
 - 稲城市平尾1-9-1 042-331-6686
- 羽村市教育相談室
 - 羽村市羽東2-12-2 042-554-1223
 - (子ども悩み110番) 042-554-1306
- あきる野市秋川教育相談所
 - あきる野市二宮350 042-558-6444
- 五日市教育相談所
 - あきる野市五日市411 042-596-6460

西東京市教育相談センター

西東京市中町1-5-1 042-425-4972

瑞穂町教育相談室

瑞穂町大字箱根ヶ崎2475 ビューパーク内 042-557-0312

日の出町教育相談室

日の出町平井2780 日の出町教育センター内 042-597-1161

檜原村教育相談室

檜原村504-2 042-598-1161

奥多摩町教育相談室

奥多摩町水川119-口 0428-83-2340

大島町教育相談室

大島町野増字大宮 04992-2-4544

八丈町教育相談室

八丈町三根26-6 八丈町コミュニティセンター内 04996-2-0591

[就学相談]

●東京都特別支援教育推進室

障害のあるお子さんの特別支援学校への就学・入学・転校等の相談や都立特別支援学校への通級による指導の調整等を行うほか、都立特別支援学校の就労支援等や特別支援教育に関する情報提供、連絡調整等を行っています。

新宿区赤城元町1-3 教育庁神楽坂庁舎 03-5228-3433

●区市町村の就学相談窓口

障害のある子供などの就学に関する相談に対応する区市町村の窓口です。

千代田区 児童・家庭支援センター	03-5298-2424
中央区 教育委員会事務局指導室	03-3546-5631
港区 学務課特別支援相談担当	03-3578-2738
新宿区 教育支援課	03-3232-3074
文京区 教育推進部教育指導課	03-5803-1298
台東区 学務課	03-5246-1416
墨田区 学務課給食保健・就学相談担当	03-5608-6304
江東区 学校支援課特別支援教育担当	03-3647-9175
品川区 指導課特別支援教育係	03-5740-8202
目黒区 学校運営課	03-5722-9305
大田区 大田区立教育センター	03-5748-0801
世田谷区 教育相談・特別支援教育課	03-5432-2690
渋谷区 学務課特別支援教育係	03-3463-2993
中野区 学校教育分野特別支援教育担当	03-3228-5557
杉並区 済美教育センター	03-3311-1921
豊島区 教育指導課教育センター	03-3590-6746
北区 教育指導課	03-3908-1326
荒川区 学務課	03-3802-3111
板橋区 学務課特別支援教育係	03-3579-2195
練馬区 教育振興部学務課	03-5984-5664
足立区 こども支援センターげんき	03-3852-2872
葛飾区 指導室特別支援担当	03-5668-7604
江戸川区 学務課相談係	03-5662-1627
八王子市 学校教育部教育支援課	042-664-5124
立川市 教育部教育支援課	042-506-0018
武蔵野市 教育支援課	0422-60-1908
三鷹市 学務課総合教育相談室	0422-45-1151
青梅市 教育部教育指導担当	0428-22-1111 (内線) 2374
府中市 教育部指導室	042-364-6620
昭島市 学校教育部指導課	042-544-5111
調布市 教育相談所	042-481-7634
町田市 教育センター	042-793-3057
小金井市 学校教育部学務課学務係	042-387-9874
小平市 教育部学務課学事係	042-346-9570
日野市 教育部教育支援課	042-514-8425

東村山市 教育部教育支援課	042-393-5111
国分寺市 学校指導課	042-573-4372
国立市 教育指導支援課	042-576-2111
福生市 指導室教育相談室	042-551-7700
狛江市 学校教育課学事給食係	03-3430-1111
東大和市 学校教育課特別支援教育係	042-563-2111
清瀬市 指導課	042-497-2552
東久留米市 学務課学事係	042-470-7779
武蔵村山市 教育指導課	042-565-1111
多摩市 教育センター	042-372-1010
稲城市 教育部指導課	042-331-7302
羽村市 生涯学習部教育支援課	042-555-1111
あきる野市 教育総務課	042-558-2431
西東京市 教育支援課	042-438-4074
瑞穂町 教育部指導課	042-557-6694
日の出町 学校教育課指導係	042-597-0511
檜原村 教育課学校教育係	042-598-1011
奥多摩町 教育課学務係	0428-83-2246
大島町 教育文化課	04992-2-1453
利島村 教育委員会	04992-9-0331
新島村 教育課	04992-5-0203
神津島村 教育課	04992-8-1222
三宅村 教育課	04994-5-0952
御蔵島村 教育委員会事務局	04994-8-2121
八丈町 教育課庶務係	04996-2-7071
青ヶ島村 教育委員会事務局	04996-9-0201
小笠原村 教育課教育係	04998-2-3117

就労に関する相談窓口

●ハローワーク

飯田橋 文京区後楽1-9-20飯田橋合同庁舎	03-3812-8609
管轄：千代田・中央・文京・島しょ	
上野 台東区東上野4-1-2	03-3847-8609
管轄：台東	
品川 港区芝5-35-3	03-5419-8609
管轄：港・品川	
大森 大田区大森北4-16-7	03-5493-8609
管轄：大田	
渋谷 渋谷区神南1-3-5	03-3476-8609
管轄：渋谷・世田谷・目黒	
新宿 新宿区歌舞伎町2-42-10 (歌舞伎町庁舎)	03-3200-8609
管轄：新宿・中野・杉並	
池袋 豊島区東池袋3-5-13 (本庁舎)	03-3987-8609
管轄：豊島・板橋・練馬	
王子 北区王子6-1-17	03-5390-8609
管轄：北	
足立 足立区千住1-4-1東京芸術センター6~8階	03-3870-8609
管轄：足立・荒川	
墨田 墨田区江東橋2-19-12	03-5669-8609
管轄：墨田・葛飾	
木場 江東区木場2-13-19	03-3643-8609
管轄：江東・江戸川	
八王子 八王子市子安町1-13-1	042-648-8609
管轄：八王子・日野	
立川 立川市緑町4-2立川地方合同庁舎1-3階	042-525-8609
管轄：立川・国立・小金井・昭島・小平・東村山・国分寺・東大和・武蔵村山	
青梅 青梅市東青梅3-20-7山崎ビル (分庁舎)	0428-24-8609
管轄：青梅・福生・あきる野・羽村・西多摩郡	
三鷹 三鷹市下連雀4-15-18	0422-47-8609
管轄：三鷹・武蔵野・西東京・東久留米・清瀬	
町田 町田市森野2-28-14町田合同庁舎1階	042-732-8609
管轄：町田	

府中 府中市美好町1-3-1 042-336-8609
管轄：府中・稲城・多摩・調布・狛江

●障害者職業センター

東京障害者職業センター

台東区東上野4-27-3上野トーセイビル3階
03-6673-3938

東京障害者職業センター多摩支所

立川市曙町2-38-5立川ビジネスセンタービル5階
042-529-3341

●障害者就業・生活支援センター

ワーキング・トライ

板橋区南常盤台2-1-7 03-5986-7551

アイキャリア

世田谷区奥沢3-31-4W.OKUSAWA4階 03-3705-5803

オープナー

国立市富士見台1-17-4 042-577-0079

WEL 'S TOKYO

千代田区神田錦町3-21ちよだプラットフォームスクエアCN312
03-5259-8372

TALANT

八王子市明神町4-5-3橋捷ビル4階 042-648-3278

けるん

福生市本町94-9G.C.Cビル1階 042-553-6320

●区市町村障害者就労支援センター

千代田区障害者就労支援センター

千代田区九段南1-2-1千代田区役所内 03-3264-2153

中央区障害者就労支援センター

中央区東日本橋2-27-12 5階 03-3865-3889

みなと障がい者福祉事業団

港区芝1-8-23 港区立障害保健福祉センター内 03-5439-8062

新宿区勤労者・仕事支援センター

新宿区新宿7-3-29新宿ここ・から広場しごと棟1階 03-3200-3316

文京区障害者就労支援センター

文京区本郷4-15-14文京区民センター1階 03-5805-1600

台東区障害者就労支援室

台東区松が谷1-4-12松が谷福祉会館6階 03-3847-6341

すみだ障害者就労支援総合センター

墨田区緑4-25-4 03-5600-2004

江東区障害者就労・生活支援センター

江東区東陽4-11-28江東区役所 03-3699-0325

品川区障害者就労支援センター げんき品川

品川区大崎4-11-12 03-5496-2525

目黒障害者就労支援センター

目黒区中央町2-32-5スマイルプラザ中央町 03-5794-8180

大田区立障がい者就労支援センター

大田区中央4-30-11 03-5728-9135

世田谷区障害者就労支援センター すきっぷ就労相談室

世田谷区船橋5-33-1 03-3302-7927

世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと

世田谷区太子堂2-15-1野村三軒茶屋ビル8階 03-3418-1432

世田谷区障害者就労支援センター ゆに (UNI)

世田谷区上用賀5-14-1上用賀アートホール2階 03-5797-2343

渋谷区障害者就労支援センター ハートバレーしづや

渋谷区神南1-19-8勤労福祉会館1階 03-3462-2513

中野区障害者福祉事業団

中野区新井2-8-13 03-3388-2941

杉並区障害者就労支援センター

杉並区高井戸東4-10-26 03-5346-3250

豊島区保健福祉部障害福祉課施設・就労支援グループ

豊島区南池袋2-45-1 03-3985-8330

就労支援センター北 ドリームヴィ

北区上十条2-1-12 03-3906-7753

就労支援センター北 わくわくかん

北区赤羽南2-6-6スカイブリッジ21地下1階 03-3598-3337

荒川区障害者就労支援センター じょぶ・あらかわ

荒川区南千住1-13-20 03-3803-4510

板橋区障がい者就労支援センター

板橋区前野町4-16-1おとしより保健福祉センター内
03-3968-9900

練馬区障害者就労支援センター

練馬区豊玉北5-14-6新練馬ビル5階 03-3948-6501

足立区障がい福祉センター 雇用支援室

足立区梅島3-31-19 03-5681-0133

葛飾区障害者就労支援センター

葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル2階 03-3695-2224

江戸川区立障害者就労支援センター

江戸川区東小岩6-15-2 03-5622-6050

八王子市障害者就労・生活支援センターふらん

八王子市子安町1-8-3 コーボ森1階 042-642-0080

自立生活センターはたらこ

立川市柴崎町2-10-16 オオノビル2階 042-525-0884

武蔵野市障害者就労支援センター あいる

武蔵野市境南町2-5-8ヴィラージュ武蔵野102 0422-26-1855

三鷹市障がい者就労支援センター かけはし

三鷹市下連雀4-15-18下連雀複合施設 0422-27-8864

青梅市障害者就労支援センター

青梅市東青梅1-2-5 東青梅センタービル3階 0428-25-8510

障害者就労支援センター み～な

府中市南町5-38心身障害者福祉センター内 042-360-1312

昭島市障害者就労支援センター クジラ

昭島市松原町3-6-7 アートヒルズ105 042-569-6433

調布市障害者地域生活・就労支援センター ちょうふだぞう

調布市国領町3-19-1 042-487-4552

調布市こころの健康支援センター 就労支援室ライズ

調布市布田5-46-1 042-426-9161

町田市障がい者就労・生活支援センター りんく

町田市原町田4-24-6 せりがや会館内 042-728-3161

町田市障がい者就労・生活支援センター Let's (レッツ)

町田市原町田4-24-6 せりがや会館内 042-728-3162

小金井市障害者就労支援センター エンジョイワーク・こころ

小金井市前原町3-41-15小金井市役所第2庁舎1階

042-387-9866

小平市障害者就労・生活支援センター ほっと

小平市大沼町2-1-3 042-316-9078

日野市障害者生活・就労支援センター くらしごと

日野市多摩平2-5-1クレヴィア豊田多摩平の森サウスレジデンス1階
042-843-1806

東村山市障害者就労支援室

東村山市本町1-1-1東村山市市民センター1階 042-313-3794

国分寺市障害者就労支援センター

国分寺市泉町2-3-8国分寺市障害者センター内 042-300-1500

国立市役所健康福祉部しょうがいしゃ支援課相談係就労支援担当

国立市富士見台2-47-1 042-576-2111 内148

福生市障害者自立生活支援センターすてっぴ

福生市南田園2-13-1福祉センター内 042-539-3217

狛江市障がい者就労支援センター・サポート

狛江市元和泉2-35-1あいとぴあセンター内 03-5438-3533

東大和市総合福祉センターは～とふる障害者就労生活支援センター

東大和市桜が丘2-53-6 042-516-3983

清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ

清瀬市元町1-9-14 042-495-0010

東久留米市障害者就労支援室 さいわい

東久留米市幸町3-9-28 042-477-3100

- 東久留米市障害者就労支援室 おおぞら
東久留米市幸町3-7-7ロワ・ヴェール6号館101 042-476-2625
- 武蔵村山市障害者就労支援センター とらい
武蔵村山市伊奈平1-64-1 042-560-7839
- 多摩市障がい者就労支援センターなちゅーる
多摩市関戸4-19-5市立健康センター4階 042-311-2324
- 稲城市障害者就労支援センター マルシェいなぎ
稲城市東長沼2107-3ヒルテラス稲城103 042-379-9234
- 羽村市障害者就労支援センター エール
羽村市神明台1-27-4 042-570-1233
- あきる野市障がい者就労・生活支援センター あすく
あきる野市秋川1-7-6リヴェール麗2階 042-532-1793
- 西東京市障害者就労支援センター 一歩
西東京市田無町4-17-14 042-452-0095
- 瑞穂町障害者就労支援センター
瑞穂町大字石畑2008瑞穂町ふれあいセンター1階 042-568-0139

当事者団体・家族会等

東京LD親の会連絡会

- LD（学習障害）とそれに類似する児・者の親の会「にんじん村」
連絡先：メールinfo@ninjinmura.com
URL：http://www.ninjinmura.com/
- 学び方の違う子の親の会ルピナス
URL：https://lupinusoyanokai.amebaownd.com/
- LD等発達障害児・者親の会けやき
URL：http://keyakitokyo.web.fc2.com/

認定特定非営利活動法人 エッジ

- 所在地：港区芝3-6-5KS芝公園ビルII 4階
連絡先：電話03-6435-0402 FAX03-6435-2209
メールedgewebinfo@npo-edge.jp
URL：http://www.npo-edge.jp

特定非営利活動法人 えじそんくらぶ東京EAST23

- 連絡先：メールjimukyoku@tokyoeast23.net
※特定非営利活動法人 えじそんくらぶ（郵便・FAXの際はこちらへ）
所在地：埼玉県入間市豊岡1-1-1-924
連絡先：FAX04-2962-8683
URL：https://www.e-club.jp/

特定非営利活動法人 東京都自閉症協会

- 所在地：豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル7階
連絡先：電話03-6907-3531 FAX03-6907-3546
メールautism@bz04.plala.or.jp

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（東京都手をつなぐ親の会）

- 所在地：新宿区西新宿7-8-10オークラヤビル2F
連絡先：電話03-5389-2600 FAX03-5389-4090
メールinfo@ikuseukai-ty.or.jp

トゥレット友の会

- 連絡先：メールtourette.fs@gmail.com
URL：https://tourette-friends.org

東京都発達障害当事者会ネット

- 東京都発達障害当事者会ネット（発達障害者法律相談室も併せて実施）
所在地：東京都日野市日野本町3-11-1マイコート日野603アビリティ法律事務所
連絡先：電話042-849-9760（共通）
メールtokyo@toujisha-kai.net（東京都発達障害当事者会ネット用）
メールZVK10062@nifty.com（発達障害者法律相談室用）
URL：https://toujisha-kai.net/（東京都発達障害当事者会ネット用）
- DMPstation
主な活動場所：豊島区
連絡先：メールdmp-station@outlook.com
URL：https://www.facebook.com/dmpstation
- つむぎ・発達障害当事者会
主な活動場所：都内各地
連絡先：電話050-5809-5605 メールinfo@tsumugi-peer.com
URL：https://tsumugi-peer.com/

- 東京・多摩「大人の発達障害」当事者会
主な活動場所：日野市中央福祉センター（日野市）
連絡先：電話090-9950-2358 メールsolalis@t.vodafone.ne.jp
URL：https://www.facebook.com/groups/561150947948827/
- Neccoカフェ
所在地：東京都新宿区西早稲田2-18-21羽柴ビル202
連絡先：電話03-6233-7456 メールnecco@live.jp
URL：https://neccocafe.com
- 発達障害当事者協会
所在地：東京都新宿区西早稲田2-18-21羽柴ビル301
連絡先：電話080-8717-7163 メールinfo@jdda.com
URL：https://jdda.or.jp/
- 発達障害ピアサポート・サビア
主な活動場所：東京都障害者福祉会館（港区）
連絡先：メールjpsapia@gmail.com
URL：https://www.jpsapia.org
- 発達障害を一緒に語る会
主な活動場所：梅丘ボランティアビューロー（世田谷区）
連絡先：電話090-1772-8767 メールnyan1202@gmail.com
URL：https://setahattatsu.wp.xdomain.jp/
- みどる中高年発達障害当事者会
主な活動場所：都内各地
連絡先：電話050-3701-5701 メールinfo@midoru.net
URL：https://midoru.net
- Locopelli
主な活動場所：文京区
連絡先：電話080-6671-8381 メールkukkle.zanmai@gmail.com
URL：https://locopelli.jimdofree.com/

発達障害者医療機関リスト

このリストは、東京都保健医療情報センターに登録されている医療機関であり、精神科又は小児科を標榜し発達障害に関連する診療（心理検査、小児神経疾患等）を行っている医療機関のうち、本リスト掲載の許可が得られたものを掲載しています。
 したがって、都内で発達障害の診療を行っている医療機関全てを網羅したものではありません。
 診療内容の詳細や手続きは医療機関により異なりますので、各医療機関に問合せください。
 また、「大人の発達障害の診察ができる医療機関」と「子供発達障害の診察ができる医療機関」に分け、集計しています。
 掲載順は以下のとおりです。

- ①大人の発達障害の診察ができる医療機関(病院)
- ②大人の発達障害の診察ができる医療機関(診療所)
- ③子供の発達障害の診察ができる医療機関(病院)
- ④子供の発達障害の診察ができる医療機関(診療所)

<本リスト上の用語の解説>

心理アセスメント	……	心理面についてアセスメントするための心理士による評価
個別心理面接	……	心理士による個別の心理面接
成人デイケア	……	発達障害者を対象とした目的別デイケアプログラム
幼児・児童デイケア	……	発達障害児を対象とした目的別デイケアプログラム
療育・言語療法、作業療法	……	発達障害児を対象とした発達支援プログラム、作業療法士(OT)による作業療法及び言語聴覚士(ST)による言語療法
訪問看護又は訪問看護事業所との連携	……	医療機関において訪問看護を実施又は訪問看護事業所との連携

<回答表記のルール>

- 該当なし
- * 非公開

NO	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	WEBアドレス	診療に当たる科	診断可能な発達障害				行っている診療、SST等				自立支援医療診断書(精神通院)	2 診療に当たった際の留意事項等		発達障害者を対象にしたプログラム		4 外国語への対応				
							ADHD	ASD	LD	SL	S	成人デイケア	個別心理面接	心理アセスメント		その他、特に専門とする病名	特に専門とする診療名	医師の勤務形態 非常勤医師数 非常勤医師数	留意事項		実施曜日	留意事項等	外国語への対応	その他への対応
14	尾山台心療クリニック	158-0086	世田谷区尾山台 3-34-5	03-6809-7669		心療内科					○			○	不要	不要	月・水・木・金・土		無	無				
15	医療法人社団家族の木 給田ファミリークリニック	157-0064	世田谷区給田 3-26-6 給田医療ビル1F	03-5315-5511		家庭医療								○	必要	必要	月・火・水・木・金・土	水はAMのみ	無	無				
16	明大前メンタルクリニック	156-0043	世田谷区松原2-45-10 レインポ-明大前2F	03-6265-8661		精神科・心療内科								○	必要	必要	月・火・水・金・土		無	無				
17	医療法人南陽会 たむらメンタルクリニック	157-0062	世田谷区南島山5-16-1 第2三ツ次ビル2F	03-5313-0677		心療内科・精神科								○	必要	必要	木・金	紹介状はTELで相談。初診はなるべく木・金	無	無				
18	あいわクリニック	154-0012	世田谷区駒沢 2-11-5 NEW VALUE駒沢ビル6F	03-6413-8246		精神科・心療内科								○	必要	必要	月・火・水・金・土	紹介状はなくても受け入れ可能であるが、可能な限りご持参いただくとが望ましい	無	無				
19	恩田メディカルプラザ	154-0024	世田谷区三軒茶屋 2-11-20 サンタフェスD棟5F	03-5726-9327		脳神経外科・小児科								○	不要	不要	月・火・水・金・土		無	無				
20	医療法人社団洗松会 三軒茶屋神経心療内科クリニック	154-0004	世田谷区太子堂 4-27-11 ウイムビル3F ベルフアックモト福本ビル201	03-3795-7744		精神科・心療内科						アルコール依存、うつ病	精神科・神経科	○	必要	必要	月・火・水・木・金・土		有月	有英				
21	唐木心療内科クリニック	158-0083	世田谷区奥沢 5-25-9 インディアペンデンス4F	03-5729-7066		精神科								○	必要	必要	火・水・金・土		無	無				
22	医療法人社団大悟会 三軒茶屋なかむらメンタルクリニック	154-0004	世田谷区太子堂 2-7-3 橋和屋東京ビル4F	03-6450-8996		精神科・心療内科								○	必要	必要	月・火・水・金・土		無	無				
23	せきぐちクリニック	156-0055	世田谷区船橋1-16-1	03-3429-4181		内科								○	必要	必要	月・火・水・木・金		無	無				
24	医療法人社団SERENTE Medical Switch in clinic	150-0002	渋谷区渋谷1-9-5 高橋ビル3F	03-5778-3600		精神科・児童精神科・心療内科・リハビリテーション科								○	必要	必要	月・火・水・木・金		有月・火・水・木・金	SST、自己理解、疾病理解、対人関係、コミュニケーショントレーニング				
25	初台クリニック	151-0061	渋谷区初台1-7-7 Court初台1F	03-6383-3414		心療内科・精神科								○	必要	必要	月・火・水・木・金・土		無	無				
26	1st STEP こころのクリニック	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷5-8-2 代々木高等専門学校2F	03-4400-6807		児童精神科・精神科・心療内科							ASD	○	必要	必要	水・木		有月・火・水・木・金	SST	有英			

NO	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	WEBアドレス	診療に当たる科	診断可能な発達障害			行っている診療、SST等				自立支援医療診断書(精神通院)	2 診療に当たっての留意事項等			発達障害者を対象にしたプログラム			4 外国語への対応									
							ASD	LD	ADHD	心理アセスメント	個別面接	入院	成人デイケア		S	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	医師の勤務形態	留意事項	実施曜日	留意事項等	外国語への対応	その他							
																								常	非常	初診可能な曜日	予約	紹介状	初診可能な曜日	医師の勤務形態
45	目白ジュンククリニック	171-0031	豊島区目白3-6-4 目白ビル2階	03-5988-5568	○	心療内科・精神科	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	不要	火・水・木・金・日	火・水・木・金・日	1	常	無	無	有	有	ボケトーク対応のみ	そ				
46	池袋こころのクリニック	171-0022	豊島区南池袋2-27-2 マルグ リッドビル4F	03-5985-7781	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木・金・土	火・水・木・金・土	1	0	無	無	無	無						
47	医療法人社団利田会 周愛利田クリニック	114-0016	北区上中里3-6-13	03-3911-3050	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木・金	火・水・木・金	3	4	有	有	有	有	火・水・木・金・土					
48	すずきクリニック	116-0012	荒川区東尾久4-29-16 サンライズビル101	03-5901-9179	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・金	火・水・金	1	0	無	無	無	無	無	無				
49	医療法人社団謙友会 ベククリニック	116-0014	荒川区東日暮里6-60-10 日暮里駅前中央ビル5F	03-5810-7808	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	不要	火・水・木・金・土	火・水・木・金・土	1	6	有	有	有	有	有	有				
50	医療法人社団仁慈会 メンタルクリニックいたばし	173-0004	板橋区板橋1-21-5 1F・2F	03-3961-9603	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木・金・土	火・水・木・金・土	1	4	有	有	有	有	有	有				
51	綾瀬こころのクリニック	120-0005	足立区綾瀬3-3-2 第一ビル302	03-5856-3120	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木・金・土	火・水・木・金・土	1	3	無	無	無	無	有	有	無			
52	千住中央診療所	120-0031	足立区千住大川町37-2	03-3881-5378	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木	火・水・木	1	0	無	無	無	無	有	有	無			
53	まちどろクリニック	120-0005	足立区綾瀬3-6-2 ボナルビル16ビル4F	03-5673-0555	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木・金・土	火・水・木・金・土	1	2	有	有	有	有	有	有	有	有	要相談	
54	医療法人社団継和会 北メンタルクリニック	123-0872	足立区江北1-33-23 ロイヤルKJ1F	03-5838-0797	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木・金・土	火・水・木・金・土	2	0	無	無	無	無	無	無	無	*		
55	金町駅前心療内科かわせみクリニック	125-0041	葛飾区東金町1-43-9 KHBe5ビル3F	03-3600-5550	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要	必要	火・水・木・金・日	火・水・木・金・日	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無		

NO	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	WEBアドレス	診療に当たる科	診断可能な発達障害										行っている診療、SST等			自立支援医療診断書(精神通院)			2 診療に当たっての留意事項等			発達障害者を対象にしたプログラム		4 外国語への対応		
							ADHD	ASD	LD	SL	吃音	その他の、特に専門とする病名	個別心理面接	心理アセスメント	入院	成人デイケア	SST	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他
102	よつや三栄通りメンタルクリニック	160-0008	新宿区四谷三栄町9-2F	03-5369-8222		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
103	四合いわさきクリニック	160-0004	新宿区四谷1-2-5 ヒグチ四合ビル3F	03-5366-9222		精神科、内科	<input type="checkbox"/>	精神科、内科	精神科、内科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
104	医療法人社団樹会五反田駅前メンタルクリニック	141-0031	品川区西五反田1-5-2 トラヤビル9F	03-3495-5755		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
105	医療法人AvecYou大井町こころのクリニック	140-0014	品川区大井1-49-12 ライオンズマンション大井202号	03-5742-2225		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
106	えとらメンタルクリニック黒目黒	141-0021	品川上大崎2-13-45 トララストリック第3ビル4F	03-6277-1338		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
107	千代田心療クリニック	102-0093	千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル3C	03-5275-0077		精神科・内科	<input type="checkbox"/>	精神科・内科	精神科・内科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
108	ももこころの診療所	101-0051	千代田区神田神保町1-16-3 TSI 神保町ビル4F	03-5282-2556		精神科・内科	<input type="checkbox"/>	精神科・内科	精神科・内科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
109	とちの木通り診療所	101-0062	千代田区神田駿河台1-7-10 YK駿河台ビル1F	03-5577-2161		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
110	飯田橋東口内科心療内科診療所	102-0072	千代田区飯田橋4-9-9 第7田中ビル8F	03-6260-9863		精神科・内科	<input type="checkbox"/>	精神科・内科	精神科・内科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
111	半蔵門のびすこどもクリニック	102-0082	千代田区一番町4-16 アルミエール一番町1F	03-6261-7540		児童精神科	<input type="checkbox"/>	児童精神科	児童精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
112	九段こころのクリニック	102-0073	千代田区九段北1-1-5 第二中央ビル3F	03-6256-8397		心療内科・精神科	<input type="checkbox"/>	心療内科・精神科	心療内科・精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
113	神保町メンタルクリニック	101-0051	千代田区神田神保町2-9 神保町メディカルモール5F	03-3239-5776		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
114	医療法人社団藤和会パークサイド日比谷クリニック	100-0006	千代田区有楽町1-6-1 ナビビル日比谷5F	03-6550-9050		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							
115	医療法人社団HARIMAはりまメンタルクリニック	101-0052	千代田区神田小川町3-24-1 カスタリアお茶の水102号室	03-5281-4800		精神科	<input type="checkbox"/>	精神科	精神科	成人デイケア	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	特に専門とする診療名	初診可能な曜日	紹介状	予約	医師の勤務形態	留意事項	発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項	留意事項等	外国語への対応	その他							

NO	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	WEBアドレス	診療に当たる科	診断可能な発達障害				行っている診療、SST等				自立支援医療診断書(精神通院)	2 診療に当たっての留意事項等		発達障害者を対象にしたプログラム	実施曜日	留意事項等	4 外国語への対応
							A	A	L	D	S	S	T	特別に専門とする診療名		初診可能な曜日	予約				
133	茅場町メンタルヘルス	103-0025	中央区日本橋茅場町1-4-2 勝村ビル2F	03-5643-2020		精神科・心療内科										土曜不定期。電話はコールセンターで対応。名前・初診希望、電話番号を伝える。当日の夜、又は翌開院日に当院から折り返す					
134	こころのクリニック調布	182-0024	調布市布田2-51-6 みこしビル402号室	042-444-8527		精神科										中学生以上が対象					
135	医療法人社団HeartStation 府中こころ診療所	183-0022	府中市宮西町1-1-3 三和ビル2F	042-319-7887		精神科、心療内科										土曜日は予約が混みあっているため、お取りするのにお時間を頂く					
136	社会福祉法人双葉会 双葉会診療所	198-0213	奥多摩町海澤500	0428-83-3454		精神科・心療内科															
137	北野メンタルクリニック	192-0911	八王子市打越町344-6 カリヨンプラズ3F	042-648-2229		精神科・心療内科															
138	医療法人社団まごころ会 町田まごころクリニック	194-0022	町田市森野2-8-15 AWA栄谷ビル地下1階	042-851-7824		精神科・心療内科															
139	医療法人社団おおぞら会 つばきクリニック	194-0035	町田市忠生3-25-11 忠生ビル302号室	042-794-6811		精神科・心療内科															
140	はいかだ心療クリニック	194-0212	町田市小山町4405-1	042-703-8130		心療内科・精神科															
141	医療法人社団 石井メンタルクリニック	195-0053	町田市能ヶ谷1-8-1 神蔵ビル1階	042-737-0122		心療内科・精神科															
142	医療法人社団武寿会 町田メンタル内科クリニック	194-0022	町田市森野1-25-15 グリーンシンフォニービル102号室	042-710-2207		精神神経科															

No	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	WEBアドレス	診療にあたる科の名称	診断可能な発達障害				初診可能な年齢				行っている診療、SST等								自立支援医療診断書(精神通院)				診療に当たった際の留意事項等				発達障害児を対象にしたプログラム			外国語への対応		
							A	A	D	S	H	D	D	吃音	その他、特に専門とする病名	幼児	小児	中学生	高校生	個別心理面接	養育者向けプログラム	入院	幼児・児童・青少年相談	療育・言語療法	療育・作業療法	訪問看護又は訪問看護事業所との連携	子どもの相談医等(日本小児科医学会)	特に専門とする診療名	予約	紹介状	初診可能な曜日	医師の勤務形態	留意事項	発達障害児を対象にしたプログラム	実施曜日	対象年齢
68	医療法人社団康僊会 柴谷メンタルクリニック	114-0002	北区王子2-12-12 私尾ビル1F	03-5959-8511		精神科								○	○	○	○	○								必要	必要	月・火・木・金・土	1	3				無		
69	医療法人社団 よつば会 赤羽駅前心療内科	115-0045	北区赤羽1-19-7 茨ビル101	03-3901-3710		精神科・心療内科								○	○	○	○								必要	必要	月・火・水・木・金・土	1	1				無			
70	医療法人社団 光証会 こども台わかしもと小児科 アレルキー科	174-0071	板橋区常盤台1-2-3 新光常盤ビル3F	03-6454-5415		小児科								○	○	○	○							必要	必要	水・木	1	2				無				
71	板橋区役所前こどもクリニック	173-0004	板橋区板橋3-14-1 メリアコンプレックスビル1F	03-3963-1230		小児科								○	○	○	○							必要	不要	月・火・水・金	1	0	増設 感染症等の 受付を中止する 場合あり				無			
72	品川心療内科	108-0075	港区港南2-14-10 品川駅前港南ビル10F	03-6712-9474		精神科								○	○	○	○						必要	必要	月・火・水・木・金・土	1	0				無					
73	医療法人社団 行基会 川村総合診療院	107-0062	港区南青山2-26-35 山KKビル7F	03-3478-1146		精神科								○	○	○	○						必要	必要	月・火・水・木	2	1	SST 認知療法	認			*				
74	新橋14クリニック	105-0004	港区新橋3-2-2 ラウワー新橋4F	03-6206-1582		精神科・心療内科								○	○	○	○						必要	必要	火	1	3	児童思春期 専門医は 毎週火曜 10時～ 14時の勤務				無				
75	アマラククリニック 表参道	107-0062	港区南青山3-10-38 岩田ハウス101号室	03-6438-9869		精神科								○	○	○	○						必要	必要	月・火・水・金・土	1	0				無					
76	医療法人社団有朋会 こどもメンタルクリニック 芝	105-0014	港区芝3-15-13 YODAビル3階	03-5765-6980		児童精神科								○	○	○	○						必要	必要	水・木・金	1	0				無					
77	加藤ブラチナクリニック	108-0071	港区白金台3-14-35 白金ドルチェ701	03-5422-8565		小児科								○	○	○	○						必要	必要	火・水・木・金・土	1	0	自費診療あり			*			英		
78	新橋ガーデンクリニック	105-0003	港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア3F	03-6205-4991		精神科・心療内科								○	○	○	○						必要	必要	月・火・水・木	1	1	紹介状は なしでも おおむね 可				無				
79	社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会 総合母子保健 センター 愛育クリニック	106-8580	港区南麻布5-6-8	03-3473-8310		小児精神科 保健科								○	○	○	○						必要	必要	月・火・水・金	2	1				無					

NO	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	WEBアドレス	診療にあたる科の名称	診断可能な発達障害			初診可能な年齢			行っている診療、SST等										外国語への対応																		
							ASD	ADHD	その他	幼児	小児	中学生	高校生	個別心理面接	養育者向けプログラム	入院	幼児・児童 デイケア	療育・言語療 療法	療育・作業療 療法	訪問看護又は訪問看護 士との連携	子どもの相談医等(日本小児科医会)	特に専門とする 診療名																			
																								A	S	D	児	小	学	中	高	心理アセスメント	養育者向けプログラム	入院	幼児・児童 デイケア	療育・言語療 療法	療育・作業療 療法	訪問看護又は訪問看護 士との連携	子どもの相談医等(日本小児科医会)	特に専門とする 診療名	
95	千代田心療クリニック	102-0093	千代田区平河町 2-7-9 JA共済 ビル3C	03-5275-0077		精神科・ 心療内科				○	○	○	○	○															必要	必要	月・火・ 水・金・ 土	1	医師の 勤務形態 非常勤 医師 1	留意事項等 紹介状は 強制では ないがあ ると良い	無	発達障害児を対象にしたプログラム	留意事項等	外国語への対応「外国語への対応」	外国語への対応		
96	とちの木通り診療所	101-0062	千代田区神田駿 河台1-7-10 YK駿河台ビル 1F	03-5577-2161		精神科				○	○	○																必要	必要	月・火・ 水・木・ 金・土	1			無							
97	飯田橋東口内科心療内 科診療所	102-0072	千代田区飯田橋 4-9-9 第7田 中ビル8F	03-6260-9863		精神科・ 心療内科	抑うつ・ 不眠・過 不眠・不登 校 etc の 2次障害			○	○	○																必要	必要	火・金・ 土	1			無							
98	半蔵門のびすこども クリニック	102-0082	千代田区一番町 4-16 アルミ エール一番町 1F	03-6261-7540		児童精神 科				○	○	○																必要	必要	水・金・ 土	2	0			無						
99	医療法人社団HARIMA はりまメンタルクリ ニック	101-0052	千代田区神田小 川町3-24-1 カスターリアお茶 の水102号室	03-5281-4800		精神科				○	○	○																必要	必要	月・火・ 水・金	1			無							
100	秋葉原ゲーデックリ ニック	101-0023	千代田区神田松 永町11 AT第 一ビル7F	03-5298-7687		精神科・ 心療内科				○	○	○																必要	必要	火・水・ 木・金・ 土	1		紹介状は なしでも お済みね 可	無							
101	練馬区立こども発達支 援センター医療室	179-0072	練馬区光が丘 3-1-1	03-3975-6251		児童精神 科・小児 科				○	○	○																必要	必要	月・火・ 水・金	10			有	グルーブ 内での療 育。就学 前児童は 月曜日か ら金曜日	英・中・韓					
102	かわはらメンタルクリ ニック	179-0075	練馬区高松 5-18-4 サ ンフラワー大 門光が丘1F	03-6913-1523		精神科				○	○	○																必要	必要	月・火・ 水・土	1	0			無						
103	小竹向原こころのクリ ニック	176-0004	練馬区小竹町 2-3-1 Grande Kotake2F	03-3957-7070		心療内科・ 精神科				○	○	○																必要	必要	月・火・ 水・金・ 土	1			無							
104	新島小児クリニック	177-0041	練馬区石神井町 3-27-23 小 児神経科 イデア石神井公園 ビル3F	03-3997-6000		小児科・ 小児神経 科 小児 科 小児 科 内分泌 科				○	○	○																必要	必要	水・金・ 土	1			無			有	英			
105	医療法人社団蔵裕会 石神井公園クリニック	177-0041	練馬区石神井町 MS2ビル2F-A号室	03-3997-7323		精神科				○	○	○																必要	必要	月・火・ 水・木・ 金・土	1	6			無						

